

「監査委員会議」会議録

日 時	平成30年10月31日(水) 9時30分から 13時40分まで	① 定例会 ② 臨時会 ③ その他	① 監査委員室 ② その他
出 席 者	監 査 委 員 福 田 委 員 丹 羽 委 員 黒 川 委 員 小 川 委 員	事 務 局 監査事務局長 監査事務局次長 監査第二課長 特別監査室長 工事監査室長 主査2 4名	関 係 人
事情聴取 「名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求」に係る当局に対する事情聴取 監査委員より、観光文化交流局及び会計室に対し事情聴取を行った。			
議 題 今後の監査委員会議の予定について 事務局から説明を行い、原案どおり了承された。			
概 要			

監査委員臨時会

日時：平成30年10月31日(水)

午前9時30分～

場所：監査委員室

- ・事情聴取 「名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求」に係る当局に対する事情聴取
- ・議題 今後の監査委員会議の予定について
- ・日程

議題 今後の監査委員会議の予定について

監査委員会議の日程		実施内容
6回目	11月 8日(木) 13時30分～ (定例会)	審議
7回目	11月 9日(金) 15時～	審議
8回目	11月 13日(火) 13時30分～	勧告または棄却の決定 通知文案の審議
9回目	月 日()	当局に対する監査結果の通知
	月 日()	請求人に対する監査結果の通知
	11月 20日(火)	監査結果通知期限

参考資料 審議に使用する資料のイメージ

請求人の主張	当局の主張	監査委員の判断
文化庁における「復元検討委員会」の審査や文化審議会の諮問結果は当監査請求提出日に至るも得られておらず、業務要求水準書に記載の要件が満たされていない。		
「業務要求水準書」に対する応募事業者の「基本設計の段階で文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化審議会等の手続きは不要であると考えてよろしいか」との質問に対して「結構です」と肯定している。		
業務委託概要書において、必要な業務として、「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」が業務内容として明示されているが、竹中工務店が提出した基本設計の成果物に「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」が含まれていない。		

座席表(当局に対する事情聴取) (局名:観光文化交流局)

入口

総務課 谷庶務係長	総務課 阿部企画経理係長	名古屋城総合事務所 栗本主査	名古屋城総合事務所 村木主幹	名古屋城総合事務所 矢形主査	名古屋城総合事務所 瀬織主査
総務課 伊藤課長	名古屋城総合事務所 岩本保存整備室長	渡邊局長	名古屋城総合事務所 西野所長	名古屋城総合事務所 蜂矢主幹	名古屋城総合事務所 荒井主幹
小川監査委員	黒川監査委員	福田監査委員	丹羽監査委員		

監査事務局

座席表(当局に対する事情聴取)

(局名:会計室)

入口

--	--	--	--

	武石 審查第二係長	爾 改善指導係長	西村 庶務係長
--	--------------	-------------	------------

	野澤 審查課長	大島室長	植村次長
--	------------	------	------

--	--	--	--

小川監査委員	黒川監査委員	福田監査委員	丹羽監査委員
--------	--------	--------	--------

監査事務局

名古屋城天守閣整備事業にかかる住民監査請求
当局に対する事情聴取 質問事項

1 質問3について

「基本設計の段階において」とは、基本設計の途中という意味なのか、それとも基本設計が完了してからという意味なのか、どちらでしょうか。

2 質問4について

- (1) 手続きの流れについて、図でお示しください。
- (2) 現状変更許可申請で提出が必要となるものを教えてください。
- (3) 基本計画書とはどのような位置付けのもので、どのような内容が記載されているかを教えてください。

3 質問9について

「有識者や文化庁などとの協議によって必要となった内容を基本計画書に盛り込んでおります」とあるが、具体的に誰との協議で基本計画書のどこにどのような内容を盛り込んだのかご説明ください。

4 弁明書(7)イ、質問7・11について

「申請に必要な事前打ち合わせ」は番号15「各記録」及び番号35「上記天守閣部会等の議事録等」に含まれ、「申請書類の作成」は番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるとありますが、該当部分をご提出ください。多数に渡る場合は抜粋でも結構です。

5 弁明書(8)ウについて

- (1)「本件事業」とは、弁明書(7)ウで定義されている「名古屋城天守閣木造復元事業」と同じ意味でしょうか。
- (2)「本件事業において関連性が無い」というのはどういう意味か、詳細に教えてください。

6 質問15について

- (1) 石垣調査の内容の確認、調査の体制などの検討の結果、どのような工程の組み直しをしたのか具体的に教えてください。
- (2) 工程の組み直しにより、当初の契約期間である2月末日をもって完成できなかつた成果物は何でしょうか。

7 弁明書(13)、質問16・17について

- (1) 担当監督員による点検・修正、主任監督員による点検・修正および検査員による完了検査がいつ、どのように行われたのか具体的に教えてください。
- (2) 担当監督員、主任監督員、検査員はそれぞれどのような資格が必要ですか。必要な資格があるのであれば、今回の担当監督員、主任監督員、検査員の保有状況を教えてください。

8 質問21について

現契約における木材の調達時期および保管期間を教えてください。

また、保管場所や保管方法はどうなっているのでしょうか。

9 質問23について

当初からのスケジュールすべて（経済水道委員会等で公式に提出されているもので結構です）について、変更時期及び理由を付してご説明をお願いします。

10 質問24について

「文化庁の許可と設計の契約を行うこととは直接関係するものではありません」とありますが、文化庁の許可については具体的にいつまでに得られていればいいのでしょうか。

30觀名保第128号
平成30年10月23日

名古屋市監査委員 福田 誠治 様
名古屋市監査委員 丹羽 ひろし 様
名古屋市監査委員 黒川 和博 様
名古屋市監査委員 小川 令持 様

名古屋市長 河村 たかし



住民監査請求に係る弁明書の提出について

平成30年10月17日付30監特第30号にてご依頼のありました平成30年9月21日に提出された住民監査請求の内容に係る弁明書につきまして、別添のとおり提出しますのでよろしくお願ひいたします。

住民監査請求書に関する弁明書

(1) 本件事業は国の特別史跡である名古屋城跡内において名古屋城天守建物を木造復元するものであることから、執行の以前に文化庁への届け出が必要となり（文化財保護法第百二十五条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第一条）その現状変更許可について文化審議会の諮問を受けなければならない。（文化財保護法第百五十三条2の十四）

「執行の以前に文化庁への届け出が必要」を「特別史跡名古屋城跡における現状変更を伴う工事の着手（執行）に先立ち、文化庁に対する現状変更許可の申請が必要」と解したうえで、事実（1）の内容については、認める。

(2) 国土交通省は告示15号において建築物の基本設計について、その要件を定めており、そこには「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」の項があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」とこととしている。

事実（2）の内容については、否認する。

国土交通省告示第十五号（平成二十一年一月七日）別添一において、一般的な設計受託契約又は工事管理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務として、その内容が掲げられている。基本設計に関する標準業務として、建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質が、建築物の内外の意匠を検討し、それらを統合して成果図書を作成するために必要な業務が、業務内容として掲げられており、その中に、「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」との項目があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」と掲げられている。

よって、本告示は基本設計に関する「標準業務」を掲げたものであり、要件を定めるものではないことから、請求者の事実認定は誤りである。

(3) 名古屋市は本件事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第7号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第2章第4節1.(6)特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元に際し、実施設計に着手する前の基本設計段階において、文化庁における『復元検討

委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。

(4) また、前項「業務要求水準書」(甲第7号証)に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書(第4回)
<平成28年2月2日公表>(第8号証)(以下「回答書」という)を示しており、その「平成28年1月20日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の6として「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了承が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問に対して「結構です」と肯定している。

(3)、(4)で示された各文書に当該文言が存在することは認める。

(3)の請求者の主張する業務要求水準の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

(5) また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託業務委託概要書」(甲第2号証)(以下「業務委託概要書」という)において「4. 業務の内容」の「(6)関係法令等行政手続き業務において「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され、この中で「申請に必要な事前打合せ」と「申請書類の作成」が明示されている。

内容については、認める。

(6) さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書」(甲第3号証)(以下「業務委託仕様書」という)において、第23条(建築基本設計)の「(1)基本計画書」のなかで、「(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、この「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものであり、その期間は、「回答書」(甲第8号証)に示すとおり「文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第2号証)に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。

ア 事実(6)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書(以下「業務委託仕様書」という。)第23条(建築基本設計)においては、「建築基本設計は、以下の項目について行う。」と規定し、「(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」と規定されていることについては認める。

ウ 請求人による、「「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めるものである」という事実認定については否認する。

請求者の主張する業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

「業務委託仕様書第23条(1)基本計画書(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」とは、(a)計画主旨～(r)工程計画以外に学識経験者及び文化庁等との協議により必要とされた事項について記述し、基本計画書として納品することを求める旨、規定したものである。請求人の事実認定は、記載の内容を誤解したものである。

エ ウにより、請求人が併せて主張する、条件を満たすべき期間についての主張は前提を欠くこととなり、否認する。

オ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託の業務委託概要書において、文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務として「申請に必要な事前打ち合わせ」及び「申請書類の作成」を求めていることは認める。

(7) 「成果品目録」(甲第12号証)は「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第10条の(3)にいう「成果品目録」であるが「業務委託概要書」(甲第2号証)の「4. 業務の内容」「(6)関係法令等行政手続き業務」「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されている「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打合せ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号34にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更許可の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとは言えず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。

ア 事実(7)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 請求者による、成果品目録に「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打合せ議事録」や「申請書類」は含まれていない。との主張については、「申請に必要な事前打ち合わせ」は、番号15「各記録」及び番号35「上記天守閣部会等の議事録等」に含まれ、「申請書類の作成」は、番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるため、否認する。

ウ 請求者の「復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しない」との主張については、現状変更の許可を名古屋城天守閣木造復元に関する現状変更許可と解し、本件事業を名古屋城天守閣木造復元事業と解する理解の元で、認める。

エ 文化庁への申請手続きは、本市の専権事項であり、請求内容の「復元検討委員会への原稿、提案を作成する」は、基本設計で履行されていることから、基本設計は完了している。請求者の「復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとは言えず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。との主張については、否認する。

実施設計業務委託における委託内容は、発注者である本市が決めるものであり、文化庁における審議等の進捗状況に関わらず、実施設計業務委託契約は適切に成立する。

オ 「施工もできない」とする点について、現状変更許可が得られなければ施工ができないという意味において、認める。

(8) 本件事業においては、文化庁における「復元検討委員会」の審査や、文化審議会の諮問結果は当監査請求提出日に至るも得られておらず、関係機関、文化庁より求められる建築の仕様について確定していない。

ア 事実（8）の内容については、内容ごとに述べる。

イ 平成30年9月21日（監査請求提出日）時点において、復元検討委員会の基本計画に対する了承及び文化審議会による現状変更許可申請に対する許可の答申が出されていないことについては認める。

ウ 「関係機関、文化庁により求められる建築の仕様について確定していない。」との主張については、本件事業において関連性が無いことと考える。

(9) すなわち「業務要求水準書」（甲第7号証）にいう「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」との要件が満たされておらず、平成30年3月30日に収められたとされる基本設計図書は未完成である。

事実（9）の内容については、否認する。

文化庁への申請手続きは、本市の専権事項である。

請求内容の業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

本業務委託において委託した業務は基本設計における設計図書の作成を含め適切に完了しており、請求者の主張は当たらない。

(10) 地方自治法第232条の4第2項において「会計管理者は（略）当該支出負担行為に係る債務を負担していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと（甲第5号証）は違法である。（地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則第53条）

事実（10）の内容については、否認する。

基本設計業務委託において求められている内容はすべて履行されており、本業務委託は適切に完了している。よって、本業務委託の対価として受注者に対し、金員の支払いを行ったことは適法である。

(11) 名古屋市と受注者は平成30年2月27日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成29年5月9日から平成30年2月28日まで」としていたものを「平成29年5月9日から平成30年3月30日まで」と変更契約を締結した（甲第9号証）

認める。

(12) 受注者は平成30年3月30日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。（甲第10号証）しかるに甲第5号証にしめす「支出命令書」の「検査確認年月日」は「平成30年3月30日」とされている。同日にはKKRホテル名古屋4階「福寿の間」において「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷（注：ママ）主幹は次のように発言している。「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけでは無く、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがありえる。あるけども、基本設計としては完了しているということ」（甲第11号証）しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書」（甲第4号証）（以下「業務委託契約書」という）の約款第31条の5には「修補の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完成とみなせない。また、同条の6には「僅少の不備な点があった場合（略）成果品の引き渡しを受け取ることが出来る」とされているが、「業務委託概要書」（甲第2号証）において第23条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とは言えない。

名古屋市契約規則の第53条には「工事その他の請負及び物件の買入れに係る契約の契約代金の支払いは、当該契約の目的物について検査を完了し（略）たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第232条の4第2項において「会計管理者は（略）当該支出負担行為にかかる債務が確定していることを確認した上でなければ、支出をすることが出来ない」とされている。平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」（甲第7号証）に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」（甲第5号証）によって、その代金が支払われたことは違法である。（地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市規約規則第53条）

ア 事実（12）の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 受注者が平成30年3月30日に基本設計における設計図書等を含む基本設計業務委託の成果物を名古屋市に納めたこと、本業務委託に関する支出命令書の検査・確認年月日が平成30年3月30日とされていること及び平成30年3月30日に

KKRホテル名古屋4階「福寿の間」において、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）が開催されたことについては、認める。

ウ 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹蜂矢によるものと思料される、甲第11号証にて引用される発言内容については、当職員も正確には記憶していないが、引用される趣旨の発言をしたことは、認める。

エ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書（甲第4号証）における名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所業務委託契約款第31条第5項において「修補の完了を業務の完成とみなし」との規定があること、「内容に不足があれば業務の完了とはみなせない」こと及び第6項において「僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。」こと並びに名古屋市契約規則及び地方自治法に各条文が存在することについては認める。

オ 請求者の「平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」（甲第7号証）に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」（甲第5号証）によって、その代金が支払われたことは違法である。」との主張については、否認する。

基本設計における設計図書等を含む、基本設計業務委託は成果品を納品のうえ、平成30年3月30日に適切な検査を経て支出されており、適法であることから、請求者の主張は当たらない。

(続く)

(13) 「成果品目録」(甲第12号証)の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号18の構造計算書と番号29の数量調書のそれぞれページ数である。構造計算書は14,414ページに及び数量調書も639ページにわたる。これらの納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、事前納品を受け別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第16条「指定部分完了検査」が行われたことになるが、「業務委託概要書」(甲第2号証)、「業務委託仕様書」(甲第3号証)、「業務委託契約書」(甲第4号証)及び「業務要求水準書」(甲第7号証)には「先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規定による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規定にない事前検査は無効である。

- ア 事実(13)の内容については、内容ごとに認否を述べる。
- イ 甲第12号証で示される各ページ数においては、認める。
- ウ 請求者の「これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。」との主張については、否認する。

既に述べたとおり、検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師(建築)である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査(建築)である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能であり、請求者の主張は当たらない。

エ 請求者の「事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば」との仮定については、事実ではないため、否認する。併せて、当該仮定に基づく事実についても否認する。

(続く)

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書（甲第6号証）における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

事実(14)の内容については、否認する。

請求者は「基本設計図書が未完成」である旨、主張しているが、既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了しており、請求者の主張は当たらない。それに伴い、「基本設計が未完成であれば」とする仮定も当たらず、当該仮定に基づく各主張も当たらない。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める（名古屋市会平成30年6月22日本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項）

事実(15)の内容については、否認する。

既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了している。

30觀名保第130号
平成30年10月23日

名古屋市監査委員 福田 誠治 様
名古屋市監査委員 丹羽 ひろし 様
名古屋市監査委員 黒川 和博 様
名古屋市監査委員 小川 令持 様

名古屋市長 河村 たかし



住民監査請求に係る質問事項に対する回答の提出について

平成30年10月17日付30監特第31号にてご依頼のありました質問事項に対する回答につきまして、別添のとおり提出しますのでよろしくお願ひいたします。

観光文化交流局への質問事項

(3)名古屋市は本事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施行タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第7号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第2章 第4節 1. (6) 特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元に際し、ア実施設計に着手する前の基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。

質問1 業務要求水準書と基本設計契約の関係性についてご説明ください。

業務要求水準書は、「名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式」による公募型プロポーザルの実施に際し、技術提案を求めるための、条件等を要求水準として提示したものです。

請求者が主張する業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではありません。

基本設計は、天守閣を木造復元するにあたり、備えるべき機能、性能、主な使用材料の種別、品質、天守内外の意匠、設備機器等を検討し基本的な仕様について、史実調査などにより方向性を決定し、基本図面を作成していくものです。

基本設計については、業務要求水準書の内容を満たすことを前提とし、契約するものです。

質問2 復元検討委員会、文化審議会についてご説明ください。

復元検討委員会は、史跡等における歴史的建造物等の復元に関する専門委員会を言います。復元に関する総合的な調査研究を行い、文化審議会文化財分科会第三専門調査会に報告し、関係部会における審査に資することを目的としています。

文化審議会は文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等を行っています。現状変更許可は文化庁長官が文化審議会に諮問し、文化財分科会の審議を経て、文化庁長官が許可をするものです。

質問3 下線アの基本設計の段階とはいつを指しているかご説明ください。

基本設計の段階の内容という意味です。

質問4 文化庁の審査について踏むべき手順、時期をご説明ください

本市が作成した基本計画書を、文化庁文化財第二課（旧文化庁記念物課）と協議

を行い、同課に提出し、文化庁が復元検討委員会に諮り、同委員会からの意見・指摘があれば修正・回答を行い、再度委員会に諮ります。

その後、基本計画書の目途が立った段階で、本市より現状変更許可を申請し、文化庁長官が許可するものです。

(4) また、前項「業務要求水準書」（甲第7号証）に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書（第4回）〈平成28年2月2日公表〉」（甲第8号証）（以下「回答書」という）を示しており、その「平成28年1月20日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の6としてイ「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問事項に対して「結構です」と肯定している。

質問5 下線イは事実でしょうか。事実であれば、どのような意味で回答したのかご説明ください。

事実です。基本設計の段階の内容において、文化審議会の答申が出され、文化庁長官により天守木造復元の現状変更が許可されれば、天守木造復元の文化庁との手続きが完了となり、実施設計の段階の内容において、文化審議会に関する業務が発生しない事を意味しています。

(5) また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 業務委託概要書」（甲第2号証）（以下「業務委託概要書」という）において「4. 業務の内容」の「(6) 関係法令等行政手続き業務」において「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され、このなかでウ「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」が明示されている。

質問6 下線ウの業務内容は何を指しているのかご説明ください。

「申請に必要な事前打ち合わせ」とは、名古屋市が文化庁に対する現状変更許可の申請を行うための申請書類を作成するために受注者が行う、発注者、発注者支援者、地元有識者との打合せ及び調整を指します。

「申請書類の作成」とは、現状変更許可を取得するために、必要な書類を作成することを意味します。

質問7 下線ウの業務内容に関する受託者の実施実績をご説明ください。

受託者は、関係有識者及び名古屋市等と打合せを行い、文化庁を含む関係機関との打合せに必要な資料の内容や、名古屋市からの指示された内容の打合せを行っています。

申請書類の作成は、上記内容に基づき受託者が作成しています。

- (6) さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 仕様書」(甲第3号証)（以下「業務委託仕様書」という）において、第23条（建築基本設計）の「(1) 基本計画書」のなかで、エ「(S) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、オこの「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものでありその期間は、「回答書」(甲第8号証)に示すとおり「文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第2号証)に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。

質問8 下線エは何を指しているのかご説明ください。

学識経験者及び文化庁等との協議において必要とされた内容を基本計画書の中に盛り込むことを指しています。

質問9 下線エに関する受託者の実施実績をご説明ください。

受託者は、名古屋市と打合せを行い、有識者や文化庁などとの協議によって必要となった内容を基本計画書に盛り込んでおります。

質問10 下線オに対する見解をご説明ください。

請求人が示している、「仕様書第23条（1）基本計画書（s）その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載は、(a) 計画主旨～(r) 工程計画以外に学識経験者及び文化庁等との協議により必要な事項について記述し、基本計画書として納品することを委託する旨、規定した条文であり、請求人の上記の主張は事実誤認に基づくものであり、当たらないと認識しています。従って、請求人が併せて主張する、条件を満たすべき期間についての主張も事実誤認に基づいており意味をなさず、当たらないと認識しています。

名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託の業務委託概要書において、文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務として「申請に必要な事前打ち合わせ」及び「申請書類の作成」を求めていることは認めます。

(7) 「成果品目録」(甲第12号証)は「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第10条の(3)にいう「成果品目録」であるが、「業務委託概要書(甲第2号証)の「4. 業務の内容」「(6) 関係法令等行政手続き業務」「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されているが、「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号34にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとは言えず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。

質問11 下線部は事実でしょうか。

請求者の「(「成果品目録」に)「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。」との主張については、「申請に必要な事前打ち合わせ」は、番号15「各記録」に含まれ、「申請書類の作成」は、番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるため、事実ではありません。

質問12 「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、契約の仕様で、成果品目録以外に何か求めているものがあるかご説明ください。

成果品目録以外で求めているものはありません。

質問13 「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、仕様で求めているものはすべて納品・実施されているかご説明ください。

仕様書で求めている成果物について納品されています。

(10) 地方自治法第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと(甲第5号証)は違法である。
(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則 第53条)

質問14 基本設計業務委託契約の予定価格の積算をご説明ください。その際、「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に該当する箇所が分かるようにしてください。

天守木造復元の設計については、一般的な建築物の設計とは異なるため、本市が所有する業務委託費積算基準等を用いて積算することができないため、優先交渉権者から提出された見積書の内容を、本市において精査、確認し、その結果について

優先交渉権者と協議をしたうえで、必要に応じ見積の訂正を求め、双方が合意の上、価格を決定し、それを予定価格としています。

優先交渉権者から提出された見積書において、「申請に必要な事前打合せ」及び「申請書類の作成」については、特殊設計や許認可対応の業務の中に含まれており、単独で項目が示されておりません。

(11) 名古屋市と受注者は平成30年2月27日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成29年5月9日から平成30年2月28日まで」としていたものを「平成29年5月9日から平成30年3月30日まで」と変更契約を締結した。(甲第9号証)

質問15 契約を変更した理由をご説明ください。

有識者からの意見を受けて、石垣調査の内容の確認、調査の体制などを検討したことろ、工程の組み直しが必要となつたため。

(12) 受注者は平成30年3月30日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。(甲第10号証) しかるに甲第5号証に示す「支出命令書」の「検査・確認年月日」は「平成30年3月30日」とされている。同日にはKKRホテル名古屋 4階「福寿の間」において、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は次のように発言している。キ「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけでは無く、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します 成果品としてはいたただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがありえる。あるけども、基本設計としては完了しているということ」(甲第11号証) しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 契約書」(甲第4号証)(以下「業務委託契約書」という)の約款第31条の5には「補修の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完了とみなせない。また、同条の6には「僅少の不備な点があった場合（略）成果品の引き渡しを受け取る事が出来る」とされているが、「業務委託概要書」(甲第2号証)において第23条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とはいえない。名古屋市契約規則の第53条には「工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し（略）たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第232条の4第2項において「会計管理者は（略）当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされている。平成30年3月30日に収められた ク「段ボール5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が「支出命令書」の記載の通り、同日に終了したとするには疑義がある。正当な検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第7号証)に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第5号証)によって、その代金が支払われたことは違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則 第53条)

(13) 「成果品目録」(甲第12号証)の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号18の構造計算書と番号29の数量調書のそれぞれのページ数である。ケ構造計算書は14、414ページに及び数量調書も639ページにわたる。これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、コ事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第16条「指定部分完了検査」が行われた事になるが、「業務委託概要書」(甲第2号証)、

「業務委託仕様書」（甲第3号証）、「業務委託契約書」（甲第4号証）及び「業務要求水準書」（甲第7号証）には「先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規程による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規程にない事前検査は無効である。

質問16 下線キの発言をしたことは事実でしょうか。事実であれば「完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく」「随時検査します」「検査で合格しているわけではない」「内容に不足があれば」「基本設計としては完了しているということ」との発言がどういう意味でなされたものかご説明ください。

発言内容について、当職員も正確には記憶していないが、記載された趣旨の発言をしたことは、事実として認めます。

「完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく」については、修正の指摘が多ければ一日で終わるとは限らないということ。

「検査で合格しているわけではない」については、納品時点においては、完了検査に合格しているわけではないという事実を述べたものになります。

「内容に不足があれば」については、完了検査を行う中で不足が確認されれば、補正を命じるものであるという事実を述べたものになります。

「基本設計としては完了しているということ」については、受託者の立場として業務が完了していることを述べており、業務の完了は本市の検査の受検後になります。

検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能な準備をしました。

質問17 下線ク・ケについての見解をご説明ください。あわせて段ボール5箱の成果物の検査確認を、いつ、どこで、どのように、どのような実施体制で行なったのかご説明ください。特に大量の計算書等についてご説明ください。

完了検査の前については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任監督員による点検・修正を経る2段階での検査を実施しております。

その上で、最後に完了検査として、平成30年3月30日に予め指定した検査員（名古屋城総合事務所係長級職員）が主任監督員、担当監督員が同席した上、実施しております。

計算書等については、事前に担当監督員、主任監督員の検査を行い、検査員による完了確認検査を行いました。

質問18 下線コについての見解をご説明ください。

部分引渡し等は受けておらず、事実ではありません。併せて、当該仮定に基づく事実についても事実ではありません。

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書（甲第6号証）における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

質問19 実施設計業委託契約の業務内容についてご説明ください。

実施設計は実際に工事をするための詳細設計を基本設計の成果を基に作成しています。

具体的には、詳細な意匠設計、構造設計、設備設計、外構設計、石垣設計を実施し、またそれに必要な地盤調査や、模型等を用いた実験、シミュレーションを行います。

質問20 文化庁の許可が得られていない段階で実施設計契約を締結することについての見解をご説明ください。

本来、設計とは基本設計と実施設計を併せたものであり、基本設計が完了した時点において実施設計に移行できるものと考えます。

文化庁への現状変更許可の手続きについては、これら設計を進めていく過程において、文化庁の許可を得るために必要な書類を作成し、文化庁へ提出していくものであり、文化庁の許可と設計の契約を行うこととは直接関係するものではありません。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本事業の計画に遅延が発生する。しかるに本事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本事業の停止を求める（名古屋市会平成30年6月22日 本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項）

質問21 木材の保管代金について、現状の契約内容についてご説明ください。

木材は調達後に保管を行います。

その保管代金を、約159,000千円契約金に見込んでいます。

質問22 追加の保管代金が発生するのはどのような場合かご説明ください。発生する場合にはどのくらいの経費がかかるのかご説明ください。

2022年に間に合わないことが発覚した場合の追加負担として、竹中から提出された木材契約に係る見積によれば、木材保管料として年間約1億円が想定されます。

(その他)

質問23 名古屋城天守閣整備事業全体にかかる詳細なスケジュールをご説明ください。変更があった場合には、変更時期及び理由を付してすべてのスケジュールをご説明ください。

別紙 質問23にて説明（平成29年12月6日 経済水道委員会資料）

変更があった内容

- ・基本設計（石垣基礎調査を含む）の工期の延長
- ・石垣詳細調査の工程の変更

有識者からの意見を受けて、石垣調査の内容の確認、調査の体制などを検討したところ、工程の組み直しが必要となったため。

質問24 基本設計・実施設計・文化庁の許可の相関関係を示したうえで、基本設計その他業務委託は完了したかどうかの見解をご説明ください。

設計とは基本設計と実施設計を併せたものであり、基本設計が完了した時点で実施設計に移行できるものと考えます。

文化庁への現状変更許可の手続きについては、本市の専権事項であり、これら設計を進めていく過程において、文化庁の許可を得るために必要な書類を作成し文化庁へ提出していくものであり、文化庁の許可と設計の契約を行うこととは直接関係するものではありません。

なお、基本設計その他業務委託は、正当に検査が行われ、完了したと認識しております。

質問25 検査確認は正当に行なわれたかどうかの見解をご説明ください。

検査確認は検査員のもと、正当に行われたと認識しております。

質問26 「天守閣整備事業基本設計その他業務委託の委託概要書・仕様書で求める業務内容」「提出された成果物」「業務内容が履行されているか」を表の形で整理してご提出ください。

別紙 質問26を提出

番号	業務内容	成果品名	履行
(1) 天守閣基本設計業務	基本設計説明書		○
	基本設計図		○
	工事概算書		○
	構造計画説明書・構造設計概要書		○
	各種技術資料		○
	設備計画説明書・概要書		○
	外構検討図		○
	コスト縮減検討報告書		○
	リサイクル計画書		○
	工程計画概要書		○
	市民向け説明用資料の一部データ		○
	気流シミュレーション結果報告書		○
	防災性能評価資料		○
	透視図		○
	各記録		○
(2) その他設計業務	設計図（仮収蔵庫、素屋根、構台、橋梁（史跡外準備）、内堀盛土）		○
	工事概算書		○
	各種計算書		○
	構造計算書		○
	グリーン購入計画書		○
	各記録		○
	計画通知		○
	収蔵庫内空気室対策検討書		○
	解体工事設計図		○
	設備解体方針計画書		○
(3) 調査業務	史実調査報告書		○
	地盤調査報告書		○
	ケーラン健全性調査報告書		○
	敷地測量調査報告書		○
	石垣調査報告書		○
(4) 積算業務	工事積算数量算出書・数量調書・単価作成資料		○
	見積検討資料（見積書含む）		○
	工事費内訳書		○
	各記録		○
	工事概算書		○
(5) 施工技術検討業務	要求水準確認計画書・要求水準確認報告書		○
	工程計画概要書		○
	施工計画概要書		○
	各記録		○
(6) 関係法令等行政手続き業務	計画通知		○
	文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿		○
	上記天守閣部会等の議事録等		○

大

30会出第44号
平成30年10月23日

名古屋市監査委員 福田 誠治 様
名古屋市監査委員 丹羽 ひろし 様
名古屋市監査委員 黒川 和博 様
名古屋市監査委員 小川 令持 様

会計管理者 大島 尚美



住民監査請求に係る質問事項について（回答）

平成30年10月17日付30監特第31-2号にてご依頼のありました平成30年9月21日に提出された住民監査請求の内容に係る質問事項につきまして、別添のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

質問1 名古屋市における契約から支払に至る一般的な手続きについてご説明ください。

回答 予算の執行は地方自治法により長の事務とされております。

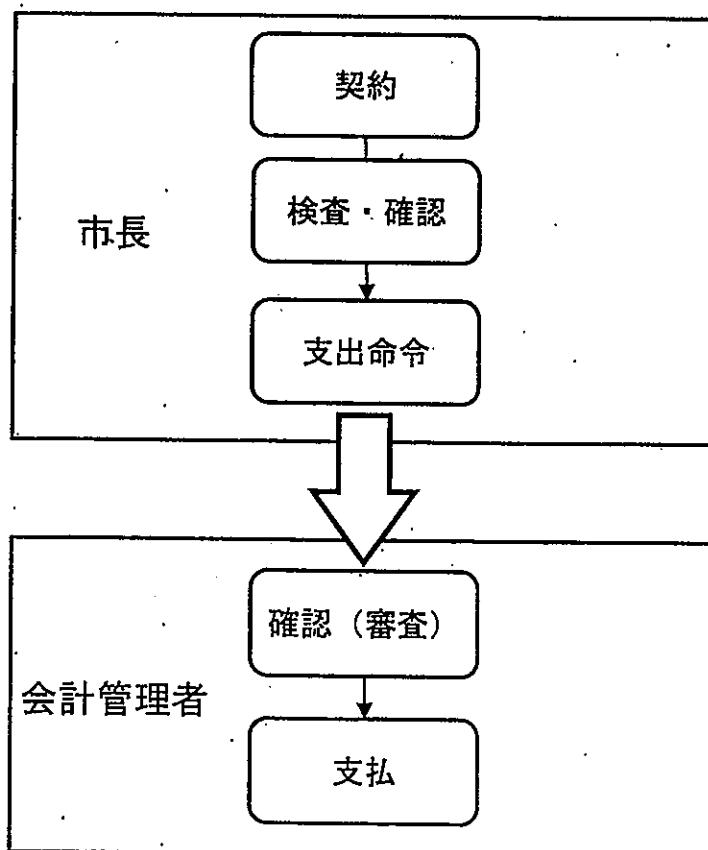
即ち、長において、契約を締結し、給付の完了確認検査を行うとされていいるところです。

また、支出については、長による命令がなければできないとされ、会計規則により長は、請求書等を収取し、契約内容が適正に執行されているかなどを確認し、会計管理者に対して支出命令を発します。

この場合、長は上記確認の結果、契約内容が適正に執行されたことを証するため、支出命令書の「検査確認」欄に予め定めた検査員による確認押印を行います。

長の支出命令を受けた会計管理者は、地方自治法及び会計規則に基づき、支出命令書により確認を行い、その後、口座振替等の方法により債権者への支払いを行います。

[契約から支払いまでの流れ]



質問2 下線アの規定について、会計室としては一般的にどのような手続きを踏んで確認したうえで支払をしているのかご説明ください。

回答 会計管理者は会計規則に基づき、長から送付される支出命令書により債務が確定していることの確認を行い、債権者に支払を行います。

この場合、債務の確定の確認については、「検査確認」欄に、長による検査確認がなされたことを証する検査員の押印がなされていることを確認しているところです。

質問3 今回の名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約においては、会計室としてはどのような手続きを踏んで確認をしたうえで代金の支払したのかご説明ください。

回答 契約内容の適正な執行の確認は長の責務であり、長は確認を行った旨を支出命令書の「検査確認」欄への押印という形で明記します。

会計管理者は、長から送付された支出命令書の「検査確認」欄の押印により、債務の確定の確認をして支払いを行っております。

本件についても、「検査確認」欄に押印があったことから、その旨債務の確定の確認をして支払いを行いました。

参考（関係法令等の条文抜粋）

地方自治法（抄）

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

- (1) (略)
- (2) 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- (3)～(9) (略)

第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

- (1)～(5) (略)
- (6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- (7) (略)
- 3 (略)

（支出の方法）

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

（契約の履行の確保）

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 (略)

名古屋市契約規則（抄）

（検査員等）

第48条 法第234条の2第1項の規定により契約に基づく給付の完了の確認のために行う検査は、当該契約又は当該契約に係る事業を所管する局区室に属する職員のうちから市長が指定した職員（以下「検査員」という。）が行う。ただし、検査が専門的な知識又は技能を要するものについては、その専門的な知識又は技能を有する職員を指定するものとする。

- 2 令第167条の15第4項の規定により特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由によって市の職員が検査を行なうことが困難又は不適当として市の職員以外の者に前項の検査を委託しようとするときは、前条第2項に準じて決裁を経なければならない。本項の規定によって検査を委託した者を委託検査員という。

（検査の手続）

第49条 検査員は、市長の指示に従い、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて検査を行なわなければならない。

- 2 検査員が検査を行なう場合においては、当該検査にかかる契約の相手方及び当該検査の立会いのために契約にかかる事業を所管する局区室に属する職員のうちから市長が指定した職員の立会いを求めなければならない。ただし、契約の目的又は性質により立会いの必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 検査員は、履行の提供があったときその他市長が必要と認めるときは、直ちに検査を行わなければならない。
- 4 検査員は、検査を行なうにあたって試験又は試用を必要とするときは、その結果をもって合否を決定しなければならない。
- 5 前4項の規定は、委託検査員が行なう検査についてこれを準用する。

（代金の支払）

第53条 工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し、かつ、登記又は登録をするものにあっては、登記又は登録に係る必要な手続を完了したのちでなければすることができない。第34条の規定による部分払についてもまた同様とする。

名古屋市会計規則（抄）

（請求書等）

第 66 条 支出負担行為担当者は、債権者から次の各号に掲げる事項が記載され、かつ、押印された請求書又はこれに代わる書類（以下「請求書等」という。）を提出させなければならない。

- (1) 請求年月日
 - (2) 請求金額
 - (3) 請求金額の基礎となる明細
 - (4) 債権者の住所及び氏名
 - (5) 支払金の受領方法（第 112 条の規定により口座振替登録票を提出した場合にあっては口座振替登録票の登録番号を含む。）
 - (6) 代理人で請求する場合は、委任者及び代理人の住所及び氏名並びにその関係
- 2 諸謝金その他市長が債権者の請求書等を徵し難いと認めるものについては、前項の規定にかかわらず、請求書等の提出を要しないものとする。
 - 3 第 1 項第 3 号の明細が 2 通以上にわたるときは、請求書等にその旨を記載させ、明細書についても債権者に押印させなければならない。
 - 4 請求書等（明細書を含む。次項において同じ。）に使用させる印鑑は、契約書又は請書（契約書及び請書がない場合にあっては、見積書）があるときは、これに使用したものと同一のものでなければならない。
 - 5 第 1 項、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、市長が指定する経費に係る請求書等についてはその記載事項の一部又は押印を省略し、又は変更して提出させることができる。

（請求書等の送付）

第 68 条 支出負担行為担当者は、請求書等その他関係書類（本条及び次条において「関係書類」という。）により支出すべき内容について調査したうえ、支出命令書（第 39 号様式又は第 40 号様式）又は支出振替命令書（第 42 号様式）に必要な事項を記載し、関係書類を添えて当該命令書を支出命令者に送付しなければならない。支出命令書による場合において、支出科目が複数あるときは、年度、支出命令番号、内訳番号、支出科目、支出命令額等を記載した内訳書を添付するものとする。

- 2 前項の場合において同一時期に多数の債権者に支払う経費で市会計管理者が指定するものにあっては、一の支出命令書（第 39 号様式又は第 41 号様式）又は支出振替命令書（第 42 号様式）によるものとする。この場合において口座振替の方法による場合は、年度、支出命令番号（支出振替命令書にあっては、支出振替命令番号）、内訳番号並びに債権者の住所及び氏名

のほか、支出振替命令書にあっては振替先科目及び支出命令額(支出振替命令書にあっては、支出命令額及び振替額)を、第 112 条に規定する口座振替の登録をした場合にあっては登録番号及び振替先を記載した内訳書又は書類を添付するものとする。

(支出命令の手続)

第 69 条 支出命令者は、前条の規定により送付された関係書類により、所属年度、歳出科目、金額、債権者(代理人を含む。)等を誤っていないかどうかその他法令、契約等に違反する事実がないかどうかを調査したうえ、支出命令書により支出命令を発するものとする。この場合において、支払期日又は期限が同一であり、かつ、歳出科目が同一である経費その他の市会計管理者が別に定める経費に係る支出命令については、これらの支出命令書に集合決裁書(第 44 号様式)を添付して発することができる。

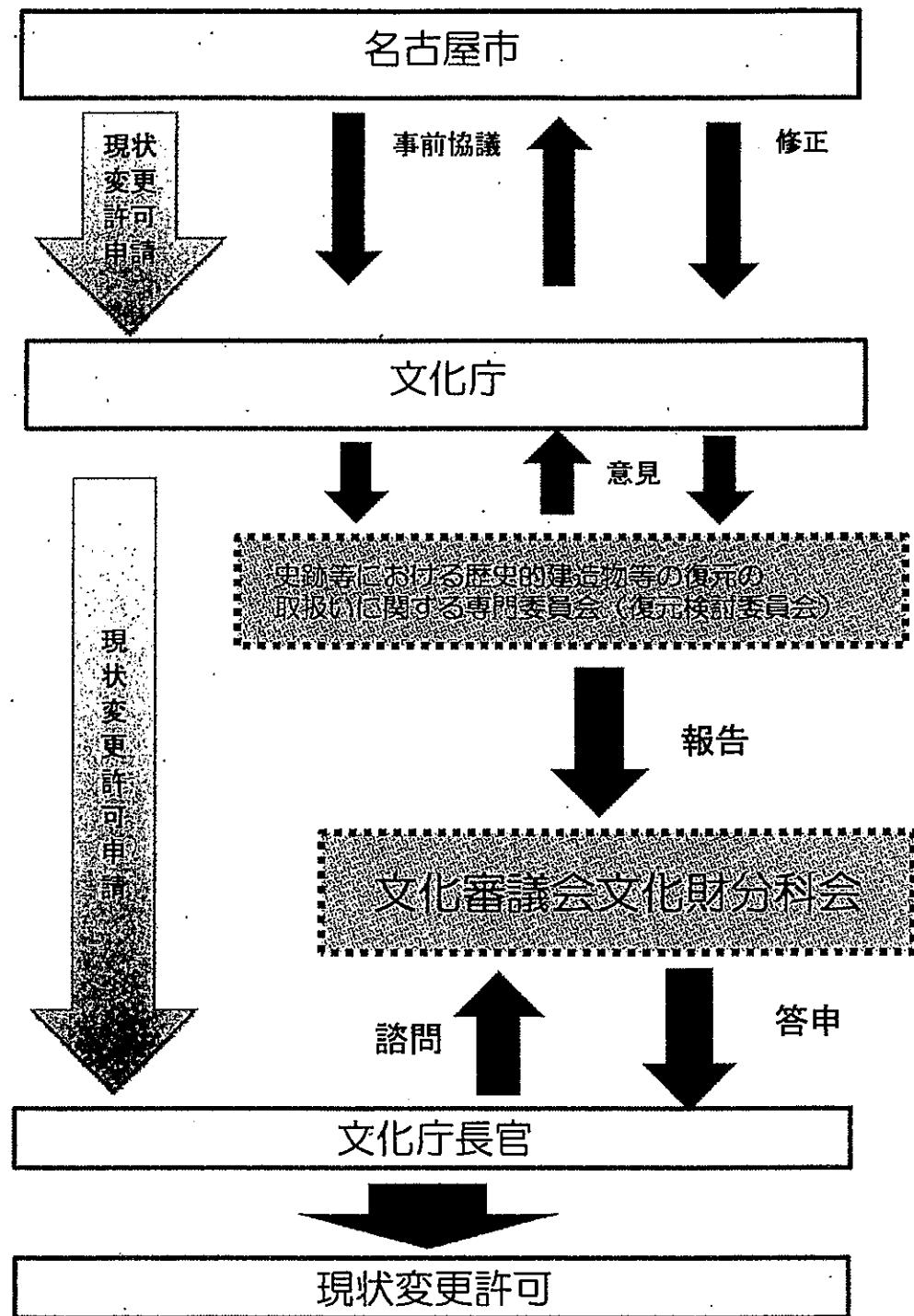
- 2 支払期日又は期限のある支払金に係る支出命令は、期日又は期限前 5 日までに会計管理者等に到達するように発しなければならない。

(支出の命令の審査)

第 71 条 会計管理者等は、支出の命令書により法第 232 条の 4 第 2 項に規定する確認(以下この条において「確認」という。)をするものとする。この場合において、市会計管理者が別に定める経費で支払期日又は期限が同一であるものを支出する際には、これらに係る支出命令書(第 39 号様式又は第 40 号様式)、支出振替命令書(第 42 号様式)又は支出命令書(第 45 号様式)及び支出命令内訳書(第 46 号様式)に集合決裁書を添付して確認することができる。

- 2 会計管理者等は、支出の命令書によっては確認をすることができないときは、関係書類を徵し若しくは関係職員に内容及び債務の確定についての説明を求め、又は実地に調査をることができる。
- 3 審査出納員は、確認をしたのち、支出の命令書を会計管理者に送付しなければならない。

文化財保護法による史跡等における歴史的建造物の復元に係る現状変更等に関する流れについて



史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会（復元検討委員会）について

文化審議会文化財分科会第三専門調査会関係委員会の委員および建築史学等の研究者から成る。9名で構成され、年間概ね3回開催される。

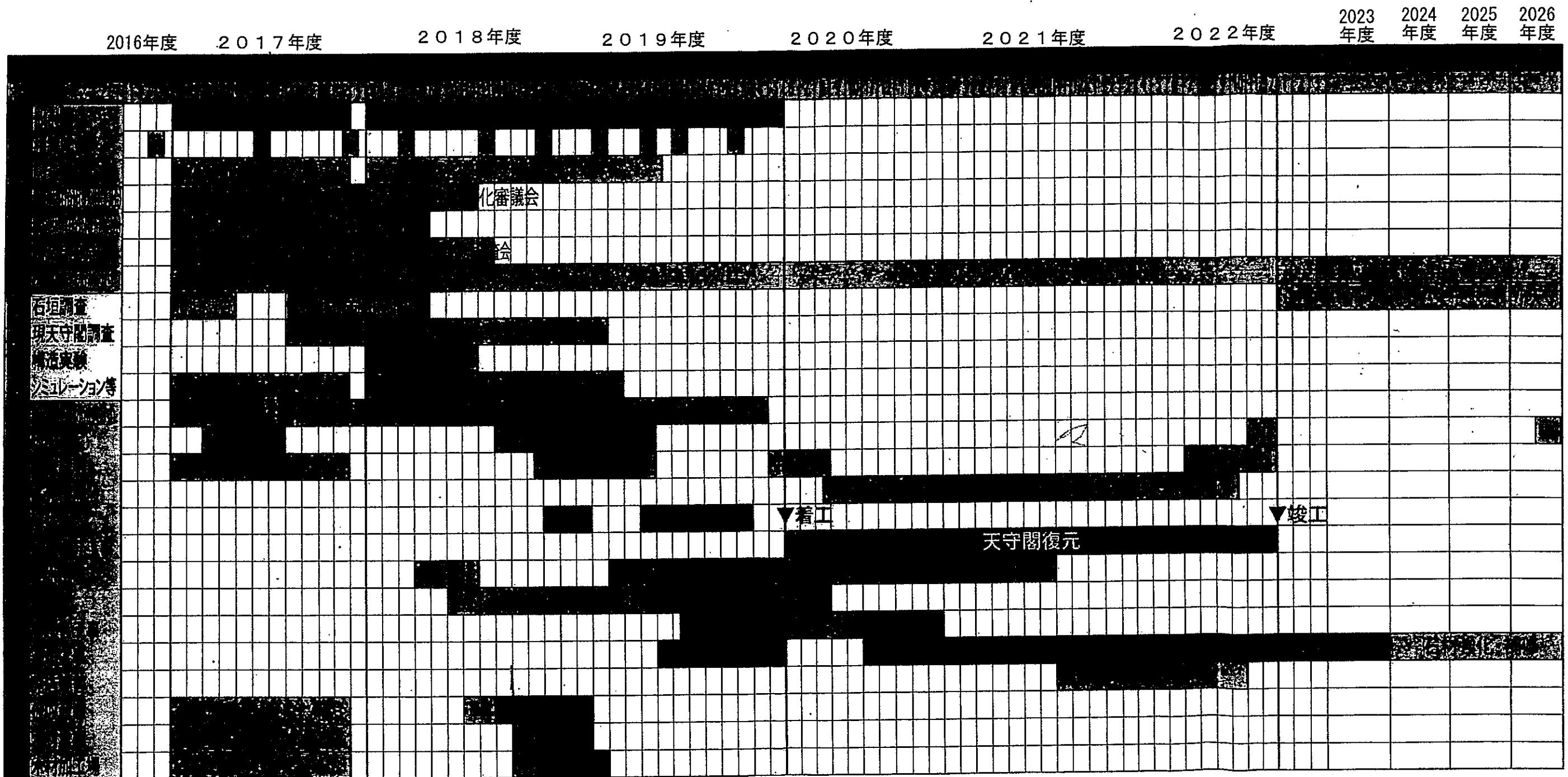
歴史的建造物等の復元を含む整備計画を策定し、基本設計段階において本委員会の審査を経る必要がある。

H29.12.6

11月市会 慈濟水道委員會

2 名古屋城天守閣整備事業工程案

平成 34 年 12 月天守閣竣工の工程案（詳細）



注) 基本設計期間の①は石垣詳細調査の準備期間、②は石垣詳細調査を基本設計に反映させる期間
 実施設計期間の③は石垣詳細調査を実施設計に反映させる期間、④は文化庁の協議結果を実施設計に反映させる期間
 ⑤は現天守閣解体後の石垣調査（地層内部・外部取外し、調査）結果を必要に応じて実施設計に反映させる期間

H28. 12/5

11月市会 経済水道委員会

平成34年7月天守閣竣工の工程案（詳細）

2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度 2023年度 2024年度 2025年度 2026年度



注) 基本設計期間の①は石垣詳細調査の準備期間、②は石垣詳細調査を基本設計に反映させる期間

実施設計期間の③は石垣詳細調査を実施設計に反映させる期間、④は文化庁の協議結果を実施設計に反映させる期間、⑤は現天守閣解体後の石垣調査（地層内部・外部取外し、調査）結果を必要に応じて実施設計に反映させる期間

4 平成34年7月天守閣竣工の本市想定工程

年 度	2016				2017				2018							
	28	29	30		28	29	30		28	29	30		28	29	30	
月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
設計				基本設計		基本設計										
石垣調査			石垣調査													
			石垣調査(詳細調査)													
文化庁文化審議会												○				
文化庁復元検討委員会					○	○	○									
仮設史跡外工事			仮設史跡外 構築工事													
木材加工・保管庫工事																
仮設史跡内工事																
車路・桟橋・構台等工事																
解体工事																
木造復元工事																
石垣工事																

注1 本市想定工程のため、今後竹中工務店と協議が必要。なお、解体工事については、入場制限等の天守閣の耐震性への対応について考慮していない

2 文化庁文化審議会及び文化庁復元検討委員会については、本丸御殿復元の例による

年 度	2018				2019				2020				2021				2022				
	30	31	32	33	30	31	32	33	30	31	32	33	30	31	32	33	30	31	32	33	
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
実施設計																					
仮収蔵庫工事																					
木材加工・保管庫工事																					
史跡内準備工事																					
車路・桟橋・構台等																					
現外部EV																					
現天守閣																					
天守閣木造復元																					
石垣調査(地階内部、外部取外し・調査)																					
石垣地層内部・外部補修																					

2 現時点での工程（案）

年 度	2016年度												2017年度												
	平成28年度						平成29年度						平成28年度						平成29年度						
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
設計	計画		基本 設計										実施設計												
文化庁文化 審議会	事前 協議					○												○							
文化庁復元 検討委員会					○								○												
仮設史跡外 工事	計画	仮設史跡 外準備																							
木材加工・ 保管庫（史 跡外）工事														木材加工 ・保管庫 工事											
仮設史跡内 工事														史跡内準 備工事											
車路・桟 橋・構台等 工事														車路・桟橋・構 台等											
解体工事														現外部 EV											
木造復元工 事																								天守閣 木造復元	
石垣工事														石垣調査（地階内部、 外部取外し・調査）											石垣工 事
市会の日程		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○							
提出を予定 している議 案の内容	平成28年度 6月 基本設計等 仮設史跡外工事予算 9月 車路・桟橋・構台等工事予算、EV解体工事予算 仮設史跡内工事予算、仮収蔵庫工事予算 11月 実施設計等 現天守閣解体工事予算 車路・桟橋・構台等工事契約、EV解体工事契約 木材加工・保管庫工事予算 2月 現天守閣解体工事契約																								
	平成29年度 9月 木造復元工事予算 11月 木造復元工事契約																								

3 平成28年4月22日以降の提案内容における変更点

区 分	変更前	変更後
基本設計の実施期間	7月から9月	7月から10月
実施設計の実施期間	平成28年10月から 平成29年10月	平成28年12月から 平成29年12月
仮収蔵庫工事予算議案の 提出時期	6月	9月
木材加工・保管庫（史跡外） 工事予算議案の提出時期	9月	11月
車路、桟橋、構台、解体工事等 の設計費の項目	建設工事費	設計業務費
地盤調査、石垣調査の項目	建設工事費	設計業務費
石垣調査範囲	天守閣周辺	天守閣及び 仮設構台等周辺

2 優先交渉権者の工程計画（株式会社竹中工務店 名古屋支店）

3 次点の工程計画（株式会社安藤・間　名古屋支店）

年 度	平成 28 年度												平成 29 年度												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
設計	事前準備				基本設計 (調査含む)				実施設計																
文化庁 文化財保護審議会																						○			
文化庁 復元検討委員会							●												●						
仮設	準備				手続き・調査				仮設構台																
解体					準備手続き ・調査					内装解体 ・足場組				現天守閣											
木造復元工事																									
石垣工事										石垣調査															石垣撤去
市会日程		○					○											○					○		

6 見直し工程（案）

年 度	2016年度												2017年度														
	平成28年度												平成29年度														
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
設計	計画	基本 設計	実施設計																								
文化庁文化 審議会	事前 協議			○																	○				詳細部分の許可		
文化庁復元 検討委員会				○						○									○								
仮設史跡外 工事	計画	史跡外準 備	仮収蔵庫工事																								
木材加工・ 保管庫（史 跡外）工事							木材加工 ・保管庫 工事																				
仮設史跡内 工事							史跡内準 備工事																				
車路・棧 橋・構台等 工事							車路・棧橋・構 台等																				
解体工事							現外部 EV																	現天守閣			
木造復元工 事																									天守閣 木造復 元		
石垣工事							石垣調査（地階内部、外 部取外し・調査）																				
市会の日程		○		○		○		○		○									○	○							
提出を予定 している議 案の内容	平成28年度 6月 設計（調査） 仮設史跡内・外工事予算、仮収蔵庫工事予算 9月 車路・棧橋・構台等工事予算、EV解体工事予算 仮設史跡内・外工事契約、仮収蔵庫工事契約 11月 現天守閣解体工事予算 車路・棧橋・構台等工事契約、EV解体工事契約 2月 現天守閣解体工事契約																										
	平成29年度 9月 木造復元工事予算 11月 木造復元工事契約																										

名古屋市



打合せ記録簿 (No.)

業務委託名	名古屋城天守閣整備事業		
業務委託場所			
受注者	竹中工務店		
出 発注者側	<名古屋城総合事務所：NJ> 村木主幹、矢形主査、岩井主査、内田主事、 遠藤技師、森技師 <ナゴヤ魅力向上部：NMC> 館主幹 <安井建築設計事務所：YK> [REDACTED]	日 時	平成29年11月2日 (木) 13:30~14:40
			場 所

打合せ内容

『第24回 定例打合せ』

議事録は添付文書による

	総括代理人	技術者

打合記録

名古屋城天守閣整備事業
OUTPUT： 2017/11/15

作成
年月日

2017/11/2

作成者

[REDACTED]

会議体名称
名古屋城天守閣整備事業
契約後 第24回定例

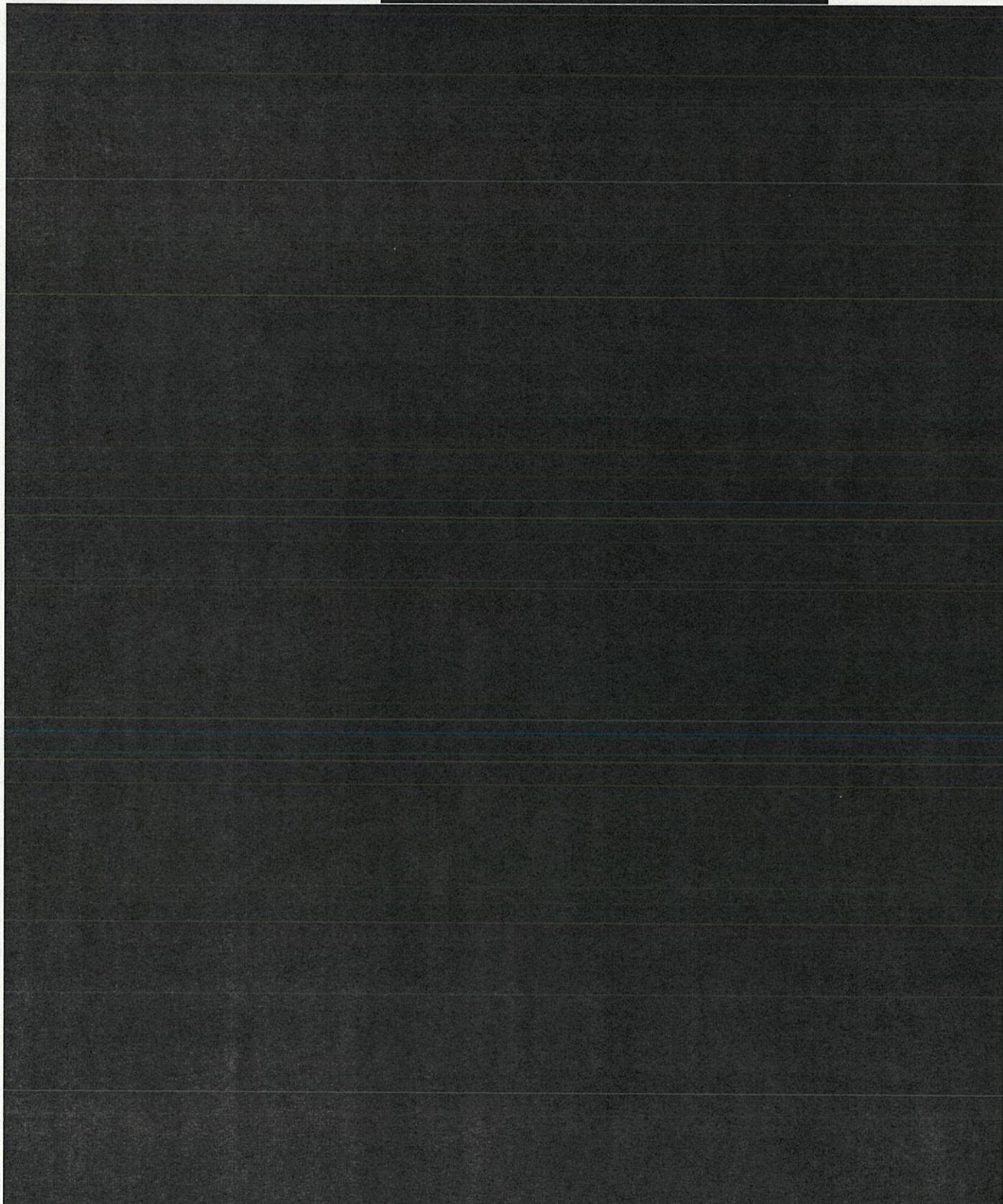
開催年月日 H29(2017)/11/2

時間 13:30～14:40

場所 名古屋城 西の丸会議室

出席者
<名古屋城総合事務所：NJ>
<ナゴヤ魅力向上部：NM>
<安井建築設計事務所：YK>
<竹中工務店：TK>

村木主幹、矢形主査、岩井主査、内田主事、遠藤技師、森技師
館主幹



名古屋
市

打合せ記録簿 (No.)

業務委託名		名古屋城天守閣整備事業		
業務委託場所				
受注者		竹中工務店		
出	発注者側	<名古屋城総合事務所：NJ>渡邊主幹、 矢形主査、内田主事	日 時	平成29年6月23日 (金) 16:00～17:00
	受注者側	[REDACTED]	場 所	西の丸会議室

打合せ内容

『6月23日 石垣+天守閣分科会』

議事録は添付文書による

総括代理人 技術者

打合記録

作成
年月日

2017/6/26

名古屋城天守閣整備事業

OUTPUT : 2017/7/28

作成者

会議体名称
名古屋城天守閣整備事業
天守閣・石垣分科会

開催年月日 H29(2017)/6/23

時間 16:00~17:00

場所 名古屋城 西の丸会議室

出席者 〈名古屋城総合事務所：NJ〉 渡邊主幹、矢形主査、内田主事
〈竹中工務店：TK〉

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会（第8回）

議事録

日 時 平成30年2月14日（水）10:00～12:00

場 所 名古屋国際センター 別棟ホール

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授	副座長
片岡 靖夫	中部大学名誉教授	
川地 正数	川地建築設計室主宰	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
古阪 秀三	立命館大学客員教授	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所

教育委員会生涯学習部文化財保護室

住宅都市局营造部

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上室

株式会社竹中工務店

安井建築設計事務所

報 告 天守台石垣周辺調査について

議 題 (1) 第7回天守閣部会における主な指摘事項と対応状況について

(2) 天守閣復元に係わる基本計画書（案）について

・継承、仕口について

配布資料 ①天守台石垣周辺調査について（資料1）

②第7回天守閣部会における主な指摘事項と対応状況について（資料2）

③天守閣復元に係わる基本計画書（案）について（資料3）

事務局	<p>1 あいさつ</p> <p>2 開会</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>資料の確認をいたします。議事次第、A4が1枚。座席表、A4が1枚。会議資料、天守台石垣調査について資料1が、資料2のあとにA3横長でついていますが、A3のものが1冊。第7回天守閣部会における主な指摘事項と対応状況について、資料2というかたちでA4が1枚。天守閣復元に係る基本計画書（案）について、資料3というかたちでA3のものが1冊です。</p> <p>それでは議事に入ります。本日の会議の内容ですが、天守台石垣周辺の調査についてをはじめ、3点についてご検討をお願いしたいと考えています。これからのお進行については、座長に一任いたします。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>報告</p> <p>天守台石垣周辺調査について</p>
瀬口座長	<p>それでは最初に、報告です。報告の資料について、事務局で説明をいただきながら、構成員の皆様にご意見を伺いたいと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>天守台石垣周辺調査について、現在の状況をご報告いたします。初めに資料の1-1をご覧ください。1ページ目の左側に石垣の測量および石垣の現況調査、石垣カルテを作成している石垣の場所を示しています。赤く塗っている箇所が、そちらのほうにあたります。続いて2ページ目をご覧ください。2ページ目および3ページ目にかけて、今回の測量で作成をしました石垣のオルソ画像、立面図、縦横断面図、石垣付番図の一部につきまして、縮小して掲載しています。2ページ目の左側に、石垣のオルソ画像を付けさせていただいており、2ページ目の右側が立面図になっています。続いて、3ページ目の左上が縦横断面図になっていまして、下に付番図を付けています。また、3ページ目の右上に縮小していますけれども、平面図を掲載しています。</p> <p>続いて、資料1-1の7ページ目をご覧ください。7ページ目より後ろのページにかけて、平面図、大天守北面の石垣を一例とし、オルソ画像等の図面をA3サイズで付けています。7ページ目が平面図になります。天守石垣周辺部分の平面図を掲載しています。8ページ目は天守台、大天守北面の石垣のオルソ画像になっています。9ページ目が立面図です。10ページ目はオルソ画像です。続く11ページ、12ページに縦横断面図と横断面図を掲載していますけれども、それぞれの断面を切っているものを示しています。11ページ目、12ページ目つきましては、</p>

それぞれ断面図を掲載しています。13 ページ目は付番図になっています。付番図については、石垣の各築石の石材について番号を振っています。それぞれの図面の原図については、立面図、縦横断面図については縮尺 50 分の 1、平面図については 500 分の 1 で作成を進めています。今回は一部の石垣の面について資料を付けさせていただきましたが、そのほかの面の石垣についても作成を進めています。

続いて石垣の現況調査、石垣のカルテについては、石垣カルテの項目に従ってそれぞれの面の調査を行いました。その成果のうち、石垣の各石材の割れや石材が抜け落ちている部分、また被熱を帯びている石材、はらみ出しが認められる石材等について、測量で作成したオルソ画像を用いて、その位置の決めを進めています。一例として、資料 1-1 の最後の 14 ページをご覧ください。14 ページ目については、大天守北面のものについて、現況調査の成果を反映した図を付けさせていただいている。こちらの図については、石目ラインとして赤い線のラインを引いていますけれども、①②というかたちで 2 つのラインを示させていただいている。①については宝暦の大修理に伴う積み直しのライン、②については現在の天守閣再建に際して、石垣の積み直しが行われている部分を示しています。こちらの図については、黄色い網伏せのかかっている部分は、はらみ出しが認められる部分になっています。こうした現状を現地で視認できる部分と、今回作成している石垣の縦断面図や横断面図といったところを見ますと、同じように石垣の断面で一部はらみ出しが認められる部分が、断面図でも確認できます。そうした部分の調査成果を用いながら、現在の石垣の状況の把握を進めていきたいと考えています。

続いて、天守台周辺の発掘調査についてご説明いたします。資料の 4 ページ目をご覧ください。4 ページ目の左側に、今回発掘調査を行っていく調査区の位置を赤く示しています。今回の資料の中で、現在の掘削状況の写真等を付けておりますのが、天守台の西側部分の調査区にあたります。図では、大天守の西側にあたる G 調査区、そこから南にいきまして 大天守の南西隅の部分にあたる I 調査区、橋台の部分の西側になる K 調査区、続きまして M 調査区、L 調査区、N 調査区というかたちで写真を付けさせていただいている。現在については、大天守の北側部分にあたりますけれども、D 調査区、C 調査区、E 調査区、F 調査区、また大天守西側の H 調査区についても掘削を行っている状況です。各調査区についてご説明いたします。初めに資料 4 ページ目の右側の大天守南西隅の I 調査区です。I 調査区については、角石にかかるかたちで東西方向に長くレッドラインを設定しています。石垣については、根石の角度の状況、根石の設置に伴う掘り込みを確認しています。堀底の状況については、地山面の上に整地土が施されており、根石の設置に伴う掘り込みについては、整地土上面から掘り込まれている状況を確認しました。

続いて資料の 5 ページ目をご覧ください。5 ページ目の左側、橋台部分の西側にあたる K 調査区です。K 調査区については、段掘りをしながら掘削を行っていき、石垣の角度の状況を確認しました。現在の地表面からおよそ 1.6m の掘削のところで、直径 15 cm から 20 cm 程度の丸みのある礫が密集している状況が確認されました。石垣の前面を押さえていた間詰石であろうと考えています。続いて 5 ページ目右側の L 調査区です。L 調査区については、図の 4.11 に発掘調査をした調査区を

上から見た、平面オルソ画像を付けていますけれども、調査区の西側で硬化面、土をかなり硬く締めているような硬化面が確認できました。東側については、石垣の天面から広がっていく礫の密集部分を確認しています。それぞれの調査区の壁際で一部掘り下げを行ってまして、石垣下部の状況を確認しています。

続いて6ページ目をご覧ください。6ページ目の左側がM調査区になります。M調査区については、内堀の外側の石垣の状況を確認する目的で調査区を設定しています。こちらの調査区では、掘り下げを行ったことにより石垣下部の状況を確認したほか、地山面の深さについても併せて確認をしています。続いて6ページ目右上のN調査区です。こちらについては、小天守の西側の部分にあたります。トレーナー状に掘削を行い、石垣の下部の状況、地山面の状況を確認しています。最後に6ページ目右下のG調査区になります。G調査区については、内堀の部分を東西に横断するかたちで調査区の設定をしています。現状、発掘調査の掘削が進んでいますのが、内堀の外側にあたり、外側の石垣にかかるかたちで掘削を行ってまして、下の状況の確認を進めています。

以上、簡単に各調査区についてご説明いたしましたが、これまでの調査成果については、それぞれの調査区において石垣の構築方法がわかる石垣下部の状況が明らかになったほか、堀底の整地等の条件についても新たにデータを得ることができました。

続いて、ボーリング調査についてご説明いたします。資料は1-2です。資料1-2の1ページ目の右下に、ボーリング調査の位置を示しています。現在、ボーリング調査が①から⑤、⑧から⑩の地点で終了しています。今後、大天守東側の⑥、⑦の地点の調査を行っていく予定です。1ページ目の上に各調査地点の柱状図を並べ、それぞれの土層の関係を示した図になっています。ボーリング調査では1mごとに標準貫入試験を行い、それぞれのN値を計測していますので、その値を柱状図の右側に示させていただいている。1ページ目の左下には、地層構成表を掲載させていただいている。そちらのほうの地層構成表に基づきますと、盛土としている土層の下では、熱田台地を構成する熱田層の上部、熱田層の下部がそれぞれのボーリング調査で確認をしています。土質試験については、②、④、⑥のそれぞれの調査地点で行う計画になっています。現在ボーリングが済んでいる②、④の地点については土質試験の調査が終了しています。資料1-2の2ページ目、3ページ目について、それぞれの地点の調査結果等を掲載しています。2ページ目が、ボーリング調査地点の④の結果になっています。3ページ目が②の地点の結果となっています。それぞれの調査地点とも、地層構成表の熱田層上部にあたります第二粘性土について試験を行っています。両地点の粘性土の特徴としては、今回の試験結果により、強度がある土だということがわかつています。

資料の4ページ目をご覧ください。今回のボーリング調査を行っている地点を含め、過去に本丸周辺で実施しているボーリング調査の位置を示した図となっています。それぞれのボーリング調査の成果を基にし、大天守、小天守部分について東西方向のA-A'ライン、B-B'ライン、南北方向のC-C'ラインの地盤断面図と同じ資料の5ページ目から7ページ目に、それぞれのラインの断面図を暫定版というかたちで示しています。それぞれの地盤断面図からは、熱田層上部、熱田

	<p>層下部の各土層が、概ね水平方向に堆積しているということ、また沖積層にあたる土層を確認できない、確認されていないということがわかつています。それぞれの断面図をご覧ください。天守台の下の部分にあたりますが、記号 D3U-c の粘性土については、それぞれの N 値が低い値を示しています。この層の評価については、石垣の保全と関わってきまして、今後のポイントになってくると考えています。</p> <p>以上、これまで実施しています天守台石垣周辺調査の状況についてご報告いたしました。今後の石垣の現況を把握するための調査として、天守台周辺外部石垣の 3 次元点群データの作成、段彩図の作成、穴蔵部石垣の立面図・縦横断面図・平面図の作成、石垣カルテの作成、また外部石垣、内部石垣ともですが 3 次元点群データの作成、石材調査、劣化の調査、レーダー探査等を進めていく予定を計画しています。</p>
瀬口座長	今の説明に対しましてご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。
麓構成員	<p>まず、資料 1-1 で、8 ページと 9 ページにオルソ画像とそれを基に作成した図が掲載されていますが、オルソ画像は樋があっても当然いいと思うのですけれども、実測図は樋を描く必要がないですよね。石垣の実測図を作っているわけですから、樋のない石垣そのものの図面のほうがいいと思います。</p> <p>その次、14 ページに石垣カルテと称して石垣の図と写真がありますが、赤の石目ラインというところで、石目ライン①が宝暦大修理と書いてあります。これについては、以前、私も宝暦大修理について論文を書いていました、その中でもどこが慶長期のもので、どこが宝暦の修理で積み替えた部分かということを境界で表していますが、それと大きくずれているんですよね。これは何を根拠に、この石目ラインというものを新しく提案されたのか。すでに私の見解があるわけですから、それとは違うという見解があるのであれば、きちんと私の案の間違いを指摘したうえで、こういう新しい案を出すべきだと思います。そうでないと、ただこういう案を出しましたということで終わってしまいますので。</p> <p>次に、発掘調査をしながら、いろんなことの見解を先ほど簡単に述べられましたが、この発掘した段階で、どなたかに見ていただいているのでしょうか。例えばこの委員会であるとか、石垣部会であるとか、ありますよね。そういうところで調査している人たちだけの判断ではなくて、こういうことを全国的にやっているような人たちの目で見て間違いないかどうかということを、埋め戻す前に、見える状態で来てもらって、その見解を説明したうえで、それでいいかどうかというようなことを、一般的にやっているんですけれども。そういうことをされたうえで、今の見解なのか。そうじゃないと、先ほどの石垣の石目ラインと同じで、担当した人たちの見解で終わってしまうと思うんですよね。そのへんをどういうふうにされているのか、説明をしていただければと思います。</p>
事務局	発掘調査については、石垣部会の先生方に現地をご確認していただき、ご指導をいただきながら、調査を進めています。14 ページ目の石垣カルテの図面ですけれども、今、途中段階の状態でお示ししていま

	ですが、先生がおっしゃられていますように、もう少し根拠と言いますか、そういったところをきっちりとご説明できるようななかたちで、ご報告をさせていただきたいと思っています。また、石垣測量図ですけれども、樋の部分の図示の仕方については、改めさせていただきたいと考えています。
瀬口座長	麓案とは違う、根拠のあるデータを出すということですね。
事務局	はい。また、麓先生の案も当然ありますので、現地の石目のラインと想定されるようなラインを含め、解釈をもう一度検討させていただきたいと思います。
三浦構成員	今の14ページの図がありますよね。この中で石材が抜け落ちているのがありますよね。この石材が抜け落ちているのを見ていますと、これは間石とか間詰と言っている石です。抜け落ちているというのは、普通は間石ではなくて築石の部分であって、間石は抜けても別に石垣の強度に全く関係ありませんので。ただの抜け落ちと書かないようにしておいていただきたいと思います。
瀬口座長	表記について注意してくれということです。
事務局	わかりました。
瀬口座長	表記が違うと、根本的な理解が違うんじゃないかということだと思います。ほかにはどうでしょうか。
事務局	注意させていただきます。
西形構成員	三浦先生のお話にも関連しますが、14ページの北面になるのでしょうか。それからはらみ出しを描かれている11ページあたりですかね。図を見せていただき、変状が大きい、局所的に非常に大きいところがあるというのを、改めて見せていただいたわけです。これから施工に入った時に、この部分、こういう変状の大きいところの工事中の計測であるとか、そのへんをどういう形でやるのか。やはり少し気になりますので、計測を十分やっていく必要があるかと思います。その方法を、ここ実は軽量盛土をされる予定であるということで、その中に入っちゃう石であるということで、そのへんの確認計測をどうするかということをもう少しやっていただきたいと思います。 地盤調査でボーリング調査を見せていただきました。例えば1ページですが、ここを読みますと、ここのNo2あたりですね。盛土が少なくて、谷地形と言っていいのかちょっとよくわからないんですけど、ちょうどこのへんが先ほどの変状部分の位置と、同じように違うということもありますて、少しこのへんが気になっているところです。しかも、その下が熱田層上部の第一砂質土になるんですかね。D3U-s1。このことを地山と、現在言われているわけですね。ここが、N値で見ると10以下ぐらいです。しかも砂、砂質土で10以下ですからあまりいいこ

	ではない地盤であるという気はします。しかも、途中あたりで含水が高くなるというふうにも書かれています。これはあくまで懸念なんですが、この層、例えば液状化であるとか、そのへんの検討、あるいは過去に熱田層のいわゆる砂層ですね。この部分が、そういうことがあったかどうかというチェックはされましたでしょうか。たぶん熱田層は洪積層ですね。であれば液状化の対象にならないというところもあるんですけれども。どうも位置的に砂の層がくるというのは、あまり気持ちのいいものではないという気もいたしました。
事務局	No2の地点の盛土が、一部こちらの場所については骨格になっているようなデータが出ていますけれど、2の地点でボーリングを行ってみましたところ、攪乱の土層がかなり深くまで入っているということがわかりました。天守閣の再建時に何か深く掘ったのか、あるいは何か攪乱というか、そういったものが何か入っているような状況が確認できました。B地点の調査もこれから行っていますけれども、そちらの調査成果を見ながら、大天守の北側の土層の条件については、もう少し詳細なデータが得られるのではないかと考えています。 液状化の話になっていきますけれども、熱田層につきましては洪積の台地層になっています。そういう部分については、まだどういうふうなことが起こり得るのかということについては、今後の検討課題だと思っています。
西形構成員	計測のことはどうでしょう。やはりここは局所的には非常に不安がありますので、工事中もできるだけ安全にということで、計測のことは少し考えていただきたいです。
事務局	計測については、また検討させていただきたいと思います。
瀬口座長	それでは私から一つお願い、質問をします。この石垣部会、今日石垣カルテ等を出していただきました。10月13日の合同の部会では十分な情報を検討するということありました。というのは、さも事実とはあまりにも違ったことが言われており、誤解が生じていると思います。そこで、そのへんの情報を正確に理解し、情報を共有する必要があるのではないかと私は思います。従いまして、10月13日以降の、合同部会以降の経過について、西野所長から説明をお願いいたします。
事務局（西野所長）	10月13日に合同部会がございました。合同部会には石垣部会、天守閣部会、双方オブザーバーというかたちでご出席いただき、各部会の進捗の状況についてのご報告をしていただきました。その中の発言について、石垣部会のほうで、具体的に言うと「石垣部会が安全を考えているかどうか」というところの発言について、石垣部会が当時の座長の発言の撤回を求めたということです。それにつきまして、石垣部会が、問題について解決するまで、石垣部会としての部会の出席はできないということがありました。その後、石垣部会のご出席については、名古屋城総合事務所として確認をしながら、ご回答をしてきました。そういう中で、1月30日に石垣部会を再開したというところです。今日ご報告いたしました調査についても、石垣部会の指導が一時受けられない状態にありました。その間、一旦中断をいたしていま

	したけれども、1月30日の石垣部会の開催をもって、現地指導も含めて、今後行っていたい、調査を進めていくというふうに、今は行っているというところです。
瀬口座長	1月30日に石垣部会が再開されたということですが、なぜ再開されたのでしょうか。再開するにあたって、何か理解をしていただいたということですか。
事務局（西野所長）	11月末に、私共、石垣部会のご指摘に対する回答を文書でお送りいたしました。その後、石垣部会と直接お話をする機会を12月18日に持ちました。その話し合いを受けて、石垣部会として今後の対応について検討すると言われまして。私共としては、石垣部会を今後どういうふうにされるか、そういうものを私共としては待っていましたけれども。時間も経っていましたので、1月30日に石垣部会を開きたいということで、改めてご連絡をいたしまして、それに応じていただいて、開催することになったという経過です。
瀬口座長	私の手許に、1月17日付の「石垣部会の今後の活動方針について」というメモがあります。これには、主として、私の発言のように、石垣部会は見学者の安全性を軽視する姿勢にあるとは全く認識しておらず、事業推進部局としても遺憾であるとの、組織としての意思表示があつたことを肯定的に評価する、ということを石垣部会が言っています。私の発言は繰り返しませんが、議事録を見てもらうといいと思いますが、西野所長は私の発言に対して遺憾であるという意思表示をしたんでしょうか。
事務局（西野所長）	12月18日の石垣部会とのお話の中で、事務局としては、名古屋市としては「石垣部会が石垣の安全性を考えていない」とは考えていません、ということは申しました。ただ、瀬口座長のご見解が、「石垣部会が石垣の安全性を考えていない」というふうに名古屋市が認識しているとは、まったく申し上げていません。私共としては、ただ、石垣部会は「石垣の安全性を考えていない」とは考えていない、ということだけを石垣部会に申し上げたということです。
瀬口座長	それは詭弁だと思います。私も考えていません、そういうことは私も考えていません。あたかも私が考えて、名古屋城総合事務所が、石垣部会と同じような考え方であるということを表明したから評価したことだと理解せざるを得ません。
事務局（西野所長）	今の言葉につきまして申し訳ないですけれども、瀬口座長のお考えというのは11月末の文書で、私共はしっかりと石垣部会にご回答いたしています。瀬口座長が「石垣部会が石垣の安全性を考えていない」などということは考えていないわけであって、瀬口座長は「その時点ではまだその状態に至っていない」というお考えであるということは、瀬口座長からお聞きしたことを、私共は正確に石垣部会に伝えたというつもりでいます。そのうえで12月18日は、瀬口座長の発言はまた別として、私共の考え方としてだけ申し上げたということなんです。

瀬口座長	<p>そうですか。それでは石垣部会は誤解をしているということですね。次に、12月18日の名古屋市と石垣部会の調整会合で、市長が私に面談のうえで10月13日発言の撤回を直接促した。私はこれを拒否と経緯が伝えられたと、名古屋市側から、石垣部会に。これは、私は市長からそういう発言を聞いていません。今まで穩便にしてくれというから発言を控えていましたけれども、石垣部会の今後の活動方針について、この2つのことは事実に基づいていないと思うのです。そのことで、名古屋市の担当者が私のところに、私の発言の撤回と謝罪を求めてきました。面会をしたいというので、私はお断りをいたしました。つまり、面会をしたいという申し出があるということは、この2つの条件を認めているということではないでしょうか。</p>
事務局（西野所長）	<p>私共としては、石垣部会から5つの前提条件ということがこの文書にありました。その条件につきましては了解をして、石垣部会の開催をしていくということです。石垣部会の文書そのものを全て否定しているということではありません。面会を求めたことについては、状況の説明をさせていただきたいということあります。</p>
瀬口座長	<p>しかし、メールではそのように書いてありません。謝罪と撤回を求める書いてあります。 それで、今出ました5つの条件ですね。それは非常に重要なことだと思うんですね。今後の天守閣部会を推進していくうえでは、石垣と上部の木造復元の部分と関係してくるので。なぜ本日、この5つの条件を説明をして、皆さんの了解を得ないのでしょうか。説明をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局（西野所長）	<p>すみません。石垣部会の話のことで、今回報告していませんでしたけれども、改めましてご報告させていただきたいと思います。</p>
瀬口座長	<p>石垣部会と、前回の合同部会では、情報を共有しないとなかなか齟齬が生じてうまくいかないのではないかという、西形先生からの話がありましたね。それをどうして、重要なことだと私は思うのです。どうしてそういうことを、再開されたのだから、こういう条件が出てますよ、というふうにしないと。我々は何も知らないでどんどん進んでいったら、後で問題が生じるんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。</p>
事務局	<p>それでは石垣部会の「今後の活動方針について」といった書類について、5つの項目についてお話を上がってきます。その文書を今ここで読み上げさせていただきます。</p>
古阪構成員	誰宛ですか。
事務局	失礼いたしました。名古屋市長 河村たかし様、名古屋城総合事務所長 西野輝一様宛となっています。

古阪構成員	この部会はですね、必ずしも石垣部会を運営するわけではなく、双方が独立しているわけで、いま読み上げようとされていることがつまらない火種になるんではないかと危惧しています。
古阪構成員	もし、両部会に齟齬があれば、その間がうまくいくためには、もちろんここで説明というのは必要なんですかけれども、まったく経緯がわからず、いつもこの部会に来ると、よくわからない話になってしまっていて。おそらく記者の人とか市民の方もいらっしゃると思うが、私も同じような立場の情報しかないんですね。もう少し段階を経た話があって、それからこの資料がどういうふうになっていて、その説明しますと。いきなり、どこで発言したらいいのか、あるいは帰ったほうがいいのか、そういうふうに悩みますので、ぜひともそういうふうにやっていただきたいと思います。あくまでも、この部会だけではなくて、一般の方も聞いておられますので、ぜひともそういう理解ができるようにしてもらいたいです。
事務局（西野所長）	先ほど申し上げた経過の中で、12月18日に石垣部会との話し合いをした後で、石垣部会が今後の対応を検討中だと。私共は1月30日の石垣部会へのご出席を求めるという中で、ご出席に応じられるというお話をと共に、1月17日付で文書をいただいたという経過があります。その文書の中で、今座長のほうからご指摘がありました、5点お話を確かに書かれていますので、それについて今から少しご報告をさせていただきたいと思います。
事務局	石垣部会のほうから平成30年1月17日付で渡されました、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会の今後の活動方針についてといった書類が出されています。その書類の中で5つ、こういったことを考えてきているということで、5ついただいています。その5つについての文章をそのまま読み上げさせていただきます。1.瀬口哲夫氏に対して、自己の暴言の撤回と謝罪を引き続き強く求めるとともに、事務局は当部会からのこの要請の執行を継続すること。2.事実上の停止状態にある本丸堀手馬出の石垣修理事業をすぐに再稼働させることで、特別史跡の保存に要する学術的審議・指導組織としての、本来の石垣部会の活動と用務に軌道修正すること。3.前項2に従い、文化庁記念物課による特別史跡の現状変更許可の方針が固まっていない（要は、文化財保護の観点からのコンセンサスが得られていないような）調査・整備事業については、今後も当部会での審議対象とはしないこと。4.天守台を含めて、場内に残る藩政期以前のあらゆる遺構の保存と安定化に反する行為に対しては、これを排除する目的に立った指導・提言を当局に向けて行うとともに、名古屋城本来の旧状への回復に努めること。5.前項4とも共通する文化財保護上の理念に従って、本丸北西隅一帯で開始された石垣・堀跡の保全に必要なデータを収集するためのトレンチ調査に関して、専門的見地からの指導や調査成果の評価に係わる検討を再開すること。そのような5つの項目が表記されています。
瀬口座長	こういう重要なことが、やっぱり天守閣部会の皆様方がわかっていないと、事業ができるかできないか、非常に重要なポイントだと思う

	んです。なぜ説明をしないんですか。しかも 1 番については、総合事務所は私の発言、私は間違ったことを言っているとは思っていないんです。ちょっと発言に足りなかったところはあったかもしませんけれども。間違ったことは、当時報告がなかったわけだから、間違ったことは言っていないと思うんですけど。事務局は、間違ったことだと思っていないのに、要請の執行を継続するということを受け入れたということですね。
事務局（西野所長）	私共いたしましたも、先ほど申し上げたように、瀬口座長の発言のご意思については、瀬口座長からはそういう趣旨ではなくて、その時点ではまだ安全性の検討に至っていないという趣旨だというのはお聞きしています。それについては、石垣部会に回答をさせていただいたということです。ただ、石垣部会はそういうふうに理解はされていないということがありまして、名古屋市の立場でいきますと、発言がこうであると断定できる立場にはなく、あくまでも私共は瀬口座長からお伺いしたことを石垣部会にお伝えしていく。そういうふうなことです。今回、石垣部会は引き続き求めるということですので、石垣部会がそういうお考えだということについては、これからもお伝えはさせていただく、というふうなつもりです。名古屋市がそういう意思を持って要請していくということではありません。
瀬口座長	詭弁にすぎないと思います。 時間がもったいないので、次にいってよろしいですか。発言がありますか。
古阪構成員	ここでそういう議論をすべきことではたぶんないと思います。もう少し市と、贅沢いうと発注者支援者、石垣部会とこの部会長がきちんと話をするということです。ここで感情論的な話は、親子ゲンカと一緒に何の意味もないでの。そういう意味では、これは一旦棚上げで結構ですけれども、石垣部会でやられたことが、天守閣部会に途中報告としてですけれどもだされて、これにいろんな意見が出るように、それぞれの考え方の共有、了解が今できていないんですね。この天守閣部会としての使命というのは、石垣は別ですけれども、それ以外の天守閣に関してはスケジュールから何からすべて依頼されているわけですね。依頼されて、妥当かどうかという判断をしているわけです。その情報が来ているかというと、来ていないんですね。そうすると、前にも申し上げましたけれども、スケジュールという観念で、市はどういうふうに考えているのか。石垣部会でこういう意見が出ていることに関して、スケジュール的にはどういう問題があるのか。そういうことをきちんと諮っていただきたいといけない。もちろんそれが影響して、天守閣部会に関してもスケジュール的に我々が決断するということもあるかと思う。市と、発注者支援者と、竹中工務店が一体となってやられることに関して我々がサポートする。石垣部会は指導と言っていますけれども、あくまでも我々はサポートであって、指導する立場にはまったくないので、そのへんも勘違いも甚だしいですけれども。その部分が非常に気になるんですよ。今日の部会もそういう意味で、少し違うと考えます。スケジュール感をもう少し強く持っていただきたい。もう少し半年程度延ばしてもいい、一年延ばしてもいい

	ということであれば、石垣部会への対応の仕方とか、石垣部会への要望の仕方というのが市としてもあると思いますが、それを無限大に自由にやっていいということでは必ずしもないと思います。そのへんのことが、おそらくこの部会長の瀬口さんの一件にもじみ出ている。あげくのはてに、別の意味で伝わっているということもあると思います。そのへんをやっぱり市としては理解して、情報をまとめすることが市の役目であり、発注者支援者の役割だと思います。ぜひそういう理解でやっていただきたいと思います。
小野副座長	議論が少しほかへいっている部分があるんじゃないかなと。というのは、この今ご説明いただきました活動方針の 1 の内容は、あくまでも全体整備検討会議の中での発言です。その意味では、太字で書いてある上に当部会としてはと、石垣部会の文書ですけれども、この 2 点に関しては肯定的評価を持つに至ったと書いてあるんですね。ですから、それなりに相互の誤解なり、あるいは相互の言葉のやり取りの中で幾分行き違いがあったということは認めて、なおかつ、そういうことに対して、肯定的評価を持つに至ったと書いてあって、それで 1 番の内容があるわけです。1 番の内容は、先ほど古坂先生が言われたのとある程度一緒になりますけれども、発言当事者と部会との間の一つは相互の言葉のやり取りの中での誤解だと思います。ただ、2 以下に対しては、やはり瀬口天守閣部会の座長が言われたように、上の問題とも係わるので、こういう点は、ぜひここに出していただいて、この中のどういう点が我々として係わる内容かということを、整理するということが必要ではないかと思います。あまりこの時間を持って、特に 1 の内容については、瀬口先生のお気持ちとしては理解できないわけではないけれども、それをここでどうするかということを取り上げるのはあまり適切ではないので、このへんにして、次の本題のほうに入っていたいと思います。
瀬口座長	それでは、このことはまた説明を当局からいただくとして、議題のほうに入らせていただきます。 (1) の第 7 回天守閣部会における主な指摘事項と対応状況についてです。資料 2 について事務局から説明をいただいて、皆様方からご意見を伺うということにさせていただきたいと思います。
	6 議事 (1) 第 7 回天守閣部会における主な指摘事項と対応状況について
竹中工務店	A4 判の一枚、資料 2 の内容について説明いたします。前回第 7 回天守閣部会における主な指摘事項と対応です。4 項目あります。 まず一番上の三浦先生からのご指摘の、主架構用木材についてです。ガラス乾板写真に合わせて、節のある木材とするなどを検討してほしい。芯持ち材も、芯が中心にあるのではなく、端に寄った芯にすることを検討してほしいというご意見でした。調達した木材で、そのような、このままのものが、今後あるかもしれませんということで、これについては今後の継続的な検討事項とさせていただきます。 2 番目も三浦先生からのご指摘です。東南隅櫓最上部の 3 間とんでい

	<p>る桧丸太梁が、天守での使用を目的とされていたのではないか。そこから天守の樹種が推定できないか。それを検討してほしいというご意見でした。それは実際に調達する木材とは別に、これも史実としてどのような使われ方をしていたのかということを、今後継続して検証していきたいと思います。</p> <p>3番目、三浦先生のご指摘です。土台については類例調査の確認として、報告書に載っている松江城天守、姫路城天守の当初材の土台について、書き加えてほしいというご意見でした。こちらで報告書を調べたところ、松江城が松、姫路城が栗と梅を土台として使用していることがわかりました。今後作成する資料に反映していきたいと考えています。</p> <p>最後の段の三浦先生のご指摘です。屋根などの銅板の上に乗っていると考えられる、黒チャンの耐久性について検証できないかというご意見です。今後、通常の屋外での暴露試験と、実験機の中で時間を早めた想定の実験、促進試験を行って検証する予定です。</p>
瀬口座長	今、説明いただきました指摘事項と対応状況について、ご意見、ご質問をお願いいたします。
小野副座長	ちょっと私の誤解かもしれない。いつも戻るのは、一番下の黒チャンの耐久性のことについての答が、検証を行うと。やっていただくのはいいのだけれど、ここでは黒チャンはやめようという方向になっていたという私の記憶なんですけれども、そのへんはどうなっているんですか。やっていただくのは非常に、全然問題ないんですけど。
古阪構成員	そのままでいいんじゃないの、というね。
小野副座長	そうでしたよね。全体はそういう方向だったと思います。ご質問はご質問として、そういう方向で、暴露試験をやられるのは一向にかまわないと思うんだけども、話が戻るような、ところがあるかなと思って、懸念して発言しています。
瀬口座長	どうですか。そういうことだったと思います。
小野副座長	そうですよね。
瀬口座長	暴露試験も、案外いいかなあという程度の話かと。程度じゃないですね。
古阪構成員	送られて来た中に議事録もあったので、全部読んだんですけど、しつかり書いてありますよ。
小野副座長	そうですよね。黒チャン塗は止めようという。
瀬口座長	そうすると、この対応がちょっと言葉不足だったという。
小野副座長	やっていただくのはかまわないんだけども、そういう方向だった

	と思って。いつも前に前に戻ると非常に無駄なので。
事務局	今、先生方からいただきました黒チャン塗の話については、もう少し資料等の確認といった内容等のお話がありましたので、もう少し確認をしながら、どういった形で変えていったらいいのかということも併せもって、検討させていただきたいと思います。
瀬口座長	よろしいですか。それでは議事の 2 の天守閣復元に係る基本計画書(案)について、資料 3 の説明をお願いいたします。
	(2) 天守閣復元に係る基本計画書(案)について
竹中工務店	<p>名古屋城天守の継手・仕口の復元方針についてご説明いたします。これまでの天守閣部会におきましても、継手・仕口の考えについてはご報告をしてきましたが、耐震要素として構造解析上で評価する主要な接合部については、今後の構造詳細検討、および構造実験の準備を踏まえ、改めて復元方針として決定した内容をご説明いたします。</p> <p>まず継手・仕口の復元方針として、これまでにご説明していました土壁等と同じように、名古屋城天守に関する昭和実測図、古写真、絵図などの各種史料から調査し、決定をしていきます。名古屋城天守に関する各種史料から判明しない継手・仕口については、建立時代が近い城郭建築の仕様を参考といたします。それらは表の通りとなります。まず、同時代・同敷地内の建物である名古屋城東南、西南、西北の各隅櫓。それから建立年代が近く、現存天守の中で最も規模が近い姫路城天守の仕様を参考にして決定します。そして名古屋城隅櫓、姫路城天守で判断しきれなかった継手・仕口については、同年代の現存天守の松本城天守、犬山城天守、熊本城宇土櫓、彦根城天守、松江城天守を参考に決定していきます。</p> <p>名古屋城の各種史料から確認できる継手・仕口についてご説明いたします。絵図の各種史料の内、継手・仕口の確認ができるものは昭和実測図、ガラス乾板写真のみでありました。小天守の継手・仕口は、どの資料からも確認できませんでした。昭和実測図からは図 1 に示したように、断面図に仕口が描かれた場所があります。この図からは枘差しの形状に鼻栓を打っていることが読み取れます。また図 3 のように、見上図にも仕口が描かれた場所が確認できました。ガラス乾板写真にも室内に飛び出した仕口が写された写真がありました。これらの史料から、大天守入側の繋梁の仕口は、入側柱への枘差鼻栓打ちを基本としていることがわかりました。これ以外の継手・仕口については確認ができませんでしたので、ほかの場所は類例により決定していきます。002をご覧ください。名古屋城の東南、西北、西南隅櫓の継手・仕口について、修理報告書の記述から抜粋したものが、こちらになります。隅櫓について、まず柱の仕口は短枘差しが多い。貫の継手は追掛け継ぎや略鎌継が使われている。外周部の繋ぎ梁は、入側柱に枘差鼻栓打ちをしていることがわかる。梁、桁の継手は、当該部材の下にある柱や梁などの真で鎌継が多い、ということが言えます。</p> <p>続いて右側の表をご覧ください。姫路城大天守の東、乾、西小天守の継手・仕口について、修理報告書の記述から抜粋したものがこちらになります。姫路城天守について、貫の継手は略鎌継か胴突継が</p>

使われている。梁、桁は蟻掛けで架けていることが多い。梁、桁は鎌継、布継が多く、大天守の解体中の写真より、当該部材の下にある梁の真で継いでいることがわかる。大天守の軸部の材継手仕口図より、目違いのある鎌継が使われている箇所がある。大天守の解体中の写真より、通し柱と梁の接合部に竿車知継が使われている箇所がある。といふことがあります。

最後になりますが、犬山城天守、彦根城天守、熊本城宇土櫓、松本城天守、松江城天守の継手・仕口について、修理工事報告書の記述を統合しますと、まず貫の継手は略鎌継のみが確認できた。柱の仕口は短枘が多い。上部の梁などの関係から長枘や重枘も見られた。指物は柱に枘差しが多く見られ、松本城乾小天守では車知枘を用いた例が確認できた。梁、桁の継手の多くは鎌継で、台持継も見られた。以上のような傾向が見られました。

以上の検証により、名古屋城天守の継手・仕口の復元原案として、今回決定したものは次のようになりました。繋ぎ梁は入側柱に枘差鼻栓打ちを採用する。貫の継手は略鎌継を採用する。柱の仕口は短枘を採用する。梁、桁は当該部材の下にある柱や梁などの真で継ぎ、目違いのある鎌継を採用する。通し柱と梁の接合部は、竿車知継を採用する。以上の内容になります。

今回決定した箇所は、図表の赤く塗った箇所です。今回決定した以外の場所についても、今後同様の検討を進め、決定をしていきたいと考えています。

続いて、構造実験計画についてご説明をいたします。本日の資料は接合部についての構造実験計画が主な内容になりますが、まず、木造復元天守の上部構造にかかる構造実験計画の全体の概要からご説明をいたします。

主な耐震要素の強度、変形性能等の構造特性を把握するために、実大サイズの試験体による構造実験を実施したいと考えています。まず軸組の実験としまして、土壁を含む軸組と武者走り内側の軸組。各要素の実験としまして、床構面の実験と、また主な耐震要素として評価に見込む接合部が実施項目となります。軸組や床で補強仕様としている箇所については、今後の詳細設計や、要素実験の結果に基づいて検討を行う予定です。そこで、先行して行う実験は、復元天守閣でも再現いたします復元原案の構造実験となります。すでに以前の部会でもご紹介した土壁の試験体について、こちらは製作・養生が長時間にわたるため、先行して現在は製作のみを着手している状況です。実験としては、本日ご説明する接合部実験より順に実施をしていきます。すべての実験は、千葉県印西市にある竹中工務店技術研究所で実施をしていきます。

では、接合部実験についてご説明いたします。実験対象とする接合部は、耐震要素として構造解析上で評価する主要な接合部としています。なお、多方面から梁が取り付いて断面欠損が大きくなる接合部など、解析上ピンとして扱うべきと判断されるような接合部は、今回の実験の対象とはしていません。実験の対象は、まず通し柱に梁が取り付いた十字型の仕口となる竿車知継。入側柱に取り付く繋ぎ梁で、カタカナのトのような形の仕口となる枘差鼻栓打ち。3番目として柱頭・柱脚仕口の短枘差。最後の4つ目として梁の継手の目違いのある鎌継の4種類としています。それぞれの接合部位における実験対象箇所に

については、対象数の多い箇所を中心に選定をしています。試験体数については、木材は自然材料ですので、材料によって強度、剛性にバラつきが生じます。そのバラつきを検証するため、同じ形状のものを3体とすることを基本として設定しています。また、2番目、3番目については、柱・梁の寸法の違いによる影響も検証するため、寸法は異なる箇所の試験体を、さらに1体ずつ追加しています。すべての試験体におきまして、使用する木材の物性を調べるために、使った材料の材料試験も行っています。試験体だけでなく、実際の復元天守に使用する材料も、当然材料のバラつきが生じます。これらの実験は結果をそのまま構造解析に当てはめるというわけではなく、試験体に使用した個々の材料の物性と実験結果を照らし合わせて、また城既往の研究、伝統工法に関する研究も参照して、接合部の強度や、変形性能といったものを算出するためのメカニズムを検証し、材料のバラつきを考慮した強度、変形性能を改めて算定し、構造解析に反映するといった手順で構造解析を進めていく予定です。

続きまして、実験方法のご説明をいたします。まず、竿車知継では、梁の端部と梁の下端をピンで支持し、柱の上方を水平方向に加力します。続いて枘差鼻栓打ち、短枘差の試験についてです。枘差鼻栓打ちは繋ぎ梁を縦に、向きとしては90度回転させるような形で、また短枘差は柱をそのまま縦方向に設置し、この2種類については、ほぼ同様の実験方法とし、それぞれ繋ぎ梁、また柱の端部を水平方向へ加力します。目違いのある鎌継につきましては、継手部分を中央に配置し、鉛直方向へ加力します。こちらの実験では、中央の継手部分のみが最終的に破壊することが想定されますので、左右の部材を入れ替えて、同じ試験体で実験がもう一度できるように、試験体の反対側にも実験の加工をしています。試験体に使用します材種については、柱・梁とともにベイヒバを使用いたします。前回の天守閣部会でご説明しました通り、柱・梁の復元案について、材種は桧、松、ベイヒバなど部位によって異なりますが、告示に示される無等級材の基準強度、また城既往の研究から、こういった中の材料で、その中でも桧とベイヒバが最も強度が低い材料という形で設定がされています。ただし、先ほどもご説明しました通り、材種に係わらず木材の強度にはバラつきが生じまして、実験ごとに、実験に用いる材料、また復元天守閣に用いる材料の強度は、この表に示す数字を上回るレベルでバラつきが生じ、また材種ごとの数値の大小関係も必ずしも表の場合とはならない場合もあります。その中で、今回の実験では強度が最も低く設定されているベイヒバを用いて、またすべての試験体で個々の材料試験も併せて行い、実験で使用した材料の特性と、実験で得られた結合部の構造性能を関連づけて評価することで、材種に応じて構造解析に反映できるよう実験結果を評価していく予定です。

スケジュールとしましては、2月の後半より木材の加工に着手をいたしまして、3月の半ばより順次実験を実施していく予定です。

瀬口座長	継手・仕口について今、構造実験について説明をいただきました。ご質問、ご意見はありますか。
麓構成員	試験方向のところで、鎌継なんですかね。鎌継をこういう力がかかるなどを想定して使っているとは思えないんですよね。鎌継は引

	つ張りに対して逃げないように、鎌継にしていると思うんですけど。もし持ち出してという時には、このように例えば柱の中央で鎌継で継ぐということはあり得ないと思いますので、この実験のデータを基に、何かに使うというのが、実際の解析モデルの要素として、この実験結果を使うというのは、あまり適切だとは思えないんですけど。むしろ鎌継の場合だと、引っ張りの試験をする必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
竹中工務店	この実験の結果の評価についてというところなんですけれども、ご指摘にあります通り、こういった梁が単体で、真ん中で継いでいるというところは現在想定していません。この継手の上もしくは下に、基本的には柱が入ってくることになるんですけども。そこは1本物の梁とは、変形性能というのが少し変わってまいりますので、構造解析上はこここの継手に回転のバネを設けることになります。その回転のバネの算定ということで、こちらの実験を考えているといった内容になります。
麓構成員	もう一つ、引っ張りというのは必要ないんですか。
竹中工務店	現状は、曲げ試験というところで。こちらは、基本はこの試験体図は、継いでいるところは、試験体の上側にあるような試験体図で書いてあるんですけども。試験方法では上下ひっくり返して、下側が差し込んでいうところになりますので、曲げ試験をすることで、引っ張りがどの程度きくかというのが検証できると考えています。
川地構成員	今、鎌継の話が出ましたのでひとつ確認をしたいのですが、例えば姫路城は鎌継を大量に使っていますが、近世の鎌継ではなくて中世の鎌継を使っています。要は鎌の竿の部分がバチになっているんですね。当然ながら真継ですから、その上に柱が立ったりして、鎌の竿のところに枘穴が来るという状態なわけですよね。今報告があったのは、継手は真継でいくということは、鎌は、必ず柱が来て、枘穴が来るんで、やっぱり中世の姫路城と同じ、バチの竿にしないと収まってこないのかなと、勝手に思っています。近世の鎌になって、こういう形になって、持ち出し継にすることによってそういう問題をクリアにできた、というふうに私は判断をしているのですが。ひとつ、そのことについて確認したいということと、いくつか質問をさせていただきます。 まず、冒頭の姫路城天守が慶長13年、1608年に一応建立をしたということですが、私の知る限りは、研究発表などでいきますと、確か慶長13年の夏に石垣ができる、9月から天守の作事が始まって、慶長14年にできあがったということになっています。姫路市のいろんな出版物は、慶長14年、1609年という表現になっていると思いますが、そのあたりがどうかということです。 2つ目はですね、この冒頭に、言ってみれば仕口・継手の参考にする序列は、まず同時代、同敷地の東南・西南・西北で、その次に姫路城の天守とあります。その後で見ると、リストが、3ページですか、各部の継手・仕口、これが必ずしもその序列に従っていないと思います。例えばですね、土台なんかは確かに西北ないしは西南は追掛大栓継というような、これはその後のいわゆる改修した時の形かどうかはわかりません。

	<p>ませんけれども、報告書を見る限りは、土台の継手は追掛け大栓継といふに、確か西北と西南、どちらかが、そういうふうに表現をしています。この3ページの継手のこれを見ますと、類例をベースに決めたものを見ますと、必ずしもそういう序列に従っていないなという感じがちょっとしたものですから、そのあたりの確認をしたいですね。それと柱や、土台とかそういうものも、リストの中に表現をしていただいたほうがいいのかなと思います。</p> <p>それと姫路城がリストの、大天守が一番最後にありますけれども、やっぱり大天守というのは昭和の大修理、解体の時の図面が実際に1600枚も確かあるはずなんですよね。克明に継手から仕口と言いますか、柱と梁のいわゆる差口図・詳細図が克明にありますので、そのあたりは小天守の前に、大天守の表現をしていただいたほうがいいのかなと思います。</p>
瀬口座長	はい。それでは、そのへんはどうですか。
竹中工務店	<p>まず姫路城の扱いについてですけれども、ご指摘の通り、天守の造形年代はいろいろな情報があります。こちらで姫路城を設定した年代は、文化庁の資料とか、そのへんのものを確認して出していますけれども、細かいいずれについては改めて確認させていただきます。もし相違がありましたら、直していただきたいと思います。</p> <p>大天守、小天守のリスト上の並びの順番ですけれども、これからは並べ方については注意して、大天守のほうがくるような配慮をしていきたいと思います。</p> <p>継続の定義ですけれども、川地先生のお話は、中世のものはそのへんの收まりが、我々が描いてある図とは違って斜めになっていたりとか、そういうことではないかということ。柱の上でジョイントがくるから、ここに柱の枘が来て、その断面欠損やそういうものも考慮したほうがよいのではないかということだと思いますので。どこまで考慮できるか、実験の中でというのありますので、検討していきたいと考えています。</p> <p>あと指摘された土台の継手についてですが、ご指摘の通り、西南隅櫓等で追掛け大栓継が使われています。ただし今回については、あくまで色が着いた部分、4項目ほどの説明をしたと思うのですが、そのへんのみが決定したということで、ほかの色についていない項目については現在検討中なので、ご指摘された点を踏まえて引き続き検討していきたいと思います。</p>
小野副座長	実験について、大筋は、私はこれでいいだろうと思うのですが、柱傾復元力を考慮している柱というのは、これは今の天守の中で全部について考慮をする設計の方向ですか。
竹中工務店	今現状では、傾斜復元力については、考慮する、しないというのは、するやり方としないやり方、並行して検討していくところです。
小野副座長	なぜそれを聞いたかというと、3の短柄の柱の寸法が2種類になって

	<p>いて、その設計の対応になっているのかなというのがひとつあって質問しました。わかりました。実験が 379 と 303 の柱だけになっているので、傾斜復元力をどの柱に対して採用しているかということが、はつきりしないとなかなか計画が立てられないなと思ったものですから聞きました。わかりました。</p> <p>それから、傾斜復元力の時の柱の軸力を作用させるというのは、5 ページの短柄の試験体に上から何かあれですか、例の W か何かの軸力載荷装置でやるのですか。</p>
竹中工務店	今ご指摘のありました 3 番の短柄差の試験体のみが、こちらの軸力を作用させますけれども、これは柱の上側からですね、PC 鋼棒で下のほうに所定の軸力をかけまして、その時に、試験体の下のベースプレートにリニアスライダーを設けまして。
小野副座長	そういう形式ですか。PC 鋼棒で内力にかけようというわけね。
竹中工務店	はい。
小野副座長	それから、これはお願いですけれども、通し柱と丸太の仕口の実験が 3 体になっていますよね。これ、これは私の興味もあってのなんだけれども、3 方向から来る場合について、1 体でもいいので、同条件でやられたらどうかなと思っています。先ほど、3 方向から来るのはピンだというわけだけれども、現実問題としては、そこで 3 方向から来ることによってどの程度の耐力低下があるのかということを、できればここで 3 方向から来る状況での 1 体を追加していただけると、後の設計にも役立つのではないかなど、ちょっとと思っています。
竹中工務店	3 方向の件につきましては、今後検討してご報告させていただきます。
小野副座長	はい、結構です。
三浦構成員	<p>資料について、参考資料を一点一点よく検討されて、最終的に名古屋城の櫓のイメージを大天守で決定するという、結論はそれで結構です。ここにたくさん資料がありますけれども、松本城以下について研究年代および備考のところに書き加えていただきたいことがあります。ちょっと見てください。松本城の場合ですと天守が文禄ではなくて、乾小天守が文禄です。部会の見解です。乾小天守が文禄で、大天守が慶長の末もしくは元和の初めになっています。</p> <p>犬山城天守については、慶長 6 年になっていますけれども、これにはいろんな説がありますが、各階によって年代が違っています、多分 1 階部分が慶長元年くらいで上のところは元和に改造されている可能性があります。慶長 6 年なのですけれども、後ろの方に、2 階以上は元和改造の可能性と一言入れた方がいいと思います。</p> <p>それから、熊本城の宇土櫓は、慶長 6 から 12 年、これは文化庁の記録についている年代ですが、これは慶長 6 から 12 年の間に現在の位置に移築された年代で、諸説一致しています。元の位置につきましては、</p>

	<p>私の考えでは熊本城の古城天守で、天正 18 年の天守を移築した可能性がありますので、年代が古すぎますので参考になりません。従って中央の備考に、移築と書いておいてください。関ヶ原以前の古建築、移築と書いておけば間違いありません。もとの場所については、宇土城という説がほとんど否定されていますけれども、移築であるということは間違いありません。それから各仕口ですが、これは明治に解体修理を受けていて、明治の改裝の結果、仕口等はほとんど明治のもので、基本的には仕口について参考なりません。</p> <p>彦根城の天守は、どこの記録にも書いてありますけれども、関ヶ原の戦いの前の大津城天守を慶長の 11 年頃に移築したと書いてありますので、仕口については当初の関ヶ原以前の仕口と改造の時の仕口は当初の仕口と違ってくる可能性がありますから、あまり参考にならない。</p> <p>松江城については江戸の中間にかなり大規模な修理を受けています。現在残っている継手、仕口については、この慶長 16 年に完成した時のものを選別するのはかなり難しいと思います。従ってそのへんのことを備考のところに書き加えておいでいただきたいと思います。</p> <p>結果的には名古屋城の隅櫓は姫路城天守で大体の仕口を決定されていますから、結論には影響しないのではないかと思います。</p>
片岡構成員	かなり綿密に研究、検討されています。実験計画の具体的な日程が決まりましたら、ぜひお知らせいただきたいというのが一点です。これは東京ですか。
竹中工務店	実験は弊社の研究所がある千葉県で行います。
片岡構成員	その案内をぜひいただきたいということと、公開にするのか非公開にするのかその辺も含めて。公開されるようだったら、学生も連れていきたいなと思います。それから実験に対してのスケール効果を、どういうふうにお考えかというのを知りたいなと思います。同じ規格・形状でもスケールの大きさによってかなり値が変わってくることが、木造の場合は多いので、それについてご検討いただきたいと思います。それから動的な加力試験をする予定があるのが、聞きたいと思います。それから 4 番目に、これは将来、100 年、200 年、もっとずっと長い間保存されるわけですが、その時々の将来のための資料、これを正確に留めておいていただきたいというのが、希望といいますか。つまり歴史的建造物が、長きにわたって継承されていく。それは構造的な面でも然りであって、とても大切なことではないかと思います。以上 4 点ですけれども、よろしくお願いします。
竹中工務店	順番にご回答させていただきます。実験につきましては、先ほどご説明しました通り、弊社千葉県の研究所で行います。日程につきましては、詳細な日程が決まりましたら再度ご連絡をさせていただくようになります。続きましてスケール効果の件ですけれども、ご指摘の通り木造はかなり断面におけるスケール効果が出てまいりますので、今回の試験体はすべて実大サイズのもので行うということですね。とはいって、箇所によって接合部の大きさは少しずつ変わってきますので、そういう意味で寸法が異なる試験体を用意したというのは、そのスケール効果を確認するために用意したというところです。主に 3

	体やる、多い箇所数をやる試験体は比較的大きめの箇所を。1体でやるところは小さめの箇所を設定して、確認するような計画をしています。また今回は基本的には静的試験で行います、その復元力だとかを構造解析に反映できるようなことを検証していこうと思っていますので、そこはすべて静的加力で行う予定です。また今後の記録については、今回色々と実験をしますけれどもそちらを報告書にきちっとまとめて、今後、きちんと後世に伝えられるものをまとめておきたいと考えています。
瀬口座長	ほかにありますか。
川地構成員	継手・仕口について、もう一つ確認です。これは市の方への確認ということになるかもしれません、類例としては図面としては姫路城のページで克明に、さっきも申し上げましたように、継手から仕口というか、差口図から、克明に伏せ図も含めてどこの位置で継いだかということも含めて、しっかり資料が残っています。そういう意味では、大いに姫路城の天守というのは参考になる。時代的にもそんなに離れていないので。ただ一方で大工の手が違うわけです。姫路城というのはいわゆる大工頭中井正清の手ではないわけですが。そういう意味では、同じ敷地の中にある、当時の姿で残っている3つの隅櫓を大いに参考にすべきだと思います。但し今2ページの、3つの隅櫓の各部位の仕口、継手については記述なしというのがかなりあるわけですよ。ですから、ほかに頼らざるを得ないということですが。ただ、3つとも報告書を見ましたけれども、確かに報告書には記述がないのですが、例えば野帳のような解体修理をした時の記録がないのかとか、あるいは例えば今現実にあるわけですから、多少目視で下から見上げて確認することも、多少はできると思います。やはり同じ大工の手といつても畿内・近江6か国と地元、といろいろ手は違うわけですが、基本的には近いだろうという意味で、もう少しこの現に残っている隅櫓について、継手・仕口について調査の方法があれば、もう少し確認をすべきではないか。それをベースにして冒頭に言われた、まずはこの3つの隅櫓を優先して考えるということにしたほうが良いのではないかと思います。市では報告書以上の継手・仕口に対する資料というものは、無いのでしょうか。それも含めて回答お願いします。
瀬口座長	お願ひします。資料があるかどうか。
事務局	名古屋城で今3つ現存している建物があるといった形の中で、そういった資料を、今我々の分かる範囲の中ではなかなか非常に探し当てるというのは現状ではできている状況ではありません。そういう中でもう一度再度資料等があるかないかといったところを、もう一回市としても当たってみたいなと思います。現状としては、今見つかっている状況ではないかなということです。今、目視等という話もありましたので、現地等で見てわかる範囲なのかどうなのか、といったところもあるかと思います。また竹中さんとも相談しながら、確認できるかどうかを検討していきたいと思っています。
瀬口座長	資料を探していただくということですね。ほかにはよろしいでしょ

	うか。
古阪構成員	この部分ではないのですけれども、全体として、だいぶ結論といふか実験にまで来たのですが、全体のスケジュールがどうなのかということがよくわからないですよね。これは今日この部会に入る前にもお願いしましたが、全体のスケジュールを毎回全体像はこうだよということを示していただきたい。それからもうひとつは、できるだけ市民の方にわかるように、最終的には小学校や中学校の人たちが楽しんで見られるような名古屋城の見学というものを作つてほしいと思います。そういう意味では、今回先ほども見学ができないのかということを言われましたが、見学なりそういうものに準ずる、せっかくの機会なので。こういうのを誰かひとりきちんとね、魅力的にすることに常に頭を使ってもらいたいと思います。石垣部会との協議についても同様でしっかりとやるリーダーも、このことがプロジェクトを進めるうえで一番大事なところだと思います。ぜひともスケジュールと、個々の活動の中でこれは公開した方がいい、あるいは記録として子どもたち向けに、一般向けにするとかね。そのへんの配慮を、ちょっと本気でやっていただけたらなと思います。気が付けば終わってしまったという感じになってしまいますので。ぜひともお願ひしたいですね。
瀬口座長	全体のスケジュールは毎回出していたくくらいの気持ちのほうがいいですね。不確定要素が多いので、やっぱり毎回出していくくようお願いしたいと思います。ほかにはよろしいでしょうか。 それでは本日ちょっと時間を取りましたけど、意外と早く終わりましたので、これで本日の議題を終了させていただきます。それでは事務局お願ひします。
事務局	ありがとうございます。瀬口座長、構成員の皆様方、貴重なご意見をありがとうございました。本日いただきましたご意見をもとに、名古屋城天守閣の整備を進めてまいりたいと思っています。今後とも何卒ご指導ご助言をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会(第8回)

日時：平成30年2月14日（水）10:00～12:00

場所：名古屋国際センター 別棟ホール

会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 報告

天守台石垣周辺調査について [資料-1]

4 議事

(1) 第7回天守閣部会における主な指摘事項と対応状況について [資料-2]

(2) 天守閣復元に係る基本計画書（案）について [資料-3]

・継手、仕口について

5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会（第8回）名簿

日時：平成30年2月14日（水）10:00～12:00

場所：名古屋国際センター 別棟ホール

（敬称略）

■構成員

氏名	専門分野	所属等	出欠
小野 徹郎	建築学	名古屋工業大学名誉教授	出席
片岡 靖夫	建築学	中部大学名誉教授	出席
川地 正数	建築生産	川地建築設計室主宰	出席
瀬口 哲夫	近代建築史、まちづくり	名古屋市立大学名誉教授	出席
西形 達明	地盤工学	関西大学名誉教授	出席
麓 和善	建築史、文化財保存修理	名古屋工業大学大学院教授	出席
古阪 秀三	建築生産	立命館大学客員教授	出席
三浦 正幸	日本建築史、文化財学	広島大学大学院教授	出席

・オブザーバー

氏名	所属等	出欠
洲寄 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐	出席

■特別史跡名古屋城跡全體整備検討会議（第6回天守閣部会）における主な指摘事項と対応

発言者	該当章	該当頁	主な指摘事項	対応
三浦	【資料-1】主架構用木材について	7-002	ガラス乾板写真に合わせて、節のある材木とすることを検討してほしい。	端に芯が寄った材は大径材になり、その条件で調達することは困難な状況にあります。今回、限られた大径材は通し柱に優先的にあてたいと考えています。
三浦	【資料-1】主架構用木材について	7-002～003	東南隅櫓にある3間の桧丸太梁と、天守の3間ある梁の用いられ方にについて、どうしてこういう使い方があるのか、検討してほしい。	端に芯が寄った材は大径材になり、その条件で調達することは困難な状況にあります。今後の検討事項とします。
三浦	【資料-1】主架構用木材について	7-002～003	松江城が「栗」と梅でした。 土台については、類例調査・確認として、報告書に載っている松江城天守、姫路城天守の当初材の土台について、書き加えてほしい。	史実として、どのような使われ方をしていたのかの検証は今後も継続します。
三浦	【資料-1】大天守の屋根について	7-005	黒チャンの耐久性について検証できないか。	促進試験と暴露試験を行う予定です。

名古屋城天守閣整備事業

平成30年2月14日

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議
〔第8回 天守閣部会〕

天守閣復元に係る基本計画書（案）
・継手・仕口について

天守の継手・仕口について

名古屋城天守継手・仕口の復元方針

- 名古屋城天守の継手・仕口を、昭和実測図、古写真、絵図などの各種史料から調査し、決定する。
- 各種史料で判明しない継手・仕口については、建立年代の近い城郭建築の仕様を参考とする。
まず、同時代・同敷地内の建物である名古屋城東南・西南・西北隅櫓、建立年代が近く現存天守の中で最も規模が近い姫路城天守の仕様を参考にして決定する。
- 名古屋城隅櫓、姫路城天守で判断しきれなかった継手・仕口については、同年代の城郭建築の松本城天守、犬山城天守、熊本城宇土櫓、彦根城天守、松江城天守を参考にして決定する。
- 調査は修理工事報告書を用いて行う。対象リストは表1の通り。

表1 継手・仕口調査対象リスト

建物名	建立年代	資料名	備考
名古屋城東南隅櫓	慶長17年(1612)頃	重要文化財名古屋城東南隅櫓修理工事報告書	
名古屋城西南隅櫓	慶長17年(1612)頃	重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書	
名古屋城西北隅櫓	元和5年(1619)頃	重要文化財名古屋城西南隅櫓修理工事報告書	
姫路城天守	慶長13年(1608)頃	国宝重要文化財 姫路城保存修理工事報告書Ⅲ	大天守・小天守に限定
松本城天守	文禄2~3(1593~4)	国宝松本城	
犬山城天守	慶長6年(1601)頃	国宝犬山城修理工事報告書	
熊本城宇土櫓	慶長6~12(1601~7)	重要文化財熊本城宇土櫓保存修理工事報告書	
彦根城天守	慶長11年(1606)	国宝彦根城天守・附櫓及び多門櫓修理工事報告書	天守・附櫓に限定
松江城	慶長16年(1611)	重要文化財松江城天守修理工事報告書	

各種史料から確認できる名古屋城天守の継手・仕口

- 各種史料の内、継手・仕口が確認できる史料は昭和実測図、ガラス乾板写真のみであり、小天守の継手・仕口は確認できなかった。
- 昭和実測図、ガラス乾板写真より
- 大天守入側の繋梁の仕口は入側柱へ枘差鼻栓打ちを基本とする
ということがわかった。

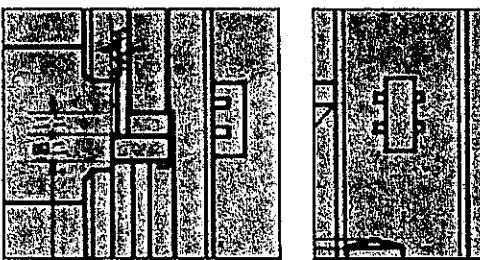
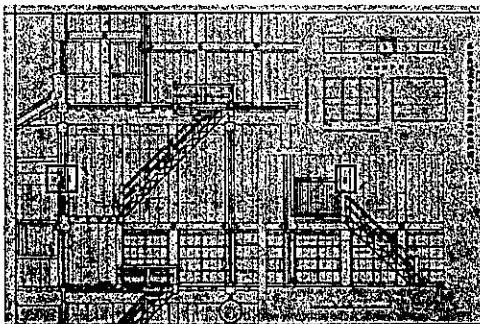
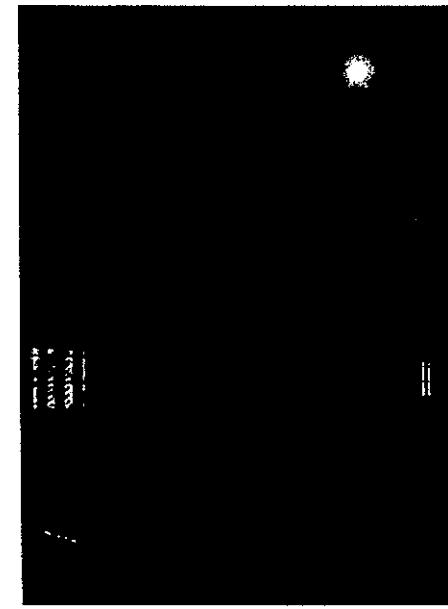
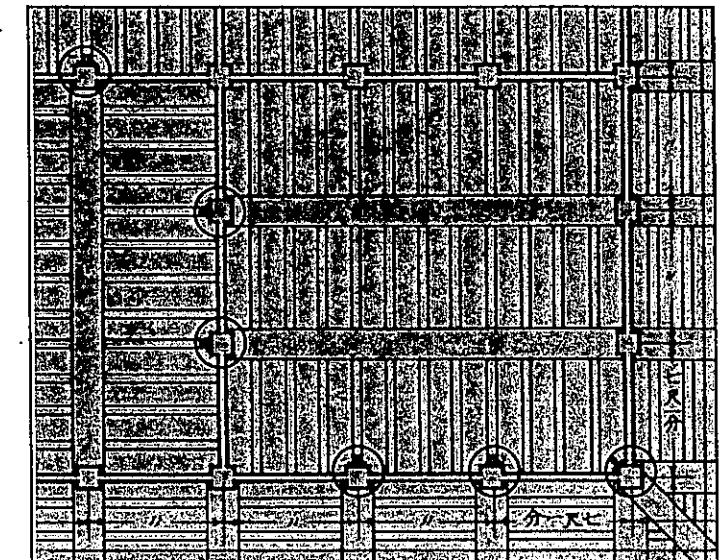
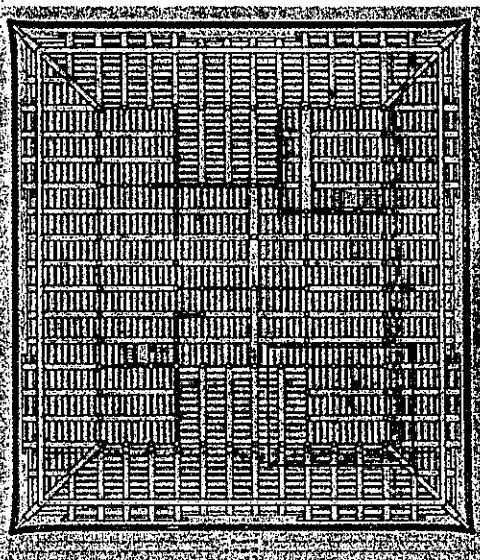
図1 名古屋城天守二層表階段断面詳細図
昭和実測図を竹中工務店が加工

図2 ガラス乾板写真 天守閣四階内階段

図3 名古屋城天守初層見上図
昭和実測図を竹中工務店が加工

天守の継手・仕口について

名古屋城東南・西北・西南隅櫓の継手・仕口

修理工事報告書より抜粋した継手・仕口仕様は以下の通り。

表2 名古屋城東南・西北・西南隅櫓継手・仕口リスト

部位	部材	継手・仕口	東南隅櫓報告書	西北隅櫓報告書	西南隅櫓報告書
柱	二階柱		記述無し	上下とも短柄差	記述無し
	出桁棟行内部の柱	仕口	枘差し、込栓打ち	記述無し	記述無し
	柱	一	記述無し	記述無し	巾6寸×2寸×長さ2寸の短柄 (大正修理時にすべて足元切断)
貫	通り貫	継手	記述無し	柱真において追掛継	略鎌継(大正後補材)
梁	繫虹梁	仕口	側桁に合欠き組み	記述無し	記述無し
			内部の柱に枘差込栓止め	記述無し	記述無し
	繫梁	継手	記述無し	柱真において鎌継ぎ	記述無し
		仕口	記述無し	柱当たりに打抜枘鼻栓打ち	記述無し
			記述無し	頭繫の上に渡り腮でかけ渡し	記述無し
敷梁	敷梁	継手	記述無し	柱真において鎌継	記述無し
		継手	記述無し	繫梁真にて鎌継	記述無し
		仕口	記述無し	柱当たりに打抜枘鼻栓打ち	記述無し
	柱受敷桁(2・3階)	継手	記述無し	繫梁の上で鎌継ぎ	記述無し
桁		仕口	記述無し	繫梁当たりは渡り腮にかけ渡し	記述無し
	軒桁	継手	記述無し	柱真において鎌継	記述無し
		仕口	記述無し	繫梁の上に渡り腮にかけ渡し	記述無し
	頭繫	継手	記述無し	鎌継ぎ	記述無し
		仕口	記述無し	隅は相欠き	記述無し
出桁	出桁	継手	記述無し	金輪継ぎ	記述無し
		仕口	記述無し	隅繫梁当たりに大入れ釘打ち	記述無し
大引	大引	仕口	記述無し	端部はその階の柱に打抜枘鼻栓打ち	土台に相欠き大入れ
			記述無し	梁当たりは渡り腮	記述無し
小屋組	小屋梁	継手	記述無し	打抜枘の先端を斜めに切断し、継手を履鎌	記述無し
		仕口	記述無し	頭繫の上に渡り腮でかけ渡し	記述無し
	棟木	継手	記述無し	束真で鎌継ぎ	記述無し
	母屋	継手	記述無し	束真で鎌継ぎ	棟束位置で二か所目違い付き台持ち継ぎ (大正の後補材)

『重要文化財名古屋城東南隅櫓修理工事報告書』
『重要文化財名古屋城西北隅櫓修理工事報告書』
『重要文化財名古屋城西南隅櫓修理工事報告書』
より抜粋

以上より、名古屋城隅櫓の継手・仕口について次のことが言える。

- 柱の仕口は短柄差しが多い
- 貫の継手は追掛け継か略鎌継が使われている。
- 外周部の繫ぎ梁は入側柱に枘差鼻栓打ちとしていることがわかる
- 梁、桁の継手は、当該部材の下にある柱や梁などの真で鎌継が多い

姫路城大天守・西・乾・東小天守の継手・仕口

修理工事報告書より抜粋した継手・仕口仕様は以下の通り。

表3 姫路城天守継手・仕口リスト

部位	部材	継手・仕口	西小天守	乾小天守	東小天守	大天守
梁	貫	継手	柱真において略鎌継または胴突継	記述無し	柱真と関係ない位置で略鎌継	略鎌継 目地入鎌継 布継 などの図版
	1階床梁	継手	記述無し	鎌継	記述無し	
		仕口	側土台に蟻掛け	土台に蟻掛け	敷梁上端に角太柄入れ	
			記述無し	記述無し	側土台に蟻入れ	
	3階床梁	継手	側柱に折置	敷梁に蟻掛け(めりこみ止めの鉄板補強)	柱に襟輪柄差し	
			側柱に枘差し鼻栓打ち	記述無し	室内は角樅材を柱頭枘差し	
	1階隅木	仕口	記述無し	隅木尻を柱に短柄差し鎌止め	記述無し	
	3階柱踏み	継手	梁行上木に渡り腮	下木に渡り腮	記述無し	
			継手	布継	布継	
桁	2階軒桁	継手	隅仕口は桁行を下木に片捻組	隅組手は桁行を下木として捻組		記述無し
		仕口	軒桁は中央にて布継	布継		
	3階軒桁	継手	記述無し	記述無し	記述無し	
	1階出桁	継手	布継	記述無し	布継	
		仕口	記述無し	記述無し	腕木に渡り腮	
	3階出桁	継手	記述無し	記述無し	殺ぎ継	
小屋組	小屋梁	継手	大梁上で鎌継	梁上で鎌継	大梁上で鎌継	『国宝重要文化財姫路城保存修理工事報告書Ⅲ』 より抜粋
	母屋	継手	布継	記述無し	記述無し	

以上より、姫路城天守の継手・仕口について次のことが言える。

- 貫の継手は略鎌継か胴突継が使われている。
- 梁、桁は蟻掛けで架けていることが多い。
- 梁、桁は鎌継、布継が多い。大天守解体中図版より、当該部材の下にある梁の真で継いでいることがわかる。
- 大天守軸部材継手仕口図より、目違ひのある鎌継が使われている箇所がある。
- 大天守解体中の図版より、通し柱と梁の接合部に竿車知継が使用されている箇所がある。

松本城天守、犬山城天守、熊本城宇土櫓、彦根城天守、松江城天守の継手・仕口

修理工事報告書の記述を統合した結果、以下のような傾向が言える。

- 貫の継手は略鎌継のみ確認できた。
- 柱の仕口は短柄が多い。上部の梁などの関係から長柄や重柄も見られた。
- 指物は柱に枘差しが多くみられ、松本城乾小天守では車知柄を用いた例が確認できた。
- 梁、桁の継手の多くは鎌継で、台持継も見られた。

天守の継手・仕口について

名古屋城天守の継手・仕口復元案

以上の調査結果より、名古屋城天守の継手・仕口に採用する仕様を下記の図4、表4に示す。

今回決定した名古屋城継手・仕口の仕様は

- ・繋ぎ梁は入側柱に枘差鼻栓打ちを採用する
- ・貫の継手は略鎌継を採用する
- ・柱の仕口は短枘を採用する
- ・梁、桁は当該部材の下にある柱や梁などの真で継ぎ、目違いのある鎌継を採用する
- ・通し柱と梁の接合部は竿車知継を採用する

であり、表の赤塗部に示す。

上記以外の箇所については、今後同様の検討を進め、決定していく。

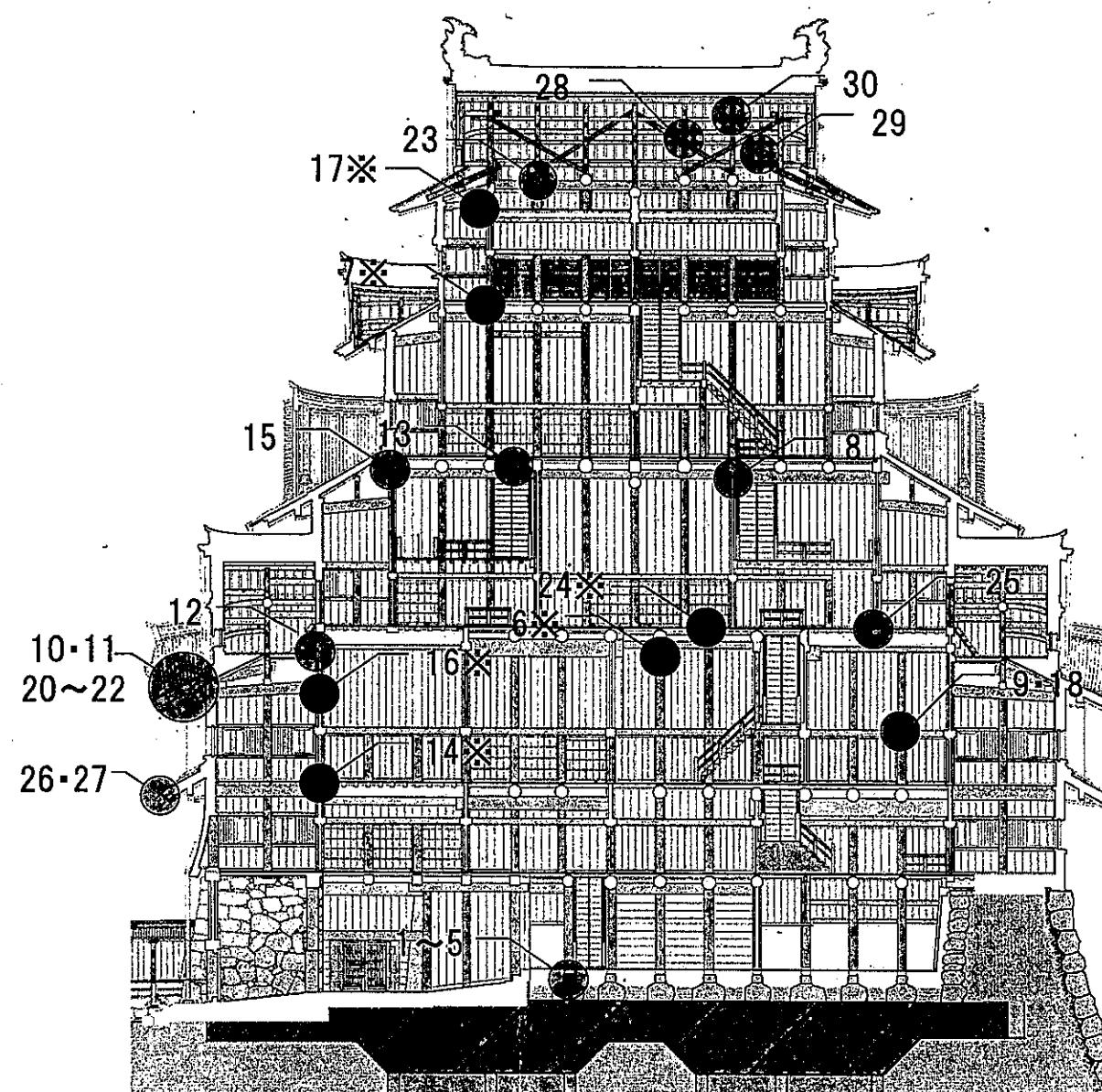


図4 継手・仕口使用部位図
(図中の番号は表4中の番号を示す)

昭和実測図を基に名古屋市が作成したCADデータに竹中工務店が加筆・修正。

表4 名古屋城天守継手・仕口リスト (■:決定した箇所 ※構造実験箇所)

部位	継手・仕口形式	参考類例	実験箇所
土台	1. 土台の継手	目違いのある鎌継	
	2. 土台の隅部仕口	相欠	名古屋城東南・西北隅櫓
	3. 土台のT字部仕口	蟻掛	犬山城
	4. 土台の十字部仕口	蟻掛	
	5. 土台一大引き	蟻掛	
柱	6. 柱上部の仕口	短枘	名古屋城南北隅櫓
	7. 柱下部の仕口	短枘	名古屋城南北・西面櫓
横架材	8. 梁丸太継手	目違いのある鎌継	名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守
	9. 梁丸太出隅	目違いのない鎌継	名古屋城南北隅櫓、姫路城西小天守
	10. 出桁・側桁	目違いのある鎌継	名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守、他
	11. 出桁・出隅	蟻掛	
	12. 敷桁	目違いのある鎌継	名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守
	13. 脊差	目違いのある鎌継	名古屋城西北隅櫓、姫路城大天守
	14. 通し柱一胴差	半里大捻	姫路城大天守、松江城、彦根城
その他構造材の仕口	15. 通し柱一胴差 出隅	長枘差 込栓打ち	
	16. 通し柱一胴差 通し栓打ち	通し栓打ち	名古屋城南北隅櫓
	17. 通し柱一胴差 通し栓打ち	通し栓打ち	名古屋城南北隅櫓
	18. 柱一力貫	略鎌継 楔打ち	姫路城東小天守、犬山城、松江城、彦根城
	19. 柱一力貫 出隅	下げ鎌 業打ち	
	20. 側桁 出隅	三枚枘通し栓打ち	
	21. 繋ぎ丸太-側桁	渡腮	
	22. 繋ぎ丸太-出桁	蟻落しこみ	
	23. 敷桁一梁	渡腮	名古屋城西北隅櫓
	24. 梁一根太	大入鎌掛・渡腮	
その他の仕口	25. 茅負	鎌継	犬山城
	26. 裏甲	曲折目達枘	犬山城
	27. 小屋貫	略鎌継 業打ち	
	28. 野垂木	殺継	名古屋城西南隅櫓
	29. 株木、母屋	束真で腰入鎌継	名古屋城西北隅櫓

構造実験(接合部実験)計画

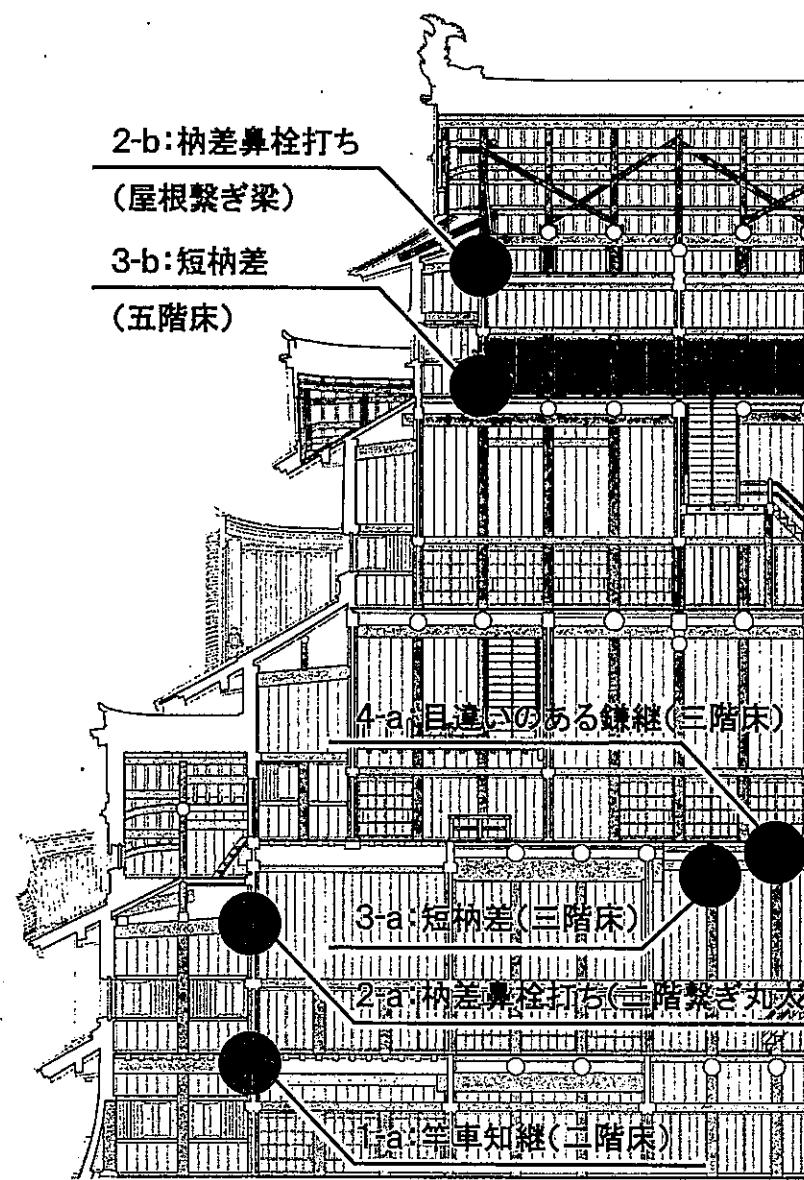
構造実験全体概要

- 木造復元天守の主な耐震要素の強度、変形性能等の構造特性を把握するため、構造実験を実施する。
- 木造復元天守の条件に合わせた実験とするため、実大試験体とする。
- 補強仕様については、今後の詳細設計、要素実験等の結果に基づき検討する。
- 実験は竹中技術研究所（千葉県印西市）にて行う。

実験項目	
1. 土壁を含む軸組（土壁・軸組のみ・防弾壁）	3. 床（床版・補強仕様）
2. 武者走り内側の軸組（軸組のみ・補強仕様）	4. 接合部（竿車知継・枘差鼻栓打ち・枘差・鎌継）

接合部実験試験体概要

- 接合部実験を実施する主要な接合部位を下表に示す。
- それぞれの接合部位における実験対象箇所は、対象数の多い箇所を中心に選定した。
- すべての試験体において各部材の材料試験を行う。
- 前項で決定した継手・仕口の概要を下図に示す。



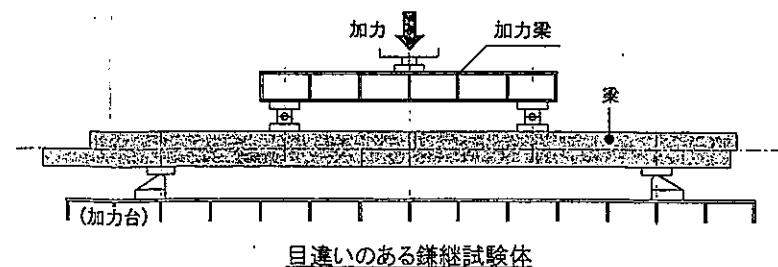
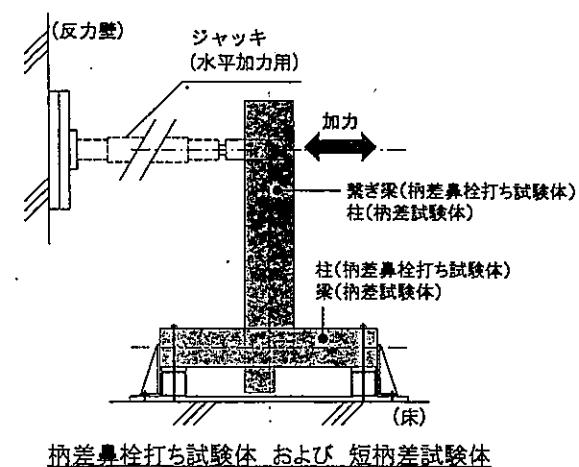
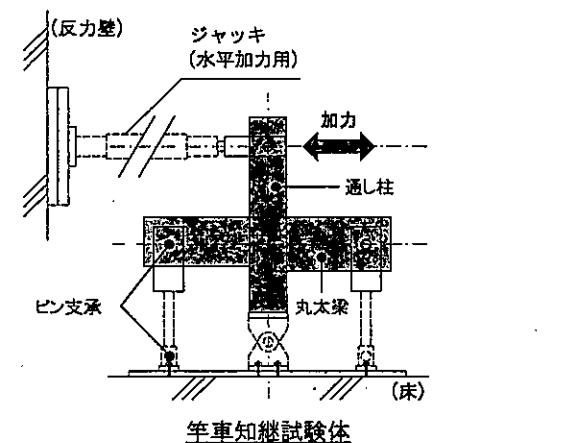
接合部位	継手・仕口形式	対象箇所	試験体数
1. 通し柱-丸太梁の仕口	竿車知継	a. 二階床	3体
2. 柱-繋ぎ梁の仕口	枘差鼻栓打ち	a. 二階繋ぎ丸太 b. 屋根繋ぎ梁	3体 1体
3. 柱頭・柱脚の仕口	短枘差	a. 三階床 b. 五階床	3体 1体
4. 梁継手	目違いのある鎌継(部材の下にある柱や梁などの真で継ぐ)	a. 三階床	4体 (加力方向別に3体と1体)

接合部実験スケジュール

H30 (2018)			
1	2	3	4
木材調達	X	木材加工	実験実施

接合部実験方法概要

- 実験方法案を下図に示す。
- 枘差試験体では、柱に軸力を作用させ、柱傾斜復元力を反映できる機構とする。

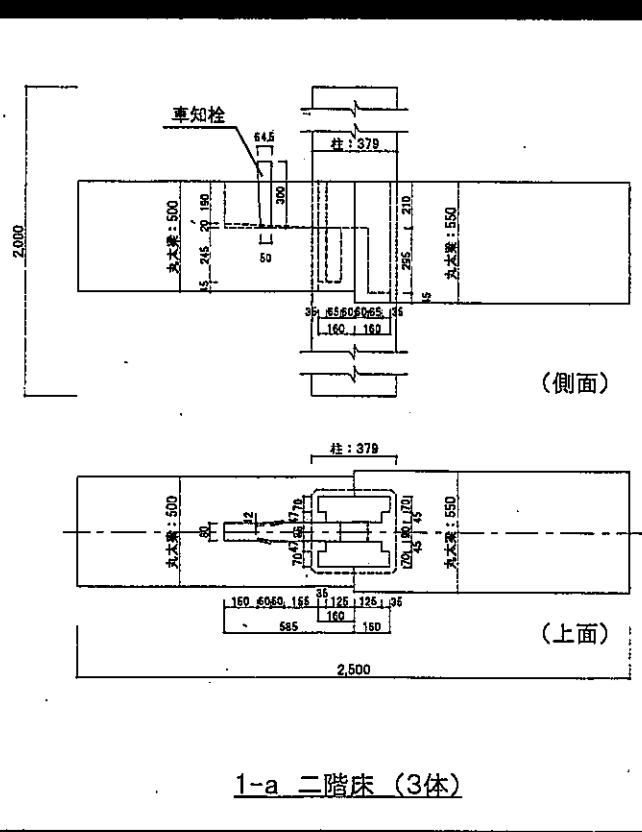


昭和実測図を基に名古屋市が作成したCADデータに竹中工務店が加筆・修正。

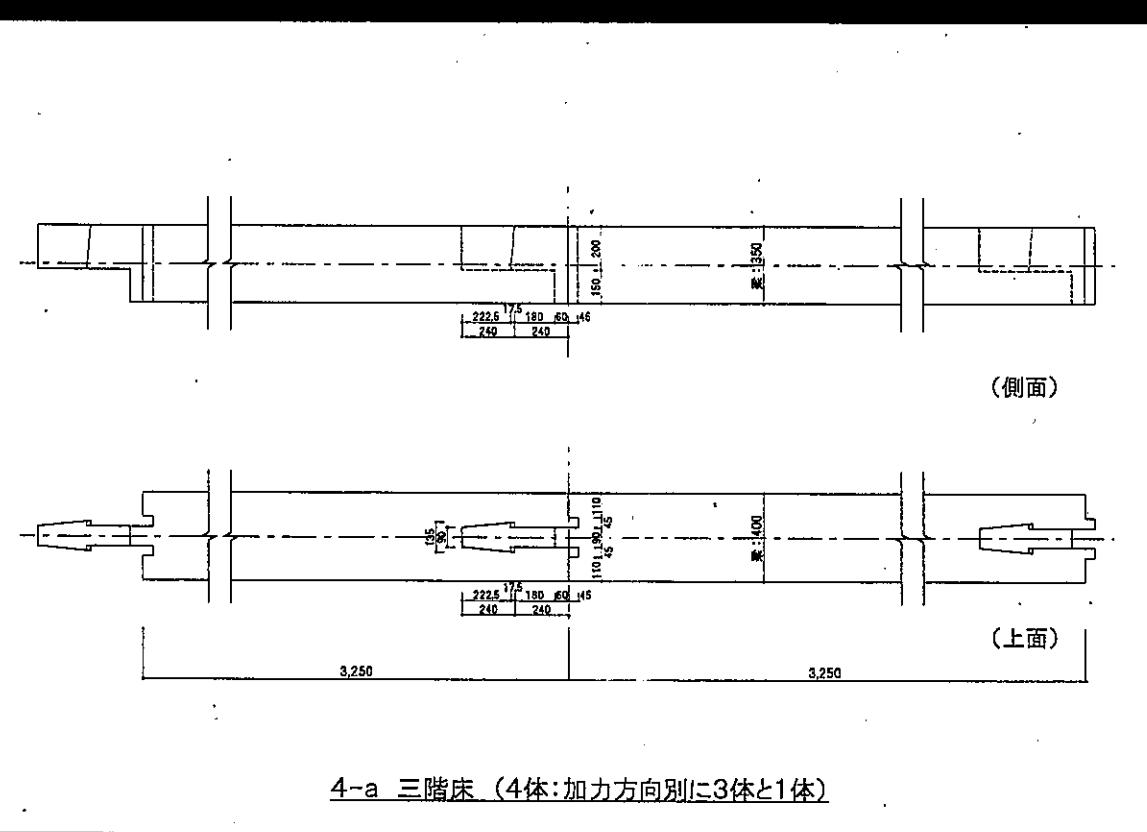
構造実験(接合部実験)計画

試験体図

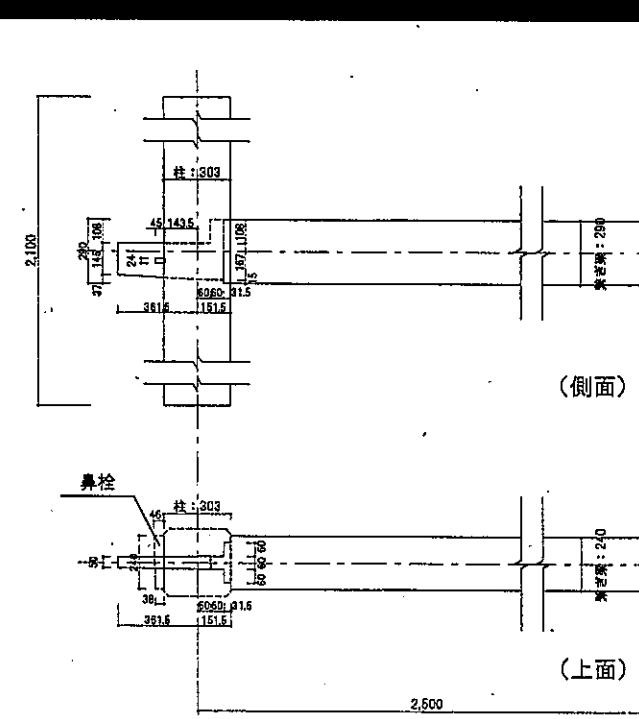
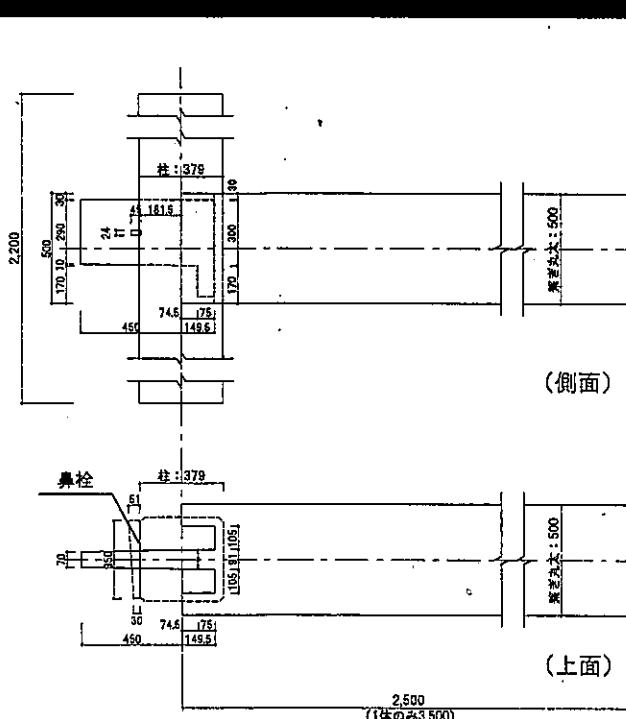
1. 竿車知継 (通し柱 - 丸太梁)



4. 目違いのある鎌継[部材の下にある柱や梁などの真で継ぐ] (梁継手)



2. 桁差鼻栓打ち (柱 - 繋ぎ梁)



試験体材種

・復元案では柱・梁の箇所によって材種が異なるが、実験では採用する材種のうち基準強度の低い材種を用いて接合部の構造性能を検証することとし、試験体には柱・梁ともにペイヒバを使用する。

復元案の材種(第7回天守閣部会資料より抜粋)

部位	材種		
	柱	通し柱	国産桧
梁	管柱	国産桧	
	丸太梁	国産松(一部、長尺材大径をペイヒバ、ペイマツ*)	
角梁	角梁	国産松、国産桧(")	

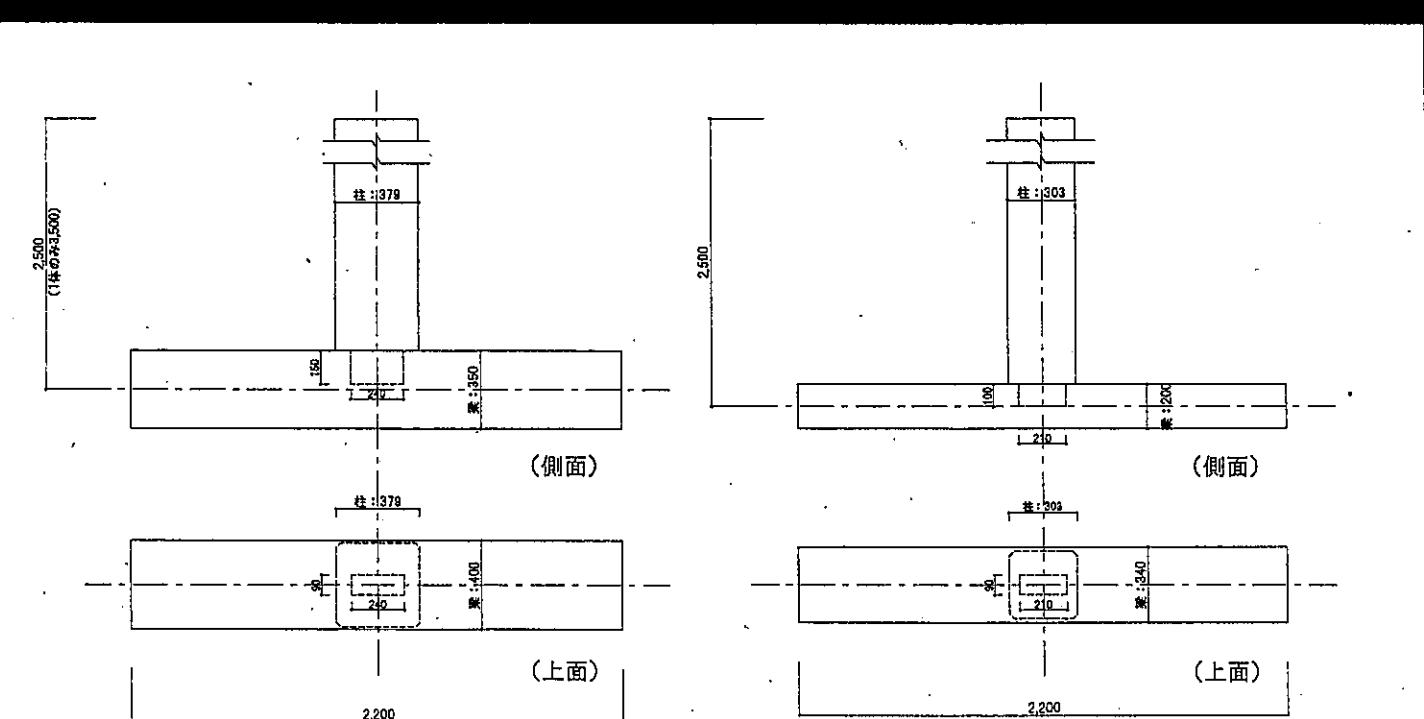
※ 調達の状況、新たな実績により材種を変更する場合があります。

基準強度 (平12建告第1452号より抜粋)

材種	基準強度(無等級材)(N/mm ²)			
	圧縮 Fc	引張 Ft	曲げ Fb	せん断 Fs
赤松 黒松 ペイマツ	22.2	17.7	28.2	2.4
桧 ペイヒバ*	20.7	16.2	26.7	2.1

※ ペイヒバは基準強度が設定されていないが、文献(ペイヒバ製材品の強度性能、森林総合研究所研究報告)において「ペイヒバを現在の無等級材の樹種群に追加する場合、からまつ、ひば、ひのき、べいひと同じ樹種群に含めることが適当である」と述べられており、桧と同じ基準強度として扱う。

3. 短枘差 (柱頭・柱脚の仕口)



**名古屋城天守閣基本設計業務
基本設計説明書**

平成30年3月30日

株式会社 竹中工務店

目次

1. 概要編

- 1. 復元概要・復元整備基本構想(更新)
 - 1 特別史跡名古屋城跡の保存活用
 - 2 歴史的変遷
 - 3 現天守閣の価値
 - 4 天守復元の意義
 - 5 復元時代の設定の概要
 - 6 活用の考え方
- 2. 復元詳細の検討
 - 1 新機能としての付加検討
- 3. 復元整備と利活用
 - 1 仮設計画
 - 2 復元の規模と周辺整備
 - 3 利活用とゾーニング

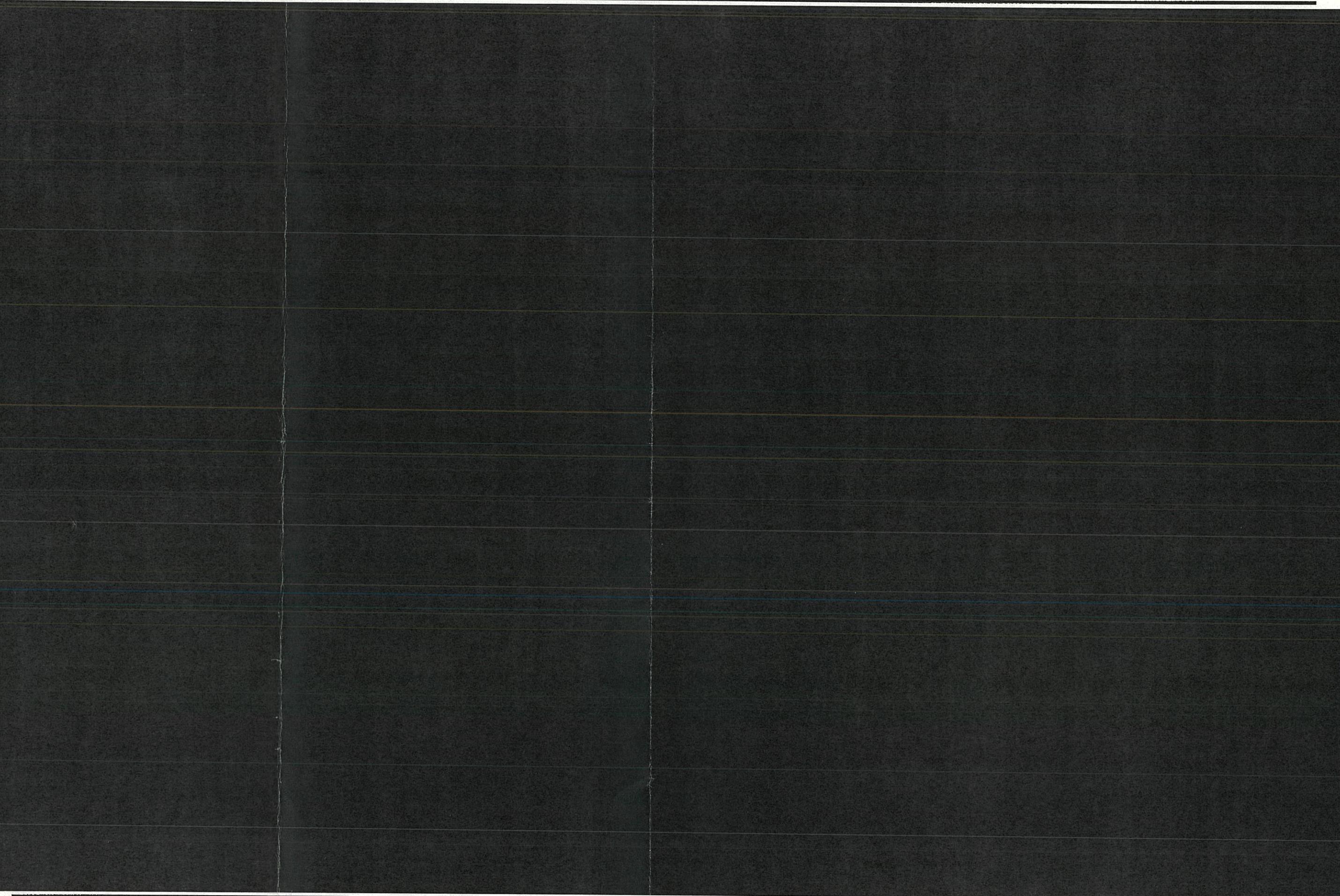
2. 資料編

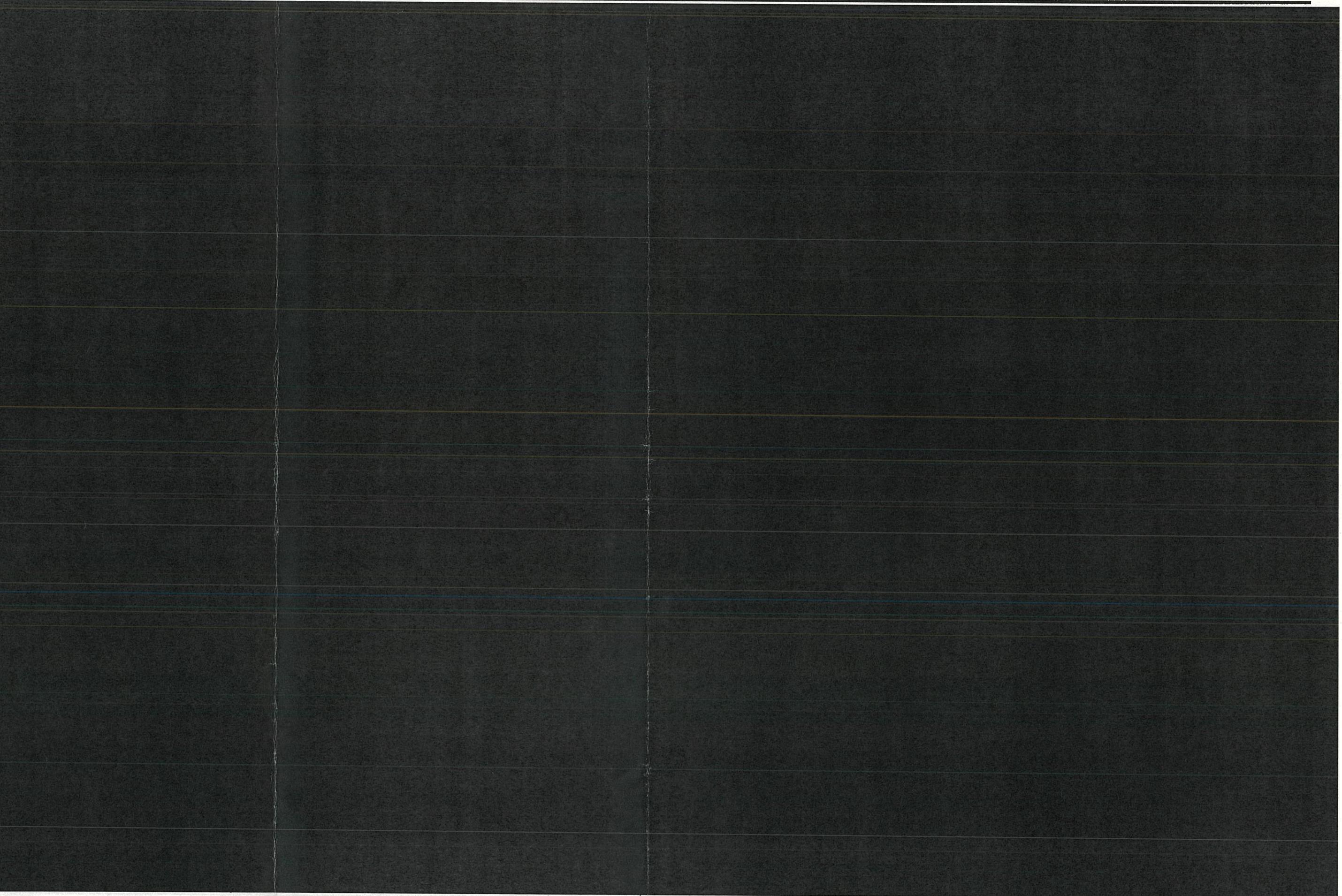
- 1. 復元根拠としての採用資料
 - 1 現存する遺構:天守台石垣の検証
 - 2 昭和期実測図及び野帳・調書
 - 3 古写真史料
 - 4 絵図史料
 - 5 文献史料
 - 6 摺本・拓本
 - 7 現存する遺物
- 2. 復元原案の考証
 - 1 各部の復元検討

3. 図面編

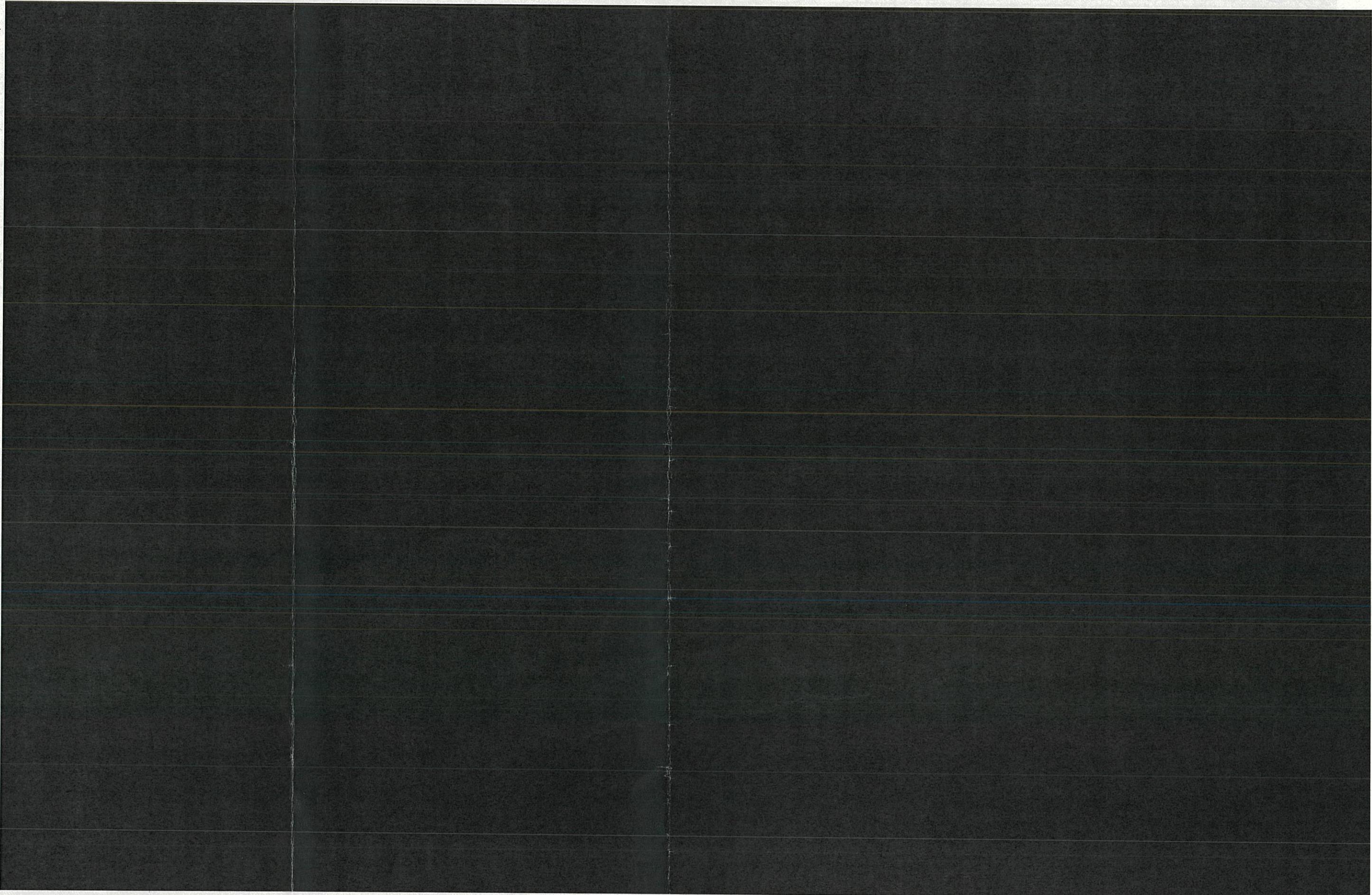
- 1. 透視図
- 2. 建築計画
 - 1 現天守閣図
 - 2 復元原案図
 - 3 仮設計画図
 - 4 関係法規チェックリスト
- 3. 構造計画
 - 1 敷地概要
 - 2 地盤調査
- 4. 設備計画
 - 1 設備計画概要
 - 2 設備計画図
- 5. 概算工事費・工程計画
 - 1 概算工事費
 - 2 工程計画

1. 概要編

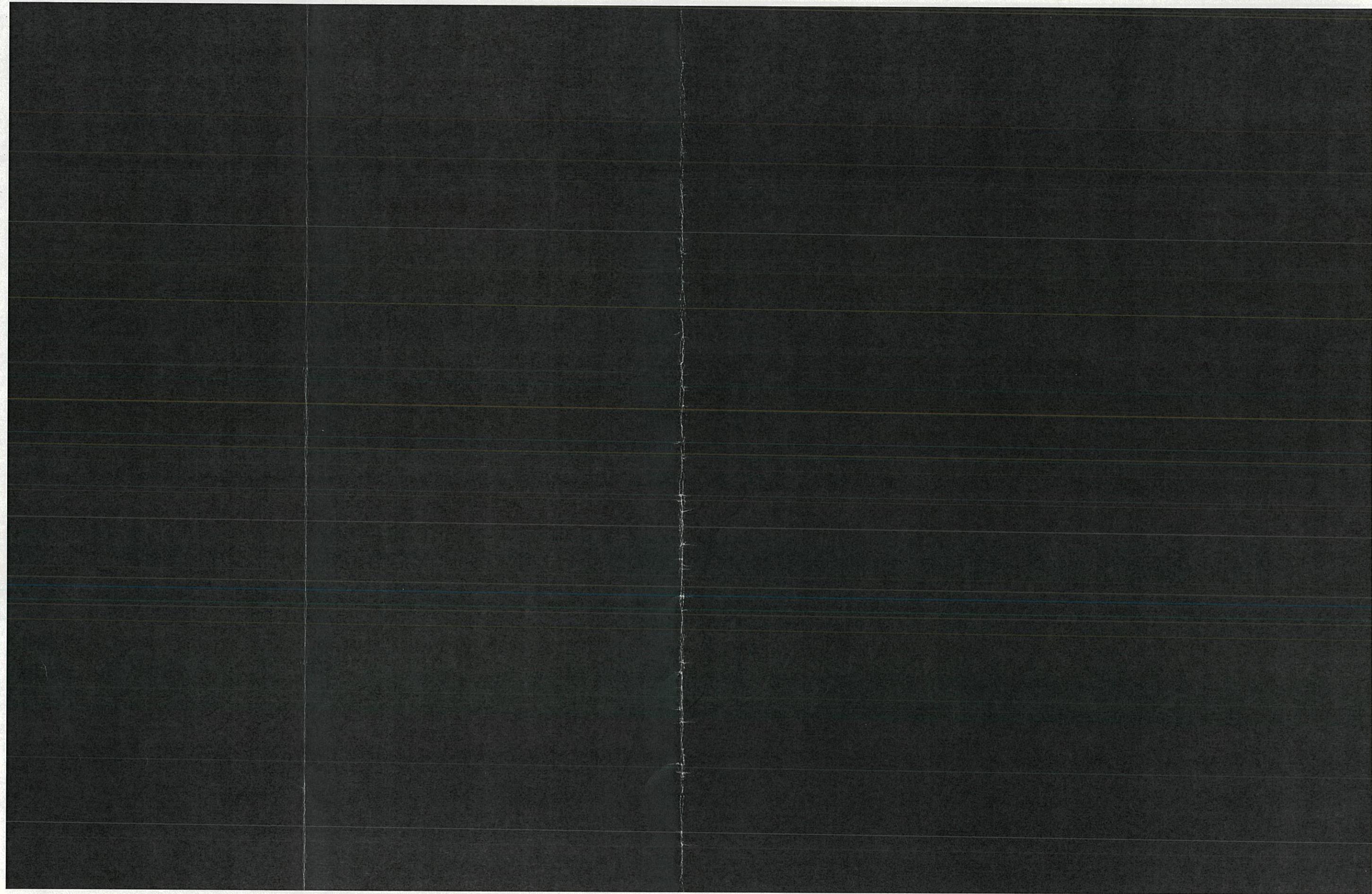












平成 28 年 経済水道委員会

○経済水道委員会

○平成 28 年 4 月 22 日（金曜日）

○第 5 委員会室

○案件 所管事務調査

名古屋城天守閣の整備検討について（観光文化交流局）

○出席委員

委員長 鹿島としあき君

副委員長 斎藤たかお君

日比健太郎君

委員 岩本たかひろ君

土居よしもと君

佐藤健一君

田辺雄一君

西山あさみ君

藤沢ただまさ君

伊神邦彦君

久野浩平君

岡田ゆき子君

鎌倉安男君

○出席説明員

観光文化交流局長 渡邊正則君

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長

柵木由美君

観光文化交流局名古屋城総合事務所長

西野輝一君

観光文化交流局総務課長 豊田 均君

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長

田頭泰樹君

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室主幹（都市魅力の向上に係る特命事項の処理）

館 雄聰君

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長

加藤嘉一君

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室長

岩本 渉君

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整）

中野勝之君

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整）

渡邊達也君

すよね、観光文化交流局というところで。観光に資するからこそ、天守閣を建てかえていくう、耐震の問題もあってそうなんですが、ただ、やはり観光のところに非常に目が向いているというのもあるんですが、やはり災害が起きたときに、きちんと文化財を守っていくという視点で動くならば、まずやらなければいけないこと、それは石垣を守り、そして西南隅櫓を守っていく、その上で観光に資するような全体整備をしっかりと考えていくという視点も必要なのではないかということを改めて考えさせられる熊本地震の状況でありますので、そういうことも一つ、今回の議論の視点として加えていって、皆さんも御認識をいただきたいなということを御意見として申し上げたいと思います。

○鹿島委員長 ほかに。

◆佐藤委員 今、随分、石垣の話と熊本の地震の話とありました。やはり、熊本のお城の石垣が崩れていく様子、また瓦が崩れていく様子を見ると、確かに今の当局、観光の局ではありますけれども、やはり熊本に対しては最大限支援をしていくという姿勢が大事だと思いますし、また、非常に言葉は選ばなきやいけないのかもしれません、2020年までに名古屋城に前のめりになるのは、この時期は若干不謹慎とさえ思うような、今は時期じゃないかなというふうに、これは個人的には少し感じています。

その上で、先ほど局長は、今はやはり、お城はまずは耐震のほうが重要だというふうにおっしゃいましたけれども、私も文化庁に行くと、正反対のことをやはり言われるんです。どこまで行っても石垣ですと。石垣が重要なんだと、あれが本物だと。これは間違いなく聞いてきた話であります。

その上で、竹中工務店さんの、またこれ、安藤・間さんもそうかもしれません、天守閣を先につくった後に石垣を積み直すというような計画を、これは本当にこの計画を文化庁は認めるのかなと。そもそもこの計画自体を、今の時点ではわからないというふうに言われるのかもしれません、今の時点で、まずこういう計画を、文化庁にまず打診をしているんですか。それさえも非常に不安に思いますし、こんなことが許されるのかなというふうに、先ほど日比副委員長のほうからもありましたけども、非常に不安というか、資料として出てきているわけですけれども、そこを確認したいんですが、いかがでしょうか。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 文化庁様のほうへは、基本的な概

要、文化庁のほうへは基本的な概要についての説明についてはさせていただいているところでございます。それに伴って、木造復元をしていく及び、当然ながら石垣を守っていくといったこと、幅広いお話になっているところでございまして、文化庁のほうからは、取り壊し、解体だとか、天守閣の解体及び木造復元、その他、今回の事業に関係するところについては、基本的に、できる限り早目の許可をとって、それを踏まえた上での事業を進めていく必要があるといった形で、お話をいただいているところでございます。

◆佐藤委員 ちょっとよくわからなかつたんですが、積み直すということは、場合によっては1回崩すということなんですか。場合によっては、天守閣を解体したときに、ケーソンが浮き上がって崩れてしまつたと。例えばの話ですよ。それに対して、崩れてきたものでもう1回修繕するために、石垣を積み直す可能性があると。そういうこともちゃんと計画の中には含めて、今、前段階では説明をしていますよということなんですか。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 委員おっしゃられる、積み直しをどこまでの部分をどうするのかとか、そういう具体的なところまでは、今のところ、まだそこの段階まで、お話をさせていただいているところでございません。

◆佐藤委員 わかりました。

そうすると、文化庁に行ったこれは私の感覚であり、ほかの委員の先生方も行かれている方が多いですので、多分同様に感じると思いますが、文化庁の感覚からすると、こんなことはまず許されないと思うんですよ。しっかりと、そういうことがないように、事前に計画を立てなさいと、また設計をしなさいというような話にならないと認められないのが、いわゆる石垣に対して、特別史跡に対しての当然の国の方針だと思うんですが、そういうこともしっかり踏まえた上で、この委員会に臨んでいるということでよろしいんですね。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 文化庁のほうには、事業全体の計画の許可をいただくに当たって、全体の様相がわかるような形で、まずは情報を下さいというような形で言われているところでございます。その中で、我々のところでお話をいただいているところは、基本設計の段階のところまで、まずは名古屋市としての方向性づけを決めて、それに対して文化庁のほうへ申請が、資料のほうが提出できるようにといった形のところまでいただいているところでございます。

詳細については、まだこれから、基本設計を精力的に進めながら、早期に向けて段取りをとっていきたいと考えているところでございます。

◆佐藤委員 この委員会は延期をしてまで、文化庁も含めてしっかりと調査、また精査をして、きょうは望んでいるはずなので、そういうこともしっかりと答えていただきたいなと思う意味で、今質問をさせてもらっているんですが、非常に曖昧な答弁じゃないかなと思うんですよ。

はっきり言ってしまえば、まだその辺はよくわからないということなんですね。そこまではしっかりと、どうなるかわからないような工期の中で、工程の中で、そこまでは説明していないけれども、実際、今後その辺は説明していく中で、もしかしたら文化庁から許可が

出ないかもしれないという可能性があるというふうに、私たちは感じればいいんですか。

◎西野観光文化交流局名古屋城総合事務所長 文化庁の担当官のほうには、今回の提案内容につきまして、全体的に説明をさせていただいております。そういう中で、先ほど主幹が申しましたけども、基本設計レベルで名古屋市の考え方をしっかりとまとめて持ってくるよういうふうなお話をいただきましたので、そういうものをもって、文化庁のほうで具体的な協議を始めることができると。そういうふうな認識を持って、きょうここに来させていただいたというところでございます。

◆佐藤委員 そうすると、やっと文化庁に対して、今後話し合いができるところまで来ましたという状態なんですね。

◎西野観光文化交流局名古屋城総合事務所長 はい、そのように認識しております。

◆岩本委員 それはもちろん、それこそ来場者だとか、皆さんの安全を守るのは当然のことだと思うんですよ。それも踏まえてですけど、何が聞きたかったかというと、新たな許可基準ができるんじゃないのかなというところを心配というか、当然のことですよね。これからのことなので、先のことなので、またこれは文化庁さんとの、国のほうと話をしながらの話でしょうけど、仮にそうなった場合に、そうすると、例えばこれで見ると、11月からですか、石垣の調査なんていうのがありますけど、今が4月ですよね。これからどの段階で調査に入れるかわからないんですけど、新たな、例えば許可基準ができたときには、変わってくる可能性があるんじゃないのかなというようなところは、どのようにお考えなんですかね。余り想定はできないか。

◎西野観光文化交流局名古屋城総合事務所長 新たな許可基準という御指摘でございます。

文化庁の許可基準につきましては、今のところ私どものほうで、どうなるだろうかというようなことは想定していないと。ですから、文化審議会が10月と5月に開かれるということですので、その10月の文化審議会で御許可いいたぐと、そういうような考え方で進めるというのがこの案でございます。

◆岩本委員 何も先ほどからも出ているように、反対とか、そういうことを言っているわけじゃないんですよね。名古屋市のシンボルとなるような誇るべきものを、どうやってみんなでつくるのかという話の中で、一つ一つ積み上げて、正しい情報のもとに正しい判断をしていきたいということで議論をしているので、もちろん今後、どのくらいのスパンで調査結果が、また調査をして、どのような結果報告が、また基準が変わるのかわからないんですけども、しっかりとその部分は取り入れてやっていっていただきたい。これは指摘でとどめておきます。

きないというのが想定がされましたので、これは課題だというようなことで、市長にもそういうことをお伝えし、これについては、許可のとる時期をどうするかというのを、竹中及び文化庁に対して確認するというような作業を行ってきました。その上で、その結果として、先ほどの 7 ページの見直し工程というのを出してきておりますので、そういう意味でいいますと、全体の許可を得てから、エレベーターの撤去、現天守の撤去というのを進めいくというような工程には、今のところはなっております。

◆田辺委員 そうすると、わかりましたよ。だから、そこで初めて 7 ページの資料になってくると思うんだけども、あなた方、随分アンフェアなことをするね。こんなことを後から出してきて。そうすると、随分これ、工期短縮できるんじゃないの。わからないけどさ。

聞きたいのは、文化庁の復元検討委員会が 9 月に丸が打ってあるでしょう。前のときは、2 ページのやつは 7 月と 11 月と 3 月だよね。何でここ、9 月に丸が打ってあるの。9 月にやってもらえるの。しかも、全体の許可が翌月の 10 月なんだけど。つまり、この全体計画の許可の丸というのは、2 ページの工程表の平成 29 年 10 月についている丸の意味だよね。違うか。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 今、見直し工程案の中では、平成 28 年 10 月に全体計画の許可をいただこうと、文化審議会の全体許可をいただこうという予定でございます。平成 28 年 9 月には、文化財復元検討委員会といったことが、今委員のほうでの、これがあるのかといったお話をございますが、これは開催していただけるかについてのお話は、まださせていただいている状況ではございません。その前に、基本設計といったものを精力的に資料作成をして、地元の有識者等を含めながら検討した結果を、できるだけ早目に文化審議会にかけられるように、復元検討委員会の開催についても、御相談させていただきながら、取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

◆田辺委員 わかりました。見直し工程の中では、やっていただけるかどうかまだわからぬ 9 月という日程で検討委員会にかけて、しかも、翌月には全体計画の許可、だから、2 ページの平成 28 年 10 月の全体方針の承認と同じ意味ではないんでしょう、これ。そこを教えて。今、2 ページの工程表で指摘をした、エレベーターを先に壊してどうするんだということに対する見直しが、7 ページだというのであれば、平成 28 年 10 月の全体計画の許可というのが出れば、この時点で 2020 年 7 月に間に合うということの担保になるという意味かい。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 2 ページのほうの工程案で出させていただいています丸、文化庁保護審議会のほうの丸でございますが、平成 29 年度 10 月に全体承認という形がございます。この丸自体が、7 ページでいきますと、平成 28 年 10 月にとていいこうと。ただ、この全体工程の計画の許可といったものがとれる状況のものが、基本設計レベルの状況で審議にかけさせていただけるといったことの内容が、打ち合わせといいますか、お話をいただけましたので、平成 28 年度 10 月の全体計画の許可に向けて、精力的に資料をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

◆田辺委員 だから、わかりやすい説明でいいんだけど、ちゃんと最後の聞いたことに答えてよ。ここで全体計画の許可が出れば、2020年7月に間に合うということになるのかと聞いているの。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 ここで許可をいただければ、全体の今の竹中工務店が出しているスケジュールにのってくるといったような形でございます。

◆田辺委員 それにしても、随分タイトな日程だけども、この話を聞いても、一生懸命できるように頑張ってまいりますというふうに多分言うんだろうから、一応聞いておきますが、本丸御殿のときはどれだけかかったっけ。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 本丸御殿のときには、復元検討委員会は3回開催されているところでございます。

◆田辺委員 3回で何ヶ月ですか。

◎岩本観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室長 3回で、平成18年12月と平成19年3月、そして平成19年7月でございます。（「何ヶ月か、期間を」と呼ぶ者あり）現状変更の許可が出るまでに、第1回目の復元検討委員会から11ヶ月でございます。

◆田辺委員 本丸御殿と同じではないけども、11ヶ月かかったものを、天守閣に関しては、あなた方はわずか1ヶ月でやろうと。天守閣のほうが本丸御殿ほどややこしくないというふうに思っていらっしゃるのかな、わからないけれども、それぐらいの日程の圧縮を図るだけの努力をされるというふうに一応聞いておきますけれども、よくわかりました。日程に関して、私はそれぐらいで結構ですけども、あとあれば。

◆岡田委員 2ページの竹中の工程の計画では、これ、基本設計、審議会の日程は10月で同じなんですが、基本設計に7月、8月、9月、10月、11月、5ヶ月かけて基本設計をするという提案になっている。実施設計については、その後12月から、平成29年9月までかけて実施設計と。

今ほどの議論で、竹中の基本設計途中に、審議会で全体方針承認というのはあり得ないということで、見直しのほうは、これが10月の審議会というのは予定がされているんですね、計画がなっているのかな。基本設計をやってから全体計画の許可をとると。これ、平成28年10月というのは動かないわけで、結局、竹中と名古屋市との交渉の中で、基本設計は5ヶ月間かかると言っているのを、3ヶ月でやりますというふうに話をされたということですか。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 この中では、基本設計5ヶ月のものを、3ヶ月といった形で記載させていただいているところでございます。文化庁へ出す基本設計レベルのものを、まずは優先させて取り組んでいきたいというような形を踏まえまして、何とか3ヶ月で文化庁のほうへお出しするぐらいの資料レベルまではつくっていこうというような考え方でございます。

平成 28 年 経済水道委員会

○経済水道委員会

○平成 28 年 11 月 30 日（水曜日）

○第 5 委員会室

○案件 付議議案審査

（質疑〔市民経済局、観光文化交流局〕）

平成 28 年第 139 号議案 平成 28 年度名古屋市一般会計補正予算（第 5 号）

同 第 138 号議案 名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

同 第 152 号議案 指定管理者の指定について

同 第 153 号議案 指定管理者の指定について

同 第 154 号議案 指定管理者の指定について

同 第 105 号議案 平成 28 年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）

同 第 102 号議案 名古屋市国際展示場新第 1 展示館整備事業者選定審議会
条例の制定について

同 第 103 号議案 名古屋市特別会計条例の一部改正について

同 第 106 号議案 平成 28 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

○出席委員

委員長 大村光子君

副委員長 斎藤たかお君

小川としゆき君

委員 塚本つよし君

田辺雄一君

西山あさみ君

丹羽ひろし君

藤沢ただまさ君

中川貴元君

鎌倉安男君

江上博之君

木下 優君

○出席説明員

市民経済局長 中田英雄君

市民経済局地域振興部長 寺澤雅代君

市民経済局産業部長 下山浩司君

市民経済局総務課長 佐治独歩君

市民経済局企画経理課長 前田行成君
市民経済局地域振興部地域振興課長
杉山拓也君
市民経済局産業部産業労働課長
杉山和人君
観光文化交流局長 渡邊正則君
観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長
柵木由美君
観光文化交流局観光交流部長
近藤善紀君
観光文化交流局文化歴史まちづくり部長
山内正照君
観光文化交流局名古屋城総合事務所長
西野輝一君
観光文化交流局総務課長 豊田 均君
観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長
田頭泰樹君
観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室主幹（都市魅力の向上に係る特命事項の処理）
館 雄聰君
観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室長
桑原英郎君
観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室主幹（国際展示場等に係る企画調整）
大島吉清君
観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室主幹（国際展示場整備構想等）
柳原貴人君
観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室長
松田和彦君
観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長
加藤嘉一君
観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室長
岩本 渉君
観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整）
中野勝之君
観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整）
渡邊達也君

「1 本市の完成期限見直しの考え方」についてでございます。本市の完成期限見直しの考え方といたしましては、今回の完成期限の見直しは、法令に抵触するものではなく、公募後に生じた熊本地震及び議会における審議を踏まえて見直したもので、合理的な理由があり、かつ変更事由以外の工程については、当初の提案を踏襲しているため、本市の裁量権の範囲内の行為と認識しております。御理解賜りたいと存じます。

続きまして、2ページをごらん願います。

「2 平成34年7月天守閣竣工の工程案等」についてでございます。(1)工程案につきましては、竹中工務店と協議した上で、本市が想定しております平成34年7月末に天守閣竣工とする工程案をお示しさせていただきました。熊本地震や委員会での御指摘を踏まえまして、石垣の詳細調査を平成29年7月から実施し、その結果を基本設計等に反映させた上で、平成30年5月に文化庁の審議会での審議をお願いすることとしております。文化庁の許可を取得した後、史跡内の各種仮設工事に入り、平成31年4月から現天守閣の解体工事に、平成32年1月から木造復元工事に移り、平成34年7月の天守閣竣工を目指してまいります。(2)株式会社竹中工務店名古屋支店から指摘された課題についてでございます。今回の工程案について協議するに当たり、竹中工務店からは、木材の調達については、基本設計に基づき使用する木材が確定できた段階で、必要本数の発注に向けた手続を行う必要がある。工程の見直しに伴い、仮設工事や解体工事の着手時期がおくれるため、東京オリンピックによる建設需要の高まりの影響を受け、建設費が上昇することも考えられるとの指摘をいただいております。

資料の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○大村委員長 それでは、これより質疑に入りますが、議事の整理上、初めに第153号議案及び第154号議案に対する質疑を行い、その後、第105号議案関係分初め4件に対する質疑を行ってまいりたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、第153号議案及び第154号議案を一括議題に供し、御質疑をお許しいたします。

◆田辺委員 それではまず、第153号議案、第154号議案についてお尋ねをしたいと思います。

それぞれ指定管理者の指定をする内容のものでございますけれども、ここに至るまでに、いわゆる選考ということがあったというふうに思うんですね。確認まで教えていただきたいことが、それぞれの事案に関しまして、指定管理者に委託をするものとしては何回目になるのか。

それから、今回の指定管理者を選定するに当たって、事業説明会に、要は公募の説明会に何者ぐらい、どのくらいの方たちが参加され、また実際にこの指定管理の入札と呼んでいいのか、そちらのほうに参加をした人たちは何名ぐらい、何者ぐらいあったのか。

それから、前回の指定管理料としては幾らであって、今回は幾らになるのか、これを教えていただきたいと思います。

平成 29 年 経済水道委員会

○経済水道委員会

○平成 29 年 2 月 21 日 (火曜日)

○第 5 委員会室

○案件 付議議案審査

(質疑 [観光文化交流局])

平成 28 年第 105 号議案 平成 28 年度名古屋市一般会計補正予算 (第 3 号)

同 第 102 号議案 名古屋市国際展示場新第 1 展示館整備事業者選定審議会
条例の制定について

同 第 103 号議案 名古屋市特別会計条例の一部改正について

同 第 106 号議案 平成 28 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

○出席委員

委員長 大村光子君

副委員長 斎藤たかお君

小川としゆき君

委員 日比美咲君

塚本つよし君

田辺雄一君

西山あさみ君

丹羽ひろし君

藤沢ただまさ君

中川貴元君

鎌倉安男君

江上博之君

木下 優君

○出席説明員

観光文化交流局長 渡邊正則君

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長

柵木由美君

観光文化交流局観光交流部長

近藤善紀君

観光文化交流局名古屋城総合事務所長

西野輝一君

観光文化交流局総務課長 豊田 均君

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長

田頭泰樹君

観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室主幹（都市魅力の向上に係る特命事項の処理）

館 雄聰君

観光文化交流局観光交流部MICE推進室長

桑原英郎君

観光文化交流局観光交流部MICE推進室主幹（国際展示場等に係る企画調整）

大島吉清君

観光文化交流局観光交流部MICE推進室主幹（国際展示場整備構想等）

柳原貴人君

観光文化交流局名古屋城総合事務所管理課長

加藤嘉一君

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室長

岩本 渉君

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整）

中野勝之君

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹（事業調整）

渡邊達也君

開会 午前 10 時 2 分

○大村委員長 ただいまから経済水道委員会を開会いたします。

本日は継続審査となっております第 105 号議案関係分、第 102 号議案、第 103 号議案及び第 106 号議案の審査を行います。

それでは、第 105 号議案関係分初め 4 件を一括議題に供し、まず名古屋城天守閣の整備に関し、11 月定例会後の検討状況につきまして当局からの報告を求めるとともに、資料が提出されておりますので、資料について当局の説明を求めます。

○豊田観光文化交流局総務課長 それでは、11 月定例会後の検討状況及び本日御提出させていただきました資料につきまして御説明申し上げます。

名古屋城の天守閣の整備につきましては、6 月定例会におきまして補正予算案を上程して以来、委員の皆様には御議論を重ねていただき、11 月定例会においても関連議案は継続審査となっております。

観光文化交流局といしましては、11 月定例会以降、議会からの御指摘を踏まえまして、市長及び優先交渉権者である竹中工務店と協議を重ね、工程等について検討を進めてまいりました。

その上で、現時点で想定される今後の工程につきまして、本日改めて案としてお示しさせ

ていただきましたので、御説明させていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の経済水道委員会説明資料の1ページをお開き願います。

「平成34年12月天守閣竣工の工程案（詳細）」でございます。なお、この工程案は、あすから始まります2月定例会におきまして、継続審査となっております補正予算案をお認めいただいた場合を想定いたしました工程案でございます。

昨年12月5日に開催されました経済水道委員会で御提出させていただきました工程案からの主な変更点といたしましては、今回の工程案では基本設計等に係る業務に着手する時期を、平成28年12月から平成29年4月とさせていただいております。それに伴い、文化庁の審議会へ審議をお願いする時期を、平成30年5月から平成30年10月へと変更させていただいております。さらに、文化庁の許可を取得しました後、平成31年9月から現天守閣の解体工事に、平成32年6月から天守閣木造復元工事に移り、31カ月後の平成34年12月の天守閣竣工を目指す工程案となっております。

なお、本工程案につきましては、2月9日に開催いたしました天守閣整備事業に係る意見聴取会におきまして、評価委員に御説明させていただいております。

また、今回お示しさせていただきました工程案に基づきますと、基本設計等につきまして平成29年度に行う予定となっておりますことから、あすから開催されます2月定例会におきまして、速やかに必要な予算措置をお願いしたいと考えております。

資料等の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○大村委員長 説明が終わりましたので、資料に対する質疑を含め、御質疑をお許しいたします。

◆江上委員 私は否決を求めましたが、継続審査となりまして、その継続審査の条件の中に、私は二つのことがあるので、その点についてはどうなっているのかということで、継続審査の動議の中で契約に対する考え方について、市長と当局の間で認識の一致が必要ではないかと、これがなされていないということでしたが、その点はどのように検討されてきたんでしょうか。

◎館観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室主幹 市長と当局におきまして、11月定例会以降、契約に対する考え方につきまして確認をさせていただきまして、認識は一致しているところでございます。

具体的に申しますと、優先交渉権者である竹中工務店と、現時点におきましては基本設計等の契約の締結に至っているわけではありませんが、本市におきましては、優先交渉権者とともに事業を推進するという法的な責務があるということから、本市のほうからは一方的に中止できないという状況にあるということで、市長と認識を一致しているところでございます。

◆江上委員 その優先交渉権者というものは、もちろん第一優先ですから、いろいろ交渉をして、それで話がまとまらない場合に第二に行くわけですから、信義則があるのも当たり前なんですけども、あれほど文書を出していただきましたけども、むきになって契約だと力ま

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 工程表の延びた経緯でございます。9月の定例会のときに、2020年7月から2022年の7月へと工程のほうを延ばさせていただくといったお話をさせていただいたところでございます。

その内容につきましては、公募後に起きました熊本地震により、石垣等の安全性についての確認をしていく必要があるだろうといったことと、あとは議会等の審議を踏まえた上で内容に基づいて、2年間に変更させていただくといった形で、お話をさせていただいたところです。

その内容にさせていただきましたが、11月の定例会の御審議に伴いましても同じような形で、2022年の7月といった工程を出させていただきましたけれども、継続審議という形になりました。

それに伴いまして、平成28年11月の段階では、平成28年の12月といったものが当初の基本設計等の着手の予定日になっておりましたが、継続審議という形になりましたので、今回出させていただきましたのが、平成29年4月の基本設計等の着手といった工程を出させていただいているところでございます。

その工程を出させていただきましたが、着手がおくれたことに伴いまして、平成30年の5月といったものに文化審議会の許可を得ると、文化庁の許可を得るといった予定になつておりましたが、おくれたことにより、平成30年の10月で文化庁の審議会の許可をとっていくといった形で、変更させていただいているところでございます。

それ以降、文化庁の審議を得た後に、仮設等の工事に着手していくという形になりますので、それに伴いまして、平成34年の7月だった工期というものが5カ月間延びて、平成34年の12月といった形で工程のほうを変更させていただいていると、経緯的にはそういう形でございます。

◆丹羽委員 簡単に言うと、継続審議になってスタートがおくれた分が、この5カ月分の延びというふうに理解させていただいたんですけど、ということは、またこれも確認なんですが、文化庁だとかいわゆる許可を得る団体との話は全くなしで、あくまでも竹中工務店と名古屋市との話し合いでそこの調整をしたということでよろしいでしょうか。

◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 工程につきましては、前回出させていただいたものと、着手がおくれるといったことの観点から、工程の変更をさせていただいているといった形でございます。

◆丹羽委員 この間、文化庁との交渉という、この工程以外、工程も含めてですけど、この名古屋城の天守閣の木造再建に関しての文化庁との交渉だとかやりとりというのは、電話だとか訪問だとかいろんなものを含めて、あれば内容を、なればないということでお答えちょっとください。

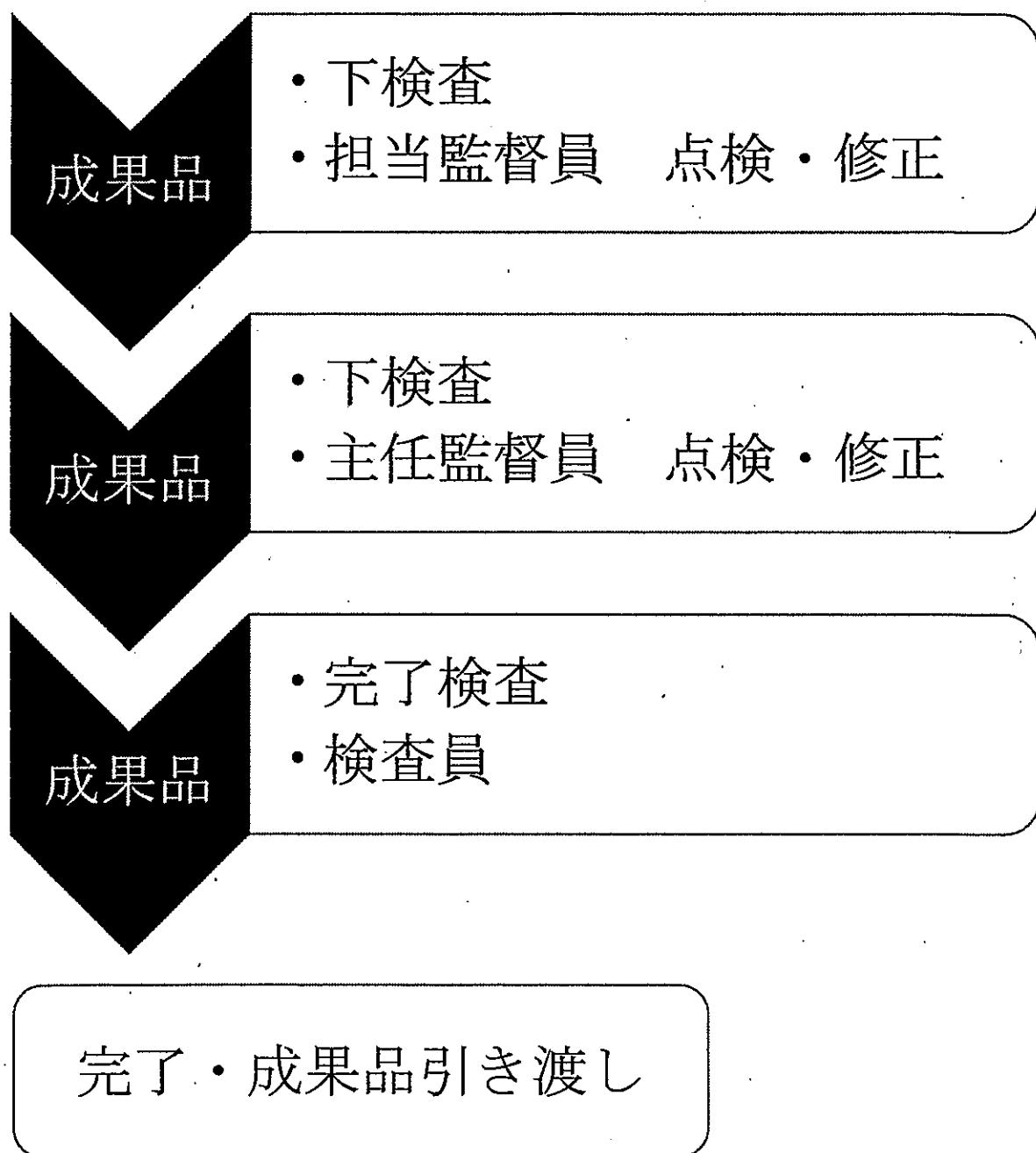
◎渡邊観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室主幹 文化庁へのお話につきましては、11月の審議についてのお話はさせていただいております。その審議の内容に基づき、また今後2月等、定例会のほうでまた御審議いただきながら、それに伴って文化庁への資料等

監査報告書(元三系る現状変更許可)シート

年度 月	平成18年度(2006年)												平成19年度(2007年)												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
現状変更許可													申請★ 9/5			★ 許可 11/16									
文化審議会														★ 文化審議会 10/19	★ 文化審議会 11/16										
文化庁復元検討委員会													第1回 12/25 ★	第2回 3/29 ★											
基本設計 (随意契約)														完了 3/30											
実施設計 (随意契約)															契約 6/20									完了 3/14	

別紙

完了検査までの流れ





契 約 書



(業務委託用)

委 託 業 務 名	名古屋城天守閣整備事業に係る発注者支援業務
委 託 業 務 内 容	仕様書のとおり(別途手交渉)
履 行 期 間	契約締結の日から平成30年3月30日
委 託 代 金 額	¥ 41,040,000★ うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 ¥3,040,000★
委託代金の支払場所	名古屋市役所
委託代金の支払方法	口座振替
前払金及び部分払の有無	前払金 無 部分払 無
契 約 保 証 金	免除

上記委託業務について、名古屋市と受注者とは、別添契約約款により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年 6月 22日

名古屋市
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
契約事務受任者
名古屋市観光文化交流局長 渡邊 正則



受注者

名古屋市東区泉二丁目10番23号

株式会社安井建築設計室 代表取締役
常務執行役員 井上 孝成

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所発注者支援業務委託契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、この契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、発注者及び受注者が必要ないと認めたときは、この限りでない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第47条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（業務着手届及び業務日程表）

- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務着手届及び業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者が必要でないと認めたときは、受注者は、業務着手届又は業務日程表の提出を省略することができる。

（契約の保証）

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- （1）契約保証金の納付
- （2）契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- （3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証
- （4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 受注者は、成果品（第32条第1項の規定により準用される第27条に規定する指定部分に係る成果品及び第32条第2項の規定により準用される第27条に規定する引渡し部分に係る成果品を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡しの時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果品が著作物に該当するとしてしないにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしてしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

（一括再委託等の禁止）

- 第6条 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した怪微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に下請負届を提出しなければな

らない。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたことが明らかなときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果品を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託代金額の変更、委託代金の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第10条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(監督員の立会い及び業務記録の整備等)

第12条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。この場合において、監督員は、受注者からの立会いを請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

2 受注者は、設計図書に定めるところにより、必要な記録等を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 発注者又は監督員は、貸与品等を受注者の確認の上、引き渡さなければならない。この場合において、受注者は、品名、数量等が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときに、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

7 受注者は、貸与品等の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。

- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際の履行条件と相違すること。
- (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書等の変更)
- 第16条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第18条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (業務の中止)
- 第17条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (業務に係る受注者の提案)
- 第18条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を見出し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託代金額を変更しなければならない。
- (受注者の請求による履行期間の延長)
- 第19条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (発注者の請求による履行期間の短縮等)
- 第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、委託代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の変更方法)
- 第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (委託代金額の変更方法等)
- 第22条 委託代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。
- (変更に伴う手続)
- 第23条 受注者は、第14条から前条まで及び第34条の規定によりこの契約の変更を必要とするときは、発注者が指定する日までに変更契約を締結し、又は請書を提出しなければならない。この場合において、委託代金の変更を伴い、かつ、第2条第1項の規定により業務日程表を提出しているときは、変更後の業務日程表を併せて提出するものとし、業務の日程を変更した場合において同項の規定により業務日程表を提出しているときは、変更した日から14日以内に変更後の業務日程表を提出しなければならない。
- (一般的損害)
- 第24条 成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第44条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (第三者に及ぼした損害)
- 第25条 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定にかかるわらず、同項の損害（第44条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(委託代金額の変更に代える設計図書の変更)

第26条 発注者は、第7条、第14条から第20条まで、第24条、第29条又は第34条の規定により委託代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第27条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに発注者に業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を書面又は口頭により受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査は、発注者が指定した検査員が行うものとする。

4 受注者は、第2項による発注者の業務の完了の確認があったときは、直ちにその成果品を発注者に引き渡さなければならない。

5 受注者は、第2項の検査の結果履行が不完全である旨の通知を受けたときは、次項に定める場合を除き、発注者の指定する日までに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

6 発注者は、第2項(前項において準用する場合を含む。)の検査の結果、成果品に僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。

(委託代金の支払い)

第28条 受注者は、前条第4項の規定により成果品を発注者に引き渡したときは、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)の定めるところにより、委託代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託代金を支払わなければならぬ。

(部分使用)

第29条 発注者は、第27条第4項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第30条 発注者が、あらかじめ設計図書において前払金を支払うことを定めたときは、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計図書に定める額の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、この請求は、発注者の承認を得た場合を除き、契約締結の日から20日以内にしなければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金の支払完了後において、委託代金額に変更があっても前払金の額は変更しないものとする。

(前払金の使用)

第31条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(この業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分引渡し)

第32条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第27条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金額」と、第28条中「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第27条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、「委託代金額」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金額」と、第28条中「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、「委託代金」とあるのは「部分引渡しに係る委託代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第28条第1項の規定により、受注者が請求することができる部分引渡しに係る委託代金の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する委託代金」及び第2号中「引渡部分に相応する委託代金」は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、受注者が前2項の規定により準用される第27条第2項の検査結果の通知を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る委託代金の額

$$= \text{指定部分に相応する委託代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{委託代金額})$$

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る委託代金の額

$$= \text{引渡部分に相応する委託代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{委託代金額})$$

(第三者による代理受領)

第33条 受注者は、発注者の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条(前条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第34条 受注者は、発注者が第30条又は第32条において準用される第28条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代

金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(瑕疵担保)

- 第35条 発注者は、成果品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第27条第2項（第32条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第27条第4項又は第6項の規定による成果品の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第32条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても、成果品の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第36条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、委託代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合で計算した額とする。
- 3 発注者は、第1項の損害金を徴収しようとするときは、納入期限を定め請求しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項に規定する損害金を納入期限までに納付しないときは、委託代金額から損害金相当額を控除することができる。
- 5 第2項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第27条第5項の規定により最初に指定した期限までの日数は算入しない。
- 6 発注者の責めに帰すべき事由により、第28条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定による委託代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第37条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) この契約の履行に当たり、監督員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。
- (6) 第40条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (8) その他この契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- (談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)
- 第38条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第3号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

(発注者の任意解除権)

第39条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第37条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第40条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により設計図書を変更したため委託代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。
ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第41条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第32条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第32条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡しを除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託代金（以下「既履行部分委託代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第42条 この契約が解除された場合において、第30条の規定による前払金があったときは、受注者は、第37条又は第38条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第32条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第39条又は第40条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第30条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第32条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託代金から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金にお余剰があるときは、受注者は、第37条又は第38条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約締結の日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、第39条又は第40条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 前項前段に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第37条又は第38条の規定によるときは発注者が定め、第39条又は第40条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第43条 受注者がこの契約に関して第38条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、委託代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、委託代金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第38条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2) 第38条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号について、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(保険)

第44条 受注者は、設計図書に基づき保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

(契約保証金等の返還)

第45条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該契約保証金又は担保を受注者に返還しなければならない。

(1) 成果品の引渡しを受けたとき。

(2) 第39条第1項の規定によりこの契約を解除したとき又は第40条の規定によりこの契約を解除されたとき。

(相殺)

第46条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託代金請求権及び

その他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

(紛争の解決)

第47条 この約款の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたもの除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者がそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補 則)

第48条 この約款に定めるもののほか、受注者は、契約規則その他関係法令の定めるところに従うものとし、この約款に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議して定める。